欧州委員会

ストラスブール、2015 年 5 月 19 日 SWD(2015)111 最終版

委員会職員作業文書 より良い規制に関する指針 {COM(2015)215 最終版} {SWD(2015)110 最終版}

目次

目次	2
第1章 欧州委員会における「より良い規制」	4
1. 序文	4
2. 「より良い規制」とは何か?	5
3. より良く規制する方法とは?-最重要事項	
4. 本ガイドラインの構成	11
第2章 計画立案に関する指針	13
1. いつ政策を策定し始めることができるのか?	13
2. 誰が認証プロセスに関与するのか?	14
3. 何が認証される必要があるのか?	15
第3章 影響評価に関する指針	18
1. 序文	18
2. 影響評価に関する重要な質問及び原則	21
3. 影響評価報告書にまとめる	36
4. 影響評価から政策立案まで	37
第4章 提案の策定、実施及び国内法化に関する指針	36
1. 序文	39
2. 実施に係る問題の予測と国内法化の促進:実施計画	40
3. 法律のより良い起草	42
4. EU法と加盟国の国内法化した措置との関係:説明用文書	46
5. モニタリングの実施	48
第5章 モニタリングに関する指針	50
1. 序文	50
2. モニタリングに関する重要な質問及び原則	51

第6章 事後評価及び適合性チェックに関する指針	58
1. 序文	59
2. 重要な原則及び概念	64
3. 事後評価が答えなければならない重要な質問	67
4. 事後評価に関する職員作業文書にまとめる	73
5. 事後評価結果の活用	74
第7章 ステークホルダーとのコンサルテーションに関する指針	76
1. 序文	76
2. ステークホルダーとのコンサルテーションの範囲と定義	77
3. ステークホルダーとのコンサルテーションの一般原則及び最低基準	78
4. ステークホルダーとのコンサルテーションはいつ必要となるか?	80
5. 欧州委員会各総局内の誰がコンサルテーション活動に責任を負うのか?	'83
6. コンサルテーションの準備及び実施に関する方法-相互に関係する3つ	のフェーズ 8 3
7. 品質管理	103
第8章 「より良い規制」ツールボックスの内容	104
用語集	107

第1章 欧州委員会における「より良い規制」

1. 序文

欧州の政策と法律は、欧州連合内における5億人の住民の生活と数百万社の企業の活動に影響を及ぼす。相当な量の法律が現在存在しており、これらの法律は、絶えず進化する政治的、社会的及び技術的発展に対応し続けなければならない。欧州委員会は、新たな法律を起草する権限や欧州連合法の正しい適用を保証する責任を負うことを踏まえれば、この点に関して重要な役割を担っている。EU行動は、諸問題が進化し、新たな解決策が生まれ、政治的優先課題が変わるにつれて価値を付加し続けている企業、労働者及び市民のための単純、明瞭、安定的かつ予測可能な規制枠組みをもたらすものでなければならない。

したがって、欧州委員会は、その提案が不必要な規制負担を全て回避しつつ、市民、企業及び労働者に最大限の便益を最小限の費用で提供するという政策目標を確実に達成していくことを固く決意している。この目標は成長と雇用を支えるための鍵となっており、達成することによって、EUは社会及び環境面における持続可能性を維持しつつ、グローバル経済の中で競争力を保持することができるようになる。

EU行動をいつ、どのような形で起こし、検証する又は撤廃するかを決定することは、究極的に言えば政治的な選択である。しかしながら、これらの選択の質は、政策と措置を立案し、実施し、評価する際に「ベター・レギュレーション(より良い規制)」の原則と慣行を遵守するようにすれば改善することができる。

ボックス 1 本指針の適用方法

- 本指針及び関連するより良い規制「ツールボックス」は、その目的が手続き要件自体を 尊重することではなく、欧州委員会がその判断の基礎となる関連情報を適時に確保でき るようにすることにあるという点を踏まえた上で、常識に従った比例的な方法で適用さ れるべきである。同様に、分析の深度もまた、計画又は介入の影響若しくは効果の意義 を反映させるべきである。
- 主要な指針が政策サイクルの各段階に関する必須要件及び義務を記述している一方、ツールボックスは明示的にそのように記載されていない限り法的に拘束されない追加的な指針及び助言を提供している。
- 本指針の各段階に従うことができない又は最も適切とは言えない可能性がある状況も考えられる。たとえば、TFEU第155条によって社会的パートナーに付託された役割と自治権を理由として、本条約に基づくソーシャル・パートナー協約を実施するために、特別

の制度が欧州理事会の決定を求める欧州委員会の提案に適用される。別の事例では、時間をかけた正式の手続きに基づくだけによっては対応することができない法律の中で設定された特定の時間枠に迅速に対応しなければならない又はその時間枠を遵守する必要がある緊急事態など、迅速に前進していかなければならない政治的命題が生じるかもしれない。このような十分に正当化された事例においては、たとえば事後評価と影響評価を組み合わせるあるいは特別のコンサルテーション戦略を採用するなどの対応をとることが必要となる場合がある。このような事例(及び関連するアプローチ)については、計画立案局面の可能な限り早い段階で事務総局(Secretariat General, SG)と協議し、関係する場合は、各計画の政治的認証を伝達するロードマップ(行程表)原案に明記すべきである。必要であればいつでも、合意されたアプローチを、本指針の趣旨を尊重するために行った取組みの論拠及び説明と共に、(通常は最終版ロードマップを通じて)外部に伝えるべきである。

- 過度の遅延を回避し、成果物の質を最大限に高めるためには、主管総局、事務総局及び 総局間グループを構成する各総局が建設的かつ適時に協力していくことが本指針の効率 的な適用に欠かせない。
- 事務総局は、新たな手続き要件を導入することによってもたらされる影響を注意深く監視する。また、当該要件の実施及び目的を検証し、必要であれば、特定される管理上の負担又は手続き面における過度の遅延の元となる原因を2017年までに排除する方法を提案する。こうした検証は、本指針及び欧州委員会通信「より良い結果を求めるためのより良い規制−EUアジェンダ」¹に明記される「より良い規制」の原則を脅かすことにはならない。

本指針は、「より良い規制」とは何か、新たなイニシアティブや提案を策定する又は現行の政策や法律を管理する欧州委員会職員の日常業務にどのような形で適用されるべきかについて説明している。本指針は、「より良い規制」活動に従事する全職員及び品質管理と欧州委員会各部内のリソース(資源)の割当に責任を負う全管理者によって読まれるべきである。「より良い規制」は、専用の財源と専任の人的資源がなければ実施することはできず、各総局(Directorate General, DG)は専門知識(又は機能)と訓練を提供する適切なセンターが「より良い規制」の様々な側面を支えるために利用できる態勢を整備しなければならない。

2. 「より良い規制」とは何か?

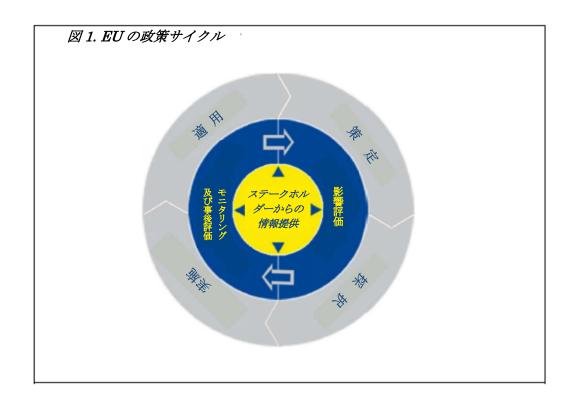
「より良い規制」とは、最小の費用でその目的を達成することができるようにEUの政策と 法律を設計することを意味する。「より良い規制」は規制強化又は規制緩和に関するもの ではない。これは、政策決定が、利用可能な最良のエビデンスに基づき、ステークホルダ

-

¹ COM(2015)215

ーの全面的な関与に裏付けられて、オープンかつ透明性のある形で行われることを保証するための作業方法である。欧州連合の介入がEUの包括的原則である補完性の原則と比例性の原則、すなわち、必要とされる領域においてのみ行動し、かつ、問題を解決するために必要な範囲を超えない方法でしか行動しないことを尊重するために「より良い規制」が必要となる。

「より良い規制」は、政策サイクルの全段階、すなわち、政策の設計及び策定、採択、実施(国内化、補完的非規制措置)、適用(執行を含む)、事後評価及び改定を対象としている。政策サイクルの各段階に関して、EUが考えられる中で最良の規則を有していることを保証するための「より良い規制」の原則、目的、ツール及び手続きが複数存在する。これらは計画立案、影響評価、ステークホルダーとのコンサルテーション、実施及び事後評価に関係している。



各局面は相互に密接に関連しており、また、相互の繋がりをより良く認識し、一貫性をより高めるため、以前に発行された個別の指針文書は合理化、統合されて単一の「より良い規制」指針として1つにまとめられた。本指針は、影響評価、事後評価、実施の各領域に個別に対応していた以前の独立した各指針に取って代わるものであるが、この中には、計画立案及びステークホルダーとのコンサルテーションに関する新たな指針も含まれている2。

-

² 本指針は、2002年欧州委員会コミュニケーション「コンサルテーションと対話の文化の向上へ向けて -欧州委員会が定めた利害関係者とのコンサルテーションに関する一般原則と最低基準」(COM(2002)

3. より良く規制する方法とは? - 最重要事項

3.1. 将来計画及び政治的認証

良い規制は良い計画立案から始まる。作業は、欧州委員会委員長の政治ガイドライン³及び欧州委員会の年次作業プログラム⁴に反映されている欧州委員会の優先事項に焦点を合わせるべきである。良い計画を立案するためには、欧州委員会内及び支援プロセスの組織内において、既に実施されている政策の事後評価、問題と複数の解決策の評価、ステークホルダーとの積極的なコンサルテーションに関して早期に検討することが必要である。これらの側面について、適時に結果を得るためには時間がかかり、リソースも必要である。

計画立案プロセスにおける最初の段階は、予定されているイニシアティブの対象範囲を定義し、その着想をさらに発展させるために政治的認証を求めることである。このプロセスにおいて用いる主要な計画立案ツールは、アジェンダ・プランニング 5 (Agenda Planning, AP)とロードマップ(Roadmap、行程表)である。イニシアティブに関するどのような詳細情報をアジェンダ・プランニングにアップロードしなければならないかについては、「欧州委員会の作業手法:2014~2019年(Working Methods of the European Commission 2014~2019)」 6 を補完する欧州委員会事務総長(Secretary General)の指示事項 7 の中に記載されており、また、第 2 章(計画立案)でも詳細に概説されている。

ボックス 2 範囲の特定、政治的認証及び総局間作業

• 主要なイニシアティブは、欧州委員協議会(College)が採択する日の遅くとも12か月前までに、準備作業を開始してすぐ、ロードマップを添付した上でアジェンダ・プランニングに入力しなければならない。これらのイニシアティブは、欧州委員会の計画に含めることを承認される前に、主管閣僚(Commissioner、コミッショナー)、関係する副委員長(Vice-President)及び第1副委員長(First Vice-President)によって認証されなければならない。政治的認証は、更なる準備作業に進むことについてゴーサインを出すものとして理解されなければならない。政治的認証は、影響評価プロセス、ステークホルダーとのコンサルテーション又は後の欧州委員協議会における政治的議論の結果を

704最終版、COM(2012) 746及び添付されたSWD(2012) 422 並びにCOM(2014) 368により補完)に記載されている欧州委員会各総局のコンサルテーションのあり方に関する一般規則を確認し、さらに定義するものである。

³ http://ec.europa.eu/priorities/docs/pg_en.pdf

⁴ http://ec.europa.eu/atwork/key-documents/index_en.htm

⁵ アジェンダ・プランニングは、欧州委員会がイニシアティブの策定を管理するために設けている IT プラットフォームである。

⁶ https://myintracomm.ec.europa.eu/sg/comcab/pages/methods.aspx

 $^{^{7} \}overline{\text{C(2014)9004;}} \underline{\text{http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/3/2014/EN/3-}} 2014-9004-\text{EN-F1-1.Pdf}$

予断する特定のイニシアティブ又は一連の行動に関する決定と解釈すべきではない。

- ロードマップは、欧州委員会が検討している内容を説明する。ロードマップは取り組むべき問題及び達成すべき目標を説明する。ロードマップには、なぜEU行動が必要となる可能性があるのか、また、その行動によってEUに価値が付加されるのかが記載されている。さらに、検討されている政策選択肢がロードマップに概説されている。ロードマップは影響評価が作成されない場合にその論拠を示す。また、ステークホルダーとのコンサルテーションに関する戦略(後の章を参照)の詳細を発表する。さらに、それぞれの事後評価及び適合性チェックに関して(異なる)ロードマップも作成される。このロードマップは、事後評価の範囲を特定すると共に、事後評価に関して回答すべき質問を提示する。
- 開始影響評価 (Inception Impact Assessment、開始IA) は、IA実施の対象となるイニシアティブ向けのロードマップであり、問題の概要、補完性に関する問題、政策の目標及び選択肢、各選択肢が及ぼす可能性の高い影響を詳細に説明している。
- ステークホルダーが、意図されているイニシアティブ及び影響評価の全側面に関する情報を得て、最初のフィードバック(ステークホルダーが所有している可能性のあるデータ及び情報を含む)を提供することができるよう、事務総局によって全てのロードマップ及び開始影響評価が欧州委員会ウェブサイト8に公表される。
- 事後評価、影響評価、ステークホルダーとのコンサルテーション、政策提案及び実施計画は、**総局間グループ (interservice group, ISG)** 内の各総局⁹によってまとめて作成されなければならない。関係する全ての総局、特に特定の専門知識(例:競争力、SMEへの影響、社会的影響、環境への影響及び科学的/分析的な専門知識に関するもの)を有する総局が総局間グループの作業に初めから積極的に参画することが重要である。

3.2. ステークホルダーとのコンサルテーション

ステークホルダーとのコンサルテーションは、政策の策定及び検証において必要不可欠な要素である。良い政策の策定は、公開性に立脚している。ステークホルダーの情報は、全ての種類の事後評価、影響評価及び政治的決定のためのフィードバックとエビデンスを提供する。ステークホルダーとのコンサルテーションに関する計画立案は良い慣行であり、関連する全てのエビデンス(データ/情報で構成される)と見解を得るために、該当するステークホルダーを特定し、対象とする単純かつ簡潔なコンサルテーション戦略の中に反映させるべきである。

⁸ http://ec.europa.eu/atwork/planning-and-preparing/work-programme/index en.htm

⁹ 欧州委員会手順規則 (Rules of Procedures of the Commission) 第23条「部局間の協力及び協調」を参照。 http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1427880050708&uri=URISERV:o10004

コンサルテーションの有用性を最大限に活かし、全ての利害関係者が効果的な政策の適時 策定に寄与する機会を有するような包摂的アプローチを推進するために、可能な限り早期 にかつ広範囲にわたって協議することが重要である。同時に、コンサルテーションは継続 的プロセスであり、政策サイクル全体を通じてステークホルダーと協議することが重要で ある。コンサルテーションを進めるに当たっては、関係する全てのステークホルダー集団 に、情報に基づく効果的なフィードバックを提供するよう奨励するために、合理的な期間 を見込むべきであり、また、回答者に対して、本人の情報と見解がどのように利用された のかについて必ずフィードバックを行うべきである。影響評価、事後評価及び適合性チェ ック(Fitness Check)を実施する上で公開のパブリックコンサルテーションは必要不可欠 である。

3.3. 事後評価/適合性チェック

政策の策定は、回顧的な実績評価及び先を見越した影響評価の両方によって裏付けられるべきである。両評価とも、費用と便益を考慮に入れた上で望ましい目標を達成するために、問題(及びその根底にある原因)にどのように対処しているか又は対処すべきかについて考察している。両評価とも持続的成長を支える柱である環境、社会及び経済に及ぼす影響に対処する統合アプローチに基づいていることから、欧州連合レベルでの政策立案における中心的命題である持続可能性に寄与している。

事後評価は、影響評価の中で以前に行った予測を考慮に入れた上で、特定の介入がどの程度成果を挙げているか(又はどの程度機能しているか)、また、影響評価又は立法者が同意した法律によっては予測されなかった意図せざる/不測の影響が生じたかどうかを判定するために、エビデンスを収集する。さらに、事後評価は、EUの介入が引き続き正当化されるのかどうか、あるいはその有効性、関係性及び一貫性を改善するため又は過剰な負担若しくは一貫性のなさを解消するために修正されるべきか、あるいは単に撤廃されるべきかについて結論を下す。

適合性チェックは通常の場合、関係する複数の法律が政策目標の達成にどのような形で貢献したのか(又はしなかったのか)という問題に対処する政策分野の包括的評価である。 適合性チェックは特に、重複部分、不一致の相乗効果及び規制の累積的影響を特定するの に適している。

ボックス 2. 規制適合性プログラム (REFIT)

事後評価と適合性チェックは焦点を合わせている検討内容を踏まえれば、いずれも規制適合性及び実績プログラム(Regulatory Fitness and Performance programme, REFIT)を実施するために用いられるツールの中で特に重要な役割を担っている。REFITはEU法の全

ストックを検証の対象とし、それらが「目的に適合していること」、規制負担が最小化されていること、及び簡素化のための選択肢が全て特定され、適用されていることを保証するための継続的プログラムである。事後評価と適合性チェックは常に、効率性と有効性を考慮に入れ、EU法及び加盟国におけるEU法の実施並びに欧州委員会が採択するその後の委任立法若しくはその実施に絡む複雑な側面及びそうした法律やその実施がもたらす過大な負担を特定する。

加盟国及び欧州委員会が将来のある時点において、実施済みの介入に関して有意義な事後評価を行えるようにするため、法律の実施及び適用によってもたらされる影響を追跡することが重要である。有用なモニタリング情報が一切なければ、介入を適切に事後評価すること及び問題を是正する若しくは望ましい成果の達成状況を改善することは困難となる。

3.4. 影響評価

影響評価は、EUの将来の立法又は非立法措置が正当化されるのか、また、そのような措置はどのようにすれば望ましい政策目標を達成する上で最良の形に設計することができるのかを評価するためにエビデンス(分析から得られる結果を含む)を収集する。影響評価は、取組むべき問題を特定し、説明し、目標を設定し、政策の選択肢を策定し、これら選択肢が及ぼす影響を評価しなければならない。欧州委員会の影響評価制度は、様々な政策選択肢が環境、社会及び経済に及ぼす影響を評価する統合アプローチをとることから、欧州連合レベルでの政策立案における中心的命題である持続可能性に寄与している。

3.5. 品質管理

全ての影響評価、事後評価/適合性チェックの結果を提示するために職員作業文書(Staff Working Document, SWD)が必要となる。

これら職員作業文書の質は、全ての影響評価及び全ての主要¹⁰な事後評価及び適合性チェックを精査する規制精査委員会(Regulatory Scrutiny Board, RSB)によって検証される。 RSBは、本指針の要件に基づいて意見書を出す。各総局は、RSBの意見を反映させるためにそれぞれの報告書を修正することが見込まれている。影響評価の場合、また、欧州委員会作業手法に従い、正式な総局間コンサルテーションを開始する前にRSBから肯定的な意見を得ることが必要である。正式な総局間コンサルテーションは、RSBのコメントがどのような形で組み入れられたかを検証し、また、イニシアティブ/法的提案の草稿の質もチェックすべきである(第4章を参照)。

-

¹⁰ 主要な事後評価は、REFITの事後評価と適合性チェックを捕捉している。RSBが各総局の継続的事後評価計画に基づき精査する可能性がある主要なMFFプログラムの事後評価及びその他の事後評価。

3.6. 実施支援及びモニタリング

EU介入の全便益は、政策が実施され、適切に適用されて初めてもたらされる。同様に、企業が被る負担は、加盟国が正当化されない追加の義務を課す(いわゆる「金メッキ処理」を施す(過剰で不必要な要件を追加する))又は法律を非効率に施行するようなことになれば、法律で想定する以上に増大するおそれがある。それは、EU介入を設計する(影響評価プロセス及び関連するステークホルダーとのコンサルテーションを含む)際は、実施及び執行に係る問題を考慮に入れることが必要不可欠である理由である。また、国内法化(国内法をEU法に一致させる)の局面で、いわゆる「実施計画」(SWDの形態)を策定することによって、加盟国を支援するための方法を特定することも重要である。実施計画もまた、影響評価及び提案される介入と共に総局間コンサルテーションの対象となるべきである。さらに、国内法化及び法令遵守の評価に関する検証もEU法の正しい適用を監視するために用いられる重要なツールである。

4.本ガイドラインの構成

「より良い規制」に関する指針は、以下に掲げる主題別の章で構成されている。

● 第2章:計画立案

第3章:影響評価

● 第4章:実施

第5章:モニタリング

• 第6章:事後評価及び適合性チェック

● 第7章:ステークホルダーとのコンサルテーション

● 第8章:下記事項に関する詳細な指針が掲載されているウェブ・ベースのツールボックスについての説明

- 「より良い規制」の原則
- 影響評価の実施方法
- 事後評価/適合性チェックの実施方法
- コンサルテーションのための方法
- セクター(部門)に対する影響の評価方法
- 手法、モデル及び費用・便益

事務総局は、「より良い規制」に関する指針の作成に責任を負う。その解釈又は適用に関する質問は、関連する機能別のメールボックスを用いて行い、その回答を事務総局内の下記部署から得ることができる。

• SG-C1:事後評価、適合性チェック:SG 事後評価・簡素化

• SG-C2:影響評価: SG影響評価指針

• SG-C3: 実施: SG 実施計画、SG法律違反

• SG-C4:計画立案及びステークホルダーとのコンサルテーション:SG計画立案、SGステークホルダーとのコンサルテーション

個々の総局及び「より良い規制」の領域で特別の専門知識を有する部局もまた、評価書の 作成、適合性チェック、影響評価及びステークホルダーとのコンサルテーションを行う人々 が利用できる追加の資料を、それぞれのウェブサイトを介して、作成することができる。

第2章 計画立案に関する指針

重要な要件

- イニシアティブが適切なレベルで政治的認証を受け、アジェンダ・プランニングに有効な登録がなされているとき(該当する場合)に限り、作業を開始し、必要なリソースを割当てることができる(下記ポイント3を参照)。
- 「主要な」新イニシアティブは、ロードマップ又は開始IAが添付されていなければならず、また、主管閣僚、副委員長及び第1副委員長の政治的承認を得る必要がある。
- 総局間コンサルテーションを立ち上げるためには、アジェンダ・プランニングへの有効 な登録が必要である。

1. いつ政策を策定し始めることができるのか?

欧州委員会の政治的優先事項の特定及び取組みは、戦略的計画立案及びプログラム作成サイクル(Strategic Planning and Programming cycle)¹¹の中で、かつ、欧州委員会委員長及び欧州委員会作業プログラム(Commission Work Programme, CWP)¹²の政治的優先事項¹³に基づき行われる。

効果的かつ質の高いEU行動は、適時適切な計画立案から始まる。評価作業を含む新たなイニシアティブは、具体的な作業を開始し、リソースを割当てる<u>前に</u>政治的認証を受けなければならない。政策の計画立案と実施は常に、政治的レベルによって運営される。政治的認証は、更なる準備作業に進むことについてゴーサインを出すものとして理解されなければならない。政治的認証は、影響評価プロセス又は後の欧州委員協議会(College)における政治的議論の結果を予断する特定のイニシアティブ又は一連の行動に関する決定と解釈すべきではない。

それぞれのイニシアティブ又は事後評価/適合性チェックに関して、以下を行う必要がある。

- 将来のイニシアティブを分類し、
- 必要となる政治的認証のレベルを特定する(ポイント3を参照)。

認証を得るため、アジェンダ・プランニングへの登録を通じて、また、該当する場合、ロードマップ/開始IAを通じて、以下を行う必要がある。

¹¹ https://myintracomm.ec.europa.eu/corp/sg/en/spp/Pages/cycle.aspx

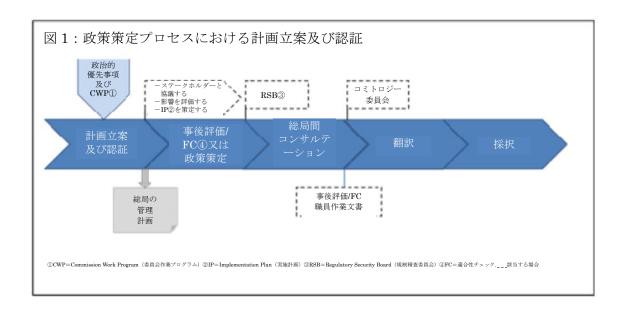
¹² http://ec.europa.eu/atwork/key-documents/index en.htm

¹³ http://ec.europa.eu/priorities/docs/pg en.pdf

- 特定のイニシアティブに関して作業することが必要だと考える理由を説明する(例:特定された政策問題、法的義務、実施に関する懸念事項、評価勧告、政治的コミットメント、他の機関からの要請、市民の構想その他)。
- 行動がなぜ EU レベルで必要となる可能性があるのかを説明する。
- イニシアティブが、すでに決められた政治的優先事項にどのような形で寄与するのかを 説明する。

事後評価ロードマップの範囲と書式は、ツールボックス内で詳細に説明されている。

適切なレベルから政治的認証を受けて初めて作業を開始し、 必要なリソースを割当てることができる。



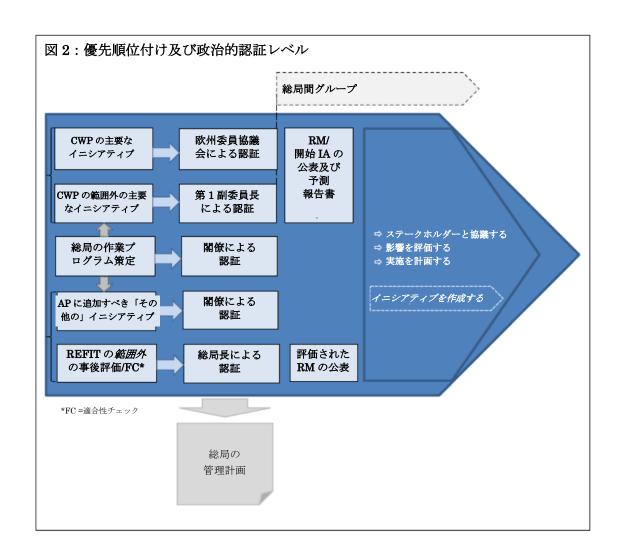
また、良い計画立案は、当初の段階から様々な手続き要件(翻訳を含む)とその作業時間を考慮に入れることを含意している。認証が得られたならば、可及的速やかに翻訳作業を要件の中に組み入れ、最高品質の翻訳文書が作成されるようにすべきである。

2. 誰が認証プロセスに関与するのか?

主管総局は、新たなイニシアティブをアジェンダ・プランニングにコード入力し、1人又は 複数の所管閣僚及び(主要なイニシアティブである場合)1人又は複数の欧州委員会副委員 長に必要な政治的認証を求める。新たなイニシアティブはコード化することができ、年間 を通じて承認を受けることができる。

事務総局は、政治的認証を受けた全てのイニシアティブに関する包括的な審査過程を調整

すると共に、欧州委員会委員長官房(President's Cabinet)と緊密な連携を保って行動している第1副委員長に主要な項目について政治的承認を求める責任を負う。また、事務総局は、承認されたロードマップ/開始IAを欧州委員会のウェブサイトに掲載すると共に、予定されているイニシアティブについて報告書を編集し、他の機関に公表する責任も負っている。



3. 何が認証される必要があるのか?

欧州委員会の作業手法¹⁴を実施するための指示事項は、欧州委員会がその政治的指針 (Political Guidelines) に沿って計画のフロー (流れ) を審査、管理するのを支援するように設計されているアジェンダ・プランニング¹⁵・アプリケーションの活用に重点を置いている。アジェンダ・プランニングへの登録及び添付されるロードマップ (該当する場合) は、イニシアティブの最初の概観を提供しており、政治的認証を得る上で必要不可欠であ

14 https://myintracomm.ec.europa.eu/sg/comcab/pages/methods.aspx

¹⁵ https://webgate.ec.europa.eu/agendap/agenda/protected/agendaItems/list.agenda

る。

「主要なイニシアティブ」は全て、予定されている採択日の遅くとも12か月前までにアジェンダ・プランニングに登録する必要があると共に、その登録に際してロードマップ¹⁶又は開始IAを添付しなければならない。実施に関する指示事項は、*定義によって*「主要」であるとされる特定の種類の措置を定めている。しかしながら、機微性のある又は重要なその他の委員会イニシアティブもまた「主要」であると考えるべきである。政治的重要性及び機微性、見込まれる影響の大きさ、その他の政策分野にとっての重要性、相違する又は機微性のあるステークホルダーの見解に関する予備知識など様々な側面を慎重に検討することは各総局の責任である。

様々なイニシアティブ及び認証要件				
	主要なイニシアティブ	「その他」のイニシアティ		総局内部の作業計画
			ブ	
どのような 行動?	 CWPに含まれるイニシアティブ REFIT項目 新たな立法提案 国際協約の交渉及びその締結の提案に関する勧告 政策コミュニケーション文書 重要な影響を及ぼす「委任立法」及び「実施法」 重要な影響を及ぼす金融に関する決定 機微性のある又は重要なその他の委員会イニシアティブ 	● 重響さ任び法事又性ク委告重響さ任び法事又性ク委告をな立「」後はチを員書影ぼ委及 価合ッく報	価及び適合性	 管理及び日常業務の性格を有する委員会の決定 中間的立法行為 国際条約を有する要決定 国際条の実施 日常業務の性格を有する金融に関する決定 委員会に関する決定 委員任権限付与及び権限委譲 侵害、競争及び国家援助の、国際取引規則の下での報酬のでの報酬のでの対力を表している。 を表しているのでは、 をおいたもののでのイニシアイブ
AP への登録 は?	必須	必須	必須	不要
ロードマッ プ/開始 IA は必要 か?	必須。1人又は複数の閣僚に よる承認。影響評価を受ける イニシアティブについては、 開始IAの形態でロードマッ プを提示すべきである。	不要	必須。担当総局 長による承認。	不要

_

¹⁶ 影響評価が事後評価を直接フォローアップする場合、各総局はケースバイケースで、また、事務総局と協議した後、ロードマップを1つにまとめることができる。

政治的認証	1人又は複数の閣僚、副委員	担当閣僚	担当総局長(管	担当閣僚
を行う人物	長、及び委員長官房と緊密に		理計画を承認	
	連携している第1副委員長		する形で行う)	
ISGは必要	はい	いいえ	はい	いいえ
<i>ካ</i> ን ?	(事務総局が議長を務める			
	重要な/機微性のある事例)			
ISC を立ち	● APに完全な登録がなさ	● APに完全	全な登録がなさ	• 担当閣僚による認証
上げる条件	れている場合に限る。	れている	場合に限る。	
	影響評価に対するRSBの	閣僚、副	委員長及び第1副	
	肯定的な意見	委員長に	よる認証	
	● 閣僚、副委員長及び第1副			
	委員長による認証			

重要となる又は機微性を帯びる可能性のあるイニシアティブに関する準備作業がアジェンダ・プランニングに登録されず、総局内部でのみ行われている場合、ISCの立ち上げは政治的レベルで認証されない可能性があるか、当該イニシアティブがISCの段階でいずれかの総局によって、透明性の欠如及び実施に関する指示事項の遵守違反を理由として阻止される可能性がある。

適切な種類の行動をどのように選択するかについての方法論的助言は、**総局へルプデスク 手続き** (SG HELPDESK PROCEDURES) を通じて、また、イニシアティブをアジェン ダ・プランニングに「主要」又は「その他」として登録するかについての助言は、**総局の 計画立案手続き** (SG PLANNING) を通じて、求めることができる。また、ゴープロ (GoPro) 及びアジェンダ・プランニングのウェブサイトもこの点に関して有用な情報を提供している¹⁷。

¹⁷ https://myintracomm.ec.europa.eu/sg/planning/Pages/index.aspx

_

第3章 影響評価に関する指針

重要な要件

- 影響評価 (Impact Assessment, IA) は、存在する問題 (補完性の問題を含む)、その 根底にある要因、問題に対処するための政策選択肢の目標と範囲を結び付ける論理的推 論を提示しなければならない。IAは、政策選択肢がどのような影響を及ぼす可能性が高 いか、また、誰がどのような形で影響を受けるのかについて提示しなければならない。
- 問題、補完性に関する課題、目標、政策選択肢、及び、政策選択肢がもたらす影響に関する当初の検討内容を記述する開始影響評価に基づき、ステークホルダーがフィードバックを提供できるようにしなければならない。
- インターネットをベースに12週間にわたって実施されるパブリックコンサルテーションは、関係するステークホルダーの特定とエビデンスの収集を目的とした幅広いコンサルテーション戦略の一環として行われるもので、IAの主要な側面を全て対象としている。
- IAは政策の各選択肢を、その経済、社会及び環境に及ぼす影響(可能なかぎり定量化されたもの)に基づいて比較し、その結果をIA報告書の中で提示しなければならない。
- 最終IA報告書の中には、特定の要素を含めなければならない。この中には、次の事項が含まれる。(i)環境、社会及び経済に及ぼす様々な影響についての説明及びその中のいずれかが重要ではないと考えられる場合は、その点に関する明示的な記述、(ii)誰がどのような形で影響を受けるのかについての明瞭な記述、(iii) SMEに及ぼす影響、(iv) 競争力に及ぼす影響、(v) コンサルテーション戦略及びそれから得られる結果についての詳細な説明。
- IA報告書草案は、規制精査委員会に提示し、その精査を受けなければならない。総局間 コンサルテーションを進める前に、同委員会の肯定的な意見が必要となる。
- IA報告書は、全ての言語で利用できる2頁のエグゼクティブ・サマリー・シートによって補完されなければならない。

1. 序文

誰が本指針を読むべきか?

影響評価 (IA) の作成に従事する全職員 (主管総局における影響評価の質を保証する責任 を負う職員及び管理者を含む) **が本指針を読むべきである。**

より詳細な指針は、本指針に別途添付されている「ツールボックス」で閲覧することができる。このツールボックスは、IAの様々な要素の作成に直接関与している人々を対象にしている。この「ツール」には、IAが必要となる時点、社会、環境及び経済(SME及び競争力を含む)に与える様々な影響の特定及び影響評価書の作成にかかる方法論上その他多数の側面に関するものなど、個別具体的な問題に関する重要な指針が含まれている。

影響評価とは何か、また、影響評価はいつの時点で求められるのか?

影響評価は、政策立案を裏付けるためにエビデンスを収集、分析することである。このプロセスにおいて、影響評価は問題の存在を立証し、その根底にある原因を特定し、EU行動が必要かどうかを評価し、利用できる解決策の長所と短所を分析する。

IAは、より確かな情報に基づく意思決定を推進し、補完性と比例性の原則を尊重しつつ最小の費用で政策の全便益を提供する「より良い規制」に貢献する。しかしながら、IAは政策立案/意思決定を補助するものに過ぎず、それらに代わることはできない。

IAは経済、環境又は社会に重大な影響を及ぼす可能性が高い欧州委員会のイニシアティブ のために必要である。

上記条件が満たされることを前提として、影響評価は、比例分析の原則を考慮に入れた上で、立法及び非立法イニシアティブに加え、委任立法や実施法に関しても実施すべきである。上記条件が満たされない場合、イニシアティブの性格如何にかかわらず、影響評価は一切不要である¹⁸。

どのような段階を踏んで手続きを進めるのか?

IA作業は、関係する政策計画に責任を負う1つ又は複数の総局によって主導される。各総局は政策立案/政治的認証プロセスの可能な限り早い段階で、**関連するロードマップに基づき** IAが必要とされるかどうかを確認すべきである。IAを実施することが確認された場合、ロードマップを作成し、開始IAとして提示すべきである。

開始IAはイニシアティブの策定において予定される様々な段階(先を見越した影響評価作業及びステークホルダーとのコンサルテーションを含む)を概観するとともに、存在する問題及び考え得る政策選択肢について最初の説明を行うものである。影響評価が実施されない場合、通常のロードマップの中で同様にこの旨を説明すべきである。

¹⁸ 影響評価が必要となる時期に関する詳細情報及び欧州委員会が政策の内容その他に関して一切裁量権を 有しない場合などIAを必要としないケースについては、ツールを参照。

その後のIA作成作業には、以下に掲げる主要な手順が含まれる。

- (1) IAプロセスを運営し、共同でIA報告書を作成する総局間グループ (ISG) の設置。欧州委員会の作業プログラム (又はその他の重要な/機微性のあるイニシアティブ) 内におけるイニシアティブについては、ISGが設置され、事務総局が議長を務める。
- (2) ISGによる開始IAのとりまとめ及び欧州委員会のウェブサイトへの開始IAの掲載。これにより、ステークホルダーは情報を得て、問題、考え得る政策選択肢及びその考え得る影響、補完性の問題に関してフィードバックとエビデンスを提供できるようになる。
- (3) ISGによるコンサルテーション戦略の策定(インターネットをベースに12週間にわたってパブリックコンサルテーションを実施するという必須義務¹⁹を含む)。コンサルテーション戦略は、影響評価に関する重要な質問全てについてステークホルダーの見解を求めるようにすべきである。
- (4) 関係する全てのエビデンス(データ、科学的助言、その他の専門家の見解、ステーク ホルダーの情報その他を含む)の収集及び分析
- (5) IA報告書の草案作成
- (6) 質の検証を目的として、IA報告書草案を規制精査委員会(RSB)に提出。その後、RSBからの改善勧告を考慮に入れてIA報告書草案を改定する。
- (7) RSB から肯定的意見書を得ることを条件として、政策計画を添付したIA報告書を総 局間コンサルテーション用として提出。

IAは、政治的認証要件に従うことを条件として、政策策定プロセスの可能な限り早い段階で開始すべきである。IAを作成するために必要な時間は、ケースごとに異なる。また、IAと現行の政策枠組み及びプログラム内の事後評価又は適合性チェックとの間には密接な関係があることを思い起こすべきである。その事後評価又は適合性チェックは、その結果を新たな提案のIAに意味のある形で盛り込むまでに間に合わせるため、現行政策の事後評価又は適合性チェックの実施を急ぐべきである。したがって、2つのプロセスのタイミングは慎重に検討する必要があると考えられる。

影響評価報告書は、IAプロセスの最終結果を提示し、欧州委員会の意思決定プロセスを通じ提案書草案に添付される。欧州委員会の規制精査委員会(RSB)は、全てのIA草案の質

¹⁹ 事後評価とIAが「連続して」行われる場合、関係するステークホルダーがIAの主要な全ての要素に関して意見を求められる限り、パブリックコンサルテーションを1回しか開催しないことも可能である。

を精査し、IA報告書草案に対して意見書を出す。イニシアティブを進めるする前に、RSB の肯定的意見書が必要となる。

最終IA報告書は、採択された後、公表され、2頁にわたるエグゼクティブ・サマリー・シートと採択されたイニシアティブと共に、共同立法者に送信される。

2. 影響評価に関する重要な質問及び原則

IAは、政策設計に反映させる考え方を構成し、分析を実施するための一助となるツールである。チェックマークを付けるためだけの課題リストではない。完全なIAのための処方箋はない。欧州委員会の各イニシアティブがそれぞれ大きく異なる性質を有していることを踏まえれば、IAを実施し、その結果を提示するための最良の方法は、ケースごとに異なることになる。

しかしながら、全ての影響評価は、一連の重要な質問に答え、複数の原則を尊重しなければならない。影響評価は、包括的であり、比例的であり、エビデンスに基づいており、ステークホルダーの見解にオープンであり、先入観にとらわれておらず、関係する欧州委員会の総局と共同して作成されており、政策サイクルの中に組み入れられており、透明性があり、高い質を維持すべきである²⁰。

	影響評価が答えるべき質問
1.	問題は何か、また、なぜそれが問題なのか?
2.	なぜ EU は行動すべきなのか?
3.	何を達成すべきなのか?
4.	目標を達成するための様々な選択肢にはどのようなものがあるか?
5.	各選択肢が経済、社会及び環境に及ぼす影響はどのようなものか、また、誰が影響を 受けるのか?
6.	各選択肢は、その有効性及び効率性(便益及び費用)に関して、どのように比較されるのか?
7.	モニタリング及びその後に行われる事後評価はどのように体系化されるのか?

これらの質問に対する答えを見出すプロセスは必然的に反復的となる。IAプロセスは問題、目標及び考え得る解決策をまず大きく定義することから始まり、次いでそれらを最も関係

-

^{20 「}より良い規制」原則の詳細については、ツールを参照。

するものまで絞り込んでいくという手法をとるべきである。各問題はまた相互に関係している。たとえば、補完性及び比例性の遵守は、目標が設定され、代替的選択肢のもたらす影響が評価されて初めて完全に立証することができる。以下に掲げる事項は、IAプロセスの指針となるべきである。

- (1) 分析の焦点及び深度に関して選択する際、IAは意思決定に関係する事項に集中し、関係しない事項を除外すべきである。
- (2) 現行の政策枠組み内で行われる関連評価の結果をIAの出発点として利用すべきである。また、関係する全ての問題を検討し、適切に評価するために、欧州委員会の他の総局が有する専門知識もIAに盛り込むべきである。
- (3) データを収集し、影響を分析するために最も適切な手法を特定すべきである。特定の 要素に関する情報を提供するために必要であれば、調査を外部委託することもできる。
- (4) IAに関する重要な問題全てに関してコンサルテーションを行う必要性があることを 念頭において、コンサルテーション戦略を設計すべきである。IA報告書は、分析に基 づく結論をステークホルダーの見解で裏付け、著しい差異がある場合はそれを正当化 すべきである。ステークホルダーとのコンサルテーションの結果を要約した概要報告 書は、必須の添付文書としてIA報告書に組み入れられるべきである。
- (5) IA報告書全体にわたって、結論は適切な引用と共にエビデンス (例:データ、推定値、 科学的調査結果)によって裏付けられるべきであり、これが可能でなければ、その理 由を説明すべきである。ステークホルダーの見解もまた言及されるべきである。

2.1. 質問 1: 問題は何か、また、なぜそれが問題なのか?

IAは、問題の存在を明らかにし、影響を受ける人々を特定し、問題の規模を推定し、その原因と結果を分析し、(更なる)EUの政策介入がない場合に問題が解決されないまま残る可能性を評価することから始まる。

この質問に答えることによって、政策立案者には、政策対応を当然求められるような問題 が存在するかどうかを判断するために必要な情報が与えられるべきである。

「より良い規制」は、必要な場合にのみ、かつ、比例的な方法で規制するということである。質の高い政策提案は、明確な問題定義と問題の根底にある要因及び行動(いわゆる「問題ドライバー(要因)」)の理解の上に成り立っている。したがって、IAの第1段階は次の3つを行うことである。(i) 問題の存在を明らかにし、影響を受ける人々を特定する、(ii) 問題の規模を推定し、その根底にある原因と結果を分析する、(iii) EU次元の問題を特定し、問題が解決されないまま残る可能性を評価する。この評価に関する重要な情報は、現行政策枠組み内で行われる関連する事後評価又は適合性チェック及びステークホルダーからの

フィードバックである。

問題は、市場の失敗、行動的バイアス、規制の非効率性又は基本権の尊重を確保する必要性など複数の要因によって引き起こされる可能性がある。問題は既に負の結果をもたらしているか又は負の事象が発生するリスクを提示している可能性がある。関係する内外の専門知識(科学的助言を含む)を利用して、問題の根底にある要因を明確に理解することが重要である。

分析において、個人、企業又はその他の主体がどのような形で問題の影響を受けるかを明確にすることも同様に重要である。

- 「問題」がどの程度個人、企業又はその他の主体の日常生活・業務に影響を及ぼすのか?
- 状況を改善するためには、誰の行動が変化しなければならないか?

これらの問題に対処することによって、分析が、具体的で、焦点の定まった、ステークホルダーの懸念事項に沿った、また、イニシアティブの実際的影響に配慮したもののであることが可能となる。さらに、その後に行う比例的な政策の代替案の特定や影響の分析も容易になる。

IA報告書における問題の説明は、明瞭かつ具体的でなければならない。IA報告書は、一般的問題及び/又は関連する政策分野における欧州委員会の目標を冗長に提示するのを避けて、検討中のイニシアティブが対処する課題のみに集中すべきである。

2.2. 質問 2: なぜ EU が行動すべきなのか?

影響評価は、問題の存在、その規模及び原因を明らかにした後、加盟国のみがその問題を満足のいく形で解決することができるのかどうか、また、EUが行動を起こす管轄権(法的根拠)を有しており、問題を解決する最適の立場にいるのかどうかを検証すべきである。

この質問に答えることによって、EUレベルでの政策対応が求められているかどうかを判断するために必要な情報が政策立案者に与えられるべきである。

欧州連合が問題に対処する管轄権を有している(すなわち、その管轄権に関する法的根拠がある)という事実は、EUがその問題を解決する最適の立場にいるということを必ずしも意味するものではない。欧州連合は、その専属管轄権の範囲外にある領域においては、補完性の原則²¹に従って行動しなければならない。すなわち、欧州連合は、加盟国が中央、地

-

²¹ 欧州連合条約第5条を参照。

方又は地域レベルで取る行動よりもEUの行動の方が遥かに効果的である場合でしか行動 することができない。

IAは、その専属管轄権外の領域におけるEU行動が補完性の原則に適合しているかどうかを検証すべきである。これは疑問の余地がないものだと捉えてはならない。リスボン条約に従い、補完性の原則が尊重されているかどうかは他のEU機関及び加盟国議会によって綿密に調査され、欧州連合の行動は、その原則を尊重していないという理由で裁判所から無効にされる可能性がある²²ということを思い起こすことが重要である。

補完性の原則が尊重されているか否かを評価するに当たって、次の重要な質問を検証すべきである。取り組むべき問題が加盟国の行動だけでは十分に対処しきれないような国境を超えた側面を有しているかどうか、また、加盟国レベルでの行動と比較して、EUレベルの行動の方が、その規模又は有効性を理由として、大きな便益を生み出すと考えられるかどうか。

この評価は反復的なプロセスとなる可能性が高い。開始IA及びIAプロセスの初期段階における予備的分析は、法的根拠を明確にし、EUレベルで検討をさらに進めていくことが理に適っているかどうかを明らかにすべきである。補完性の原則の遵守に関する最終的な立証は、関係する全ての情報が収集され、影響評価が完了した時点で初めて可能となる。また、イニシアティブが比例的であるかどうかについての評価は、補完性の評価、及び、所与の措置の性質と強度を特定された問題と釣り合わせる必要性、と明らかに関連している。

補完性の評価は必然的に政治的判断の要素を伴う。特にエビデンスが決定的ではなく及び/ 又はステークホルダーの見解が相違しているときはそうである。したがって、**IA報告書**の 中で全ての要素を客観的に提示し、欧州委員協議会による政治的評価の基盤を提供すべき である。IA報告書では、一般的な叙述や循環論法を避け、分析される問題にテーマを絞っ た上で、定性的エビデンス及び可能な場合は定量的エビデンスで裏付けられた具体的議論 を展開するのが望ましい。

2.3. *質問3*:何を達成すべきなのか?

IAは、EUの政策が何を達成すべきかを明記すべきである。

政策行動の目標は、政策が目指すレベル、政策の代替的選択肢を相互比較するための基準、 及び、評価対象となるイニシアティブの成功の指標、を含んだ形で、明確に特定されるべきである。

-

²² http://ec.europa.eu/dgs/secretariat_general/relations/relations_other/npo/

透明性とアカウンタビリティの理由から、EUの政策介入は明確な目標を持つべきである。 明確な目標は以下を支援するものにすべきである。

- 特定された問題と検討される解決策との間に論理的繋がりを構築する。
- イニシアティブの具体的目標、EUの水平的目標及び当該分野において合意されたその他の政治的目標との間の関係性を明瞭化する。
- 政策目標間のトレードオフ(二律背反)に焦点を合わせる。
- 様々な政策選択肢を比較するための基準を設定する。
- 宣言した目標に向けた達成度合いや進捗状況を測定するための指標を定義する。
- 実施した政策措置に関する運用モニタリング及び事後評価の枠組みを構築する。

目標は可能な限りスマート (S.M.A.R.T) ²³なものにすべきである。一般的目標を提供することは、提案されたイニシアティブを欧州連合の政策全体の中へ組み入れるため、また、後の段階でイニシアティブが貢献したのかどうか及びどのような形で貢献したのかを評価するために重要である。しかしながら、**IA報告書**は提案されたイニシアティブが達成することを目指している、より具体的な運用上の目標(好ましい選択肢についての)を提示することに焦点を合わせるべきである。非立法政策イニシアティブに関しては、より詳細な運用上の目標の定義を、関係するフォローアップ計画の中で行う形にして、一般的及び個別的目標を設定することで十分かもしれない。

2.4. 質問 4:目標を達成するための様々な選択肢にはどのようなものがあるか?

政策目標を達成するには様々な方法がある。IAの情報に基づき、どの方法を追求するかについての決定が行えるようにすべきである。 そのためには、更なる分析と比較を行う目的で、利用できる様々な選択肢を特定し、ふるい分けられるべきである。

このプロセスが終了する時点で、影響評価段階で更なる調査を行うための最適な政策選択 肢が特定されているべきである。

代替的選択肢については広く協議し、既成概念にとらわれずに思考し、様々な選択肢全てを十分に検討することが重要である。これは、影響評価プロセスの重要な機能の1つである。検討作業が適切に行われれば、これはおそらく外部のステークホルダーが最も評価する影響評価の構成要素となろう。これがうまく行われない場合、影響評価は最もひどく批判さ

²³ Specific (具体的)、Measurable (測定可能)、Achievable (達成可能)、Relevant (関連性がある)、Time-bound (期間が限定されている)

れ、そのプロセス全体の信頼性と政治的な意思決定に対する有用性を著しく損なうことになりがちである。たとえ多くの場合において、IA分析が着想、ステークホルダーの見解又は政治的発言をきっかけに始まる可能性があるとしても、政策提案がどのようなものになるかについて先入観を持たないことは重要である。分析対象となる分野には既に既存の政策枠組みが整備されている場合が多く、この状況が現実的に利用できる選択の幅に影響を及ぼすものの、当初の着想はIAプロセスの中で包括的にテストされるべきである。

しかしながら、現行の政策はその目標を達成していない、あまりにも費用がかかる又はも はや目的に適合していない可能性がある。また、最良の政策に関する見解は通常、(ステ ークホルダー、加盟国、政策立案者、欧州委員会の各総局及び専門家の間で)異なる。さ らに、早い段階で排除された選択肢に関して、強固な論拠が示されるべきである。

以下は、反復的プロセスを通じて行われるべきである。

(1) 内容及び手段の観点から最大限の範囲で政策選択肢を検討することによって、分析を開始する。規制手段及び非規制手段、規範性の強い又は弱い措置、加盟国、EU及び国際レベルでの行動を検討されたい。

選択肢を特定する際、指針となる原則は、ある特定の措置が問題の根底にある要因に影響を及ぼし、関係する行動を望ましい目標に向けて進めていくような方法で変えることができるのかどうか、また、どのようにして達成できるのかということである。IA報告書は、問題、目標及び検討中の政策介入の間には明確な論理的関係性があることを示す必要がある。

政策選択肢を策定する際には、以下に掲げる事項を常に検討しなければならない。

- 何も変えないという選択肢(「ベースライン」としても知られる):「ベースライン・シナリオ」を常に作成し、代替的選択肢を比較する際のベンチマーク(基準)として利用すべきである。したがって、このシナリオは現在実施されている国家及びEUレベルの政策を考慮に入れ、EUレベルで新たな措置が講じられない場合にこれらの政策がどのように展開されていく可能性があるかを反映させたものとすべきである。また、広く浸透しているインターネット及びその他のICTの役割など重要な技術的又は社会的発展を予測するように努めるべきである。
- 現行法の実施及び執行を改善する又は現行法を緩和する/現行法を簡素化する選択 肢
- 新たな技術的発展を考慮に入れた選択肢。全ての新イニシアティブは「デジタル化

及びインターネット対応」しており、デジタル世界及び物理的世界の両方で効果的に運営されるべきである 24 。

- 代替的な政策アプローチ。例:目標を達成するための様々な政策内容/アプローチ
- 代替的な政策手段。例:非規制的代替手段-自主規制又は共同規制²⁵、市場ベースの解決策、規制的代替手段-国際基準²⁶、規制的代替手段と非規制的代替手段の組み合わせ。
- 代替的な範囲。たとえば、「シンク・スモール・ファースト (小企業を第一に考えよ)」の原則を考慮に入れているか、零細企業は提案される法律の範囲から除外されているか²⁷。

ステークホルダー²⁸によって提案された、及び/又は、立法プロセス中に提案される可能性が高い選択肢を検討する。ただし、支持がほとんどない、又は、強い反対に直面している 選択肢を対象外として事前に排除しないようする²⁹。

(2) 以前に特定された政策選択肢をふるいにかける。多くの場合、一部の選択肢の排除を 正当化するために分析を行う必要はほとんどない(例:技術的に実施不能、法的に実 行不能、実施困難、基本権の軽視、その他容認し難い若しくは過度な影響をもたらす など)

目標を納得のいく形で達成するために必要な事項に関して、国家が意思決定できる範囲を明らかに制限する選択肢もまた、(比例性の原則を尊重しないと考えられるため) 早い段階で排除すべきである。

- (3) 各選択肢をふるいにかけた後、**更なる精査を行うために**最適な選択肢をベースライン・シナリオと共に保持すべきである。
 - 「藁人形」選択肢(すなわち、費用がかかり効果の少ないものであることが明白で

²⁴ 適応的ガバナンス及びインターネット・インクルーシブ法(Adaptive Governance and Internet inclusive Legislation)

²⁵ より良い自主規制及び共同規制に関する原則を参照。https://ec.europa.eu/digitalagenda/en/news/principles-better-self-and-co-regulation-and-establishment-community-practice

²⁶ 規制の乖離が貿易及び投資のフローに重大な負の影響を与える可能性がある場合はいつでも、IA報告書は、国際基準との乖離(存在する場合)及び主要な管轄区域において類似の目的で導入された規則との乖離がなぜ生じたかについて触れる必要がある。可能性として考えられるWTO又は国際協定の下で負う義務との不一致もまた説明すべきである。

²⁷ 公共政策上の理由で零細企業を立法提案の対象としなければならない場合、全ての形態の規制負担(特に、行政要件に関するものを含む)に関して、零細企業に適合させた解決策及び緩い制度を模索することが必要となる。COM(2011) 803最終版「EU規制の零細企業ニーズへの適合」を参照。

²⁸ たとえば、ステークホルダー、専門家、加盟国、その他のEU機関及び第三国パートナー。

²⁹ そのような選択肢が例外的に早い段階で排除された場合、強固な論拠と共にその旨を明確に記述すべきである。

あり、好ましい選択肢の便益を強調するためだけに保持されている選択肢)は避けるべきである。この選択肢は好ましい選択肢を支持する議論を強固にするわけではなく、むしろIAの信頼性を損なうものである。

- ベースライン・シナリオの他に少なくとも信用できる2つの選択肢を特定することが 困難である場合、さらに努力して「既存の枠組みにとらわれない」考え方をする(例: 全ての選択肢を漏れなく検討したか?)。他の選択肢がない場合、その後に行う分析は、たとえば、提案又は様々な実施方法における個々の要素の一部に関して代替的な「サブオプション(下位選択肢)」を検討することによって、保持した選択肢の詳細な設計を決定することに焦点を合わせるべきである。
- 影響の最初の評価を行った後、振出しに戻って当初の選択肢に修正を施して更なる 改善を試みることも必要となることがある。選択肢が納得のいく形で目標を達成で きない、又は、選択肢が過度な負の影響をもたらす(たとえば、基本権、SME、競 争力、取引パートナー、地域、発展途上国その他に及ぼすあらゆる種類の影響)可 能性が高い場合が通常、このケースに当てはまる。選択肢は、その負の影響を緩和 するために考え得る改善、及び/又は、緩和措置について検証を実施する前に劣って いると即断すべきではない。

IA報告書は、このプロセスを詳細に記述する必要はない。しかしながら、ステークホルダーの見解を考慮に入れ、また、一部の選択肢についてはその影響を全面的に評価することなく排除した理由を説明した上で、関係する全ての選択肢を検討したことを明確に示すべきである。保持した選択肢については、十分に詳細な説明を行うべきである。

例外的な事例として、ベースライン・シナリオと比較した全面的な評価を行うためにただ 一つしか選択肢が保持されなかった場合、特に強固な論拠を提供すべきである。

2.5. 質問5:様々な選択肢が及ぼす影響はどのようなものか、また、誰が影響を受けるのか?

一連の政策選択肢が選定された後、各選択肢が経済、社会及び環境に及ぼす影響、及び、 影響を受ける人々に関して堅固な評価を実施すべきである。

このプロセスが終了する時点で、政策立案者は、様々な政策選択肢がそれぞれの目標をどの程度達成できるのか、どのような便益をもたらすのか、費用がどのぐらいかかるのか、様々なステークホルダーにどのような影響をもたらすのか、意図せざる結果が発生するリスクはどの程度かについて知るべきである。

IA分析は、便益と費用の間に最良のバランスをもたらす政策決定を支援するため、ベースライン・シナリオと比較して、保持した政策代替案(「選択肢」)が有する長所と短所を

全て評価しなければならない。今回もまた、最終案とする前にいつでも振り出しに戻って 保持された選択肢を改善する心構えを持ちながら、まずは広い範囲で影響を捉えることか ら始まり、次いで最も関係する影響に分析を集中し、深めるという反復プロセスを通じて この評価を行うのが最善である。

影響を分析する際、ステークホルダーの知識と共に内部及び外部の専門知識を活用することが特に有用である。コンサルテーション戦略、外部委託研究及びISG作業は、影響評価の全ての要素に関して、様々な見解を集約し、結果をテストできるような方法で計画すべきである。

2.5.1. 保持された選択肢が及ぼす可能性がある全ての影響を特定する

保持した選択肢全てに関して、影響評価はそれらの選択肢が認識された問題にどのように 取組み、政策目標をどのようにして達成するのかを明確に記述すべきである。

これを行うため、影響を受ける当事者、特に新たな法律要件を遵守しなければならない人々、 政策を実施し、執行しなければならない人々及び最終的な受益者になることが見込まれる 人々を対象として、提案が暗示する変化をまず特定する必要がある。

- 影響を受ける当事者は(遵守するため、又は、遵守を執行するため) どのような行動及び措置を取る必要があるか?
- これらの行動及び措置は現実的に取ることができるのか(遵守費用と遵守の保証に 関与する公的当局の費用とのバランス)?
- これによって、目標に到達することができるようになるのか?

分析の当初の段階でこれらの質問に答えることは、影響の専門的な評価が具体的であり、 様々な政策選択肢がもたらす実際的な意味合いに密接に関係していることを保証する上で 重要である。

また、このような質問に答えることで、様々な選択肢がどのようにして様々な変化を誘発し、様々な種類の影響を及ぼすのかが浮彫りになる。提案されている政策がもたらす最も明白な結果にとどまらず、経済面、社会面及び環境面の政策領域全てにわたって、考え得る様々な影響を検証すべきである。正確に評価することが可能かどうかにかかわらず、潜在的に重要な全ての影響を特定すべきである。選択肢の全体比較に影響を及ぼす恐れがある、又は、欧州委員会が後に提案する際の論拠を弱める恐れがあるという理由で、重要な影響を「見落とす」ことのないようにするのが重要である。影響評価は特に、そういった評価が、支出プログラムにおける詐欺に関係しており、詐欺に晒される潜在的リスクに対

処するものである場合、様々な選択肢が基本権に及ぼす影響を調査すべきである。

潜在的に重要な間接的影響、すなわち、イニシアティブの主たる目的に付随するプラス又はマイナスの結果(当事者の負担する累積費用の増加に起因するもの、遵守する必要がある人々による回避的行動又は影響を受けたセクターから別のセクターへ伝わるプラスの波及効果など)も検討すべきである。

プラスの影響(すなわち便益)もマイナスの影響(すなわち費用又は環境及び社会に及ぼす負の影響)も両者ともに特定すべきである。ある当事者にとってはプラスの影響でも、別の当事者にとってはマイナスの影響となり得る。したがって、特に影響を受ける当事者を特定することが重要である。

また、政策選択肢が、業務プロセスの自動化、情報の公表/交換、ウェブ・ベースのポータルを介したオンラインサービスの提供その他を目的とした何らかの種類のITシステム又はネットワークを必要とする可能性が高い。換言すれば、新たなICTソリューションの実施又は既存のICTソリューションの適合に関係する影響を評価すべきである。既に存在しているものを再利用し、「車輪の再発明(既に存在しているものを独自に再開発する)」のような非効率さを回避する可能性を見逃すべきではない。「デジタルふるい落とし」及び考え得る更なるICT影響分析が必要になる可能性がある(「より良い規制」ツールボックス内のICTの影響に関するツールを参照)。

この分析が終了する時点で、プラス、マイナスを問わない全ての潜在的影響を、その見込まれる大きさと可能性に従って、及び、影響を受けると考えられる特定の当事者に従ってリストアップすべきである。特定された影響を説明する際には以下の区分を利用することができる。

- 広義の性質:経済、社会、環境に与える影響
- 特定の性質:例:遵守費用の増大(又は減少)、すなわち、関係する当事者(企業、市民その他)が新たな法律要件に従うために必要となる費用、その付随費用(管理負担、労働費用、設備費用その他)及び管轄当局が負担する管理及び執行費用、市場効率性、競争力、技術革新の向上(又は低下)、健康、環境の質、気候変動との闘い、教育及び訓練のレベル、基本権、雇用及びスキル、社会的包摂、貧困その他に対する影響に伴う費用。
- 元となっているイニシアティブとの関係:直接的影響は政策措置によって直接生み 出されるものである。間接的(又は二次的)影響は、直接的影響によって誘発され た行動変化の結果として生じるもので、しばしば第三者に影響を及ぼし、直接的影

響と全く同じような効果をもたらすことがある。

- 影響を受ける当事者、グループ又は地域:異なる規模の企業(SMEか否か)、市民、 労働者、学習者、消費者、行政部門、第三国の主体、発展途上国、様々な領土及び 地域(発展途上又は繁栄途上地域、都市、農村地域、国境地域、海外領土その他)
- 頻度及び確実性:長/短期、一度限り、反復的、確実又は可能性が高い(リスク)

上記区分の全てが基本的に有用であるものの、各分析は手掛けているイニシアティブに最も適切な区分を用いるべきである。重要なことであるが、IA報告書は常に、影響を評価するために選択した手法、特に標準的でないアプローチを採用した場合にその理由について透明性を確保すべきである。

2.5.2. 重要な影響を選定する

より深い評価を行うために保持すべき影響を選択する際には、以下の点を考慮に入れた上でその論拠を明確にすべきである。

- 見込まれる全体規模
- 特定のステークホルダー(企業及び特にSME、取引パートナー、経済セクター、消費者、学習者、労働者、行政部門、地域、発展途上国その他)との関連性
- 欧州委員会の水平的目標及び政策にとっての重要性

影響がどの程度重要であると見込まれるかについては、ベースライン・シナリオと比較した際の変化量の観点から評価されるべきである。選定する際、比例分析の原則が適用されるべきである。しかしながら、政治的な意思決定に関係しているのであればどのようなものでも排除しないことが重要である。選定に当たっては、ステークホルダーの見解及び関係する専門知識(総局間グループ内のものを含む)を考慮に入れるべきである。

2.5.3. 最も重要な影響を評価する

関係する影響の全てを、定性的に、かつ、可能であれば³⁰、定量的に評価すべきである。同様に、影響は可能な限り貨幣価値に換算すべきである。

定量化する際、誤った精密性は避け、数値についてはある幅を示し、定性的なコメントによって補完すべきである。多くの場合、定量化は所与の前提条件に依存する。この前提条件を明確に提示すべきである。前提条件が特に重要又は不確実である場合はいつでも、そ

³⁰ すなわち、影響が正当な手法を用いて定量的に推定しやすいものである場合、また、必要なデータが存在し、比例的な費用で収集することができる場合。

れを変えることが著しく異なる結果をもたらすかどうかを検証するために感度分析を用いるべきである³¹。

全体的な方法論的アプローチ32及び個々の影響の種類に関する個別具体的な技術の両観点から、影響を定量化するには複数の方法がある。それぞれの事例において、最も適切な方法を用いるべきである。また、方法の選択については、IA報告書の中でその論拠を明確に説明すべきである。

考えられる全ての欧州委員会イニシアティブに適用される最良の方法は存在しない。しかしながら、手掛けている事例の特殊性、データの利用可能性及び比例的な分析を実施するための要件を踏まえれば、最も理に適った方法論的選択を行う責務がある。全ての事例において、方法論的な複雑さは、影響を受ける当事者に様々な選択肢がもたらす実際的意味合いを提示しない言い訳にはならない。同様に、一部の影響を貨幣価値に換算する又は定量化することができない可能性があるという事実は、そのような影響を十分に考慮するには及ばないということを意味しない。重大な影響は全て、貨幣価値化又は定量化のために利用できる方法の性質如何にかかわらず、分析されるべきである。

定量的分析が可能でない、又は、比例的でない場合、定性的に影響を分析すべきである。また、定性的分析は、影響を受ける当事者に対する実際的意味合いに焦点を合わせ、厳格かつ徹底的に実施すべきである。定量的評価については、その基礎となる重要な前提条件を記述しなければならない。結論は利用できる理論とエビデンス³³(ステークホルダーの見解に言及している説明用の事例を含む)に基づくべきである。結論を出す際は、限界を認識した上で、事実、専門家の意見及びステークホルダーの見解を明確に区別すべきである。大まかな数値が得られない場合、ある選択肢が別の選択肢よりも大きな(小さな)影響を及ぼす可能性が高い理由を定性的推論で提供すべきである。

定量的分析及び定性的分析いずれの場合であっても、以下の事項を思い起こすことが重要である。

- 変化は、ベースライン・シナリオと比較して評価すべきである。通常、変化は時間の経過と共に(たとえば、継続的政策の結果として)進化する。したがって、単に現状のみに照らして変化を決定するのはなく、新たに予定されている計画が実施されない場合に状況がどのように進化していくのかを踏まえて決定すべきである。
- 様々な影響は様々な時点で発生する可能性が高い(早い段階で費用を被り、便益は

³¹ この場合、精密な結果ではなく、結果の範囲(レンジ)又は信頼区間を提供すべきである。

³² たとえば、一般均衡対部分均衡アプローチ、ボトムアップ対トップダウン手法。

³³ たとえば、データと信頼できる分析が利用できる対象セクター/加盟国の小集団 (サブセット) に関するもの。

遅い段階で発生する場合が多い)。可能な場合は状況に応じて貨幣価値に換算され た推定値を現在価値に割り引いた上で、この点を影響評価に反映させるべきである。

• 影響は、社会全体の観点から評価すべきである。ただし、個々の当事者が被る分配面の影響と累積的負担もまた、比例的に分析、検討すべきである。影響を集計するときはいつでも、二重計上を避けるべきである(たとえば、遵守費用の増加分を消費者価格に転嫁する企業、規制執行費用を回収するために手数料を課す公共企業の事例など)。

EUレベルで影響を評価することは特に困難な作業となり得る。まず、EU全域にわたるデータが利用できない又は比較できない可能性がある。 第2に、最終的影響は加盟国が実施段階で行う選択(又は将来の委任立法若しくは実施法)によって左右されることが多い。したがって、欧州委員会の提案段階で、たとえ遵守費用又は実施費用などの直接的影響に関するものであっても正確な推定値を提供することがしばしば困難となる。それでもなお、分析において、「既知の未知」を排除すべきではない。逆に、これらを積極的に認識すべきである。データが欠如している、又は、不確実性が存在している場合、選択肢を比較する際にそのような不確実性がもたらす影響について透明性を確保する一方、(たとえば、理論的アプローチに基づくなど)定性的評価を強化する必要がある。

この分析が終了する時点で、各選択肢が集計レベル<u>及び</u>影響を受ける当事者レベルでどのような便益と費用をもたらして目標をどの程度達成するかについて確実に理解しておくべきである。また、比例的にはならない可能性がある影響(例:基本権、SME、競争力、特定のコミュニティ、労働者の健康・安全、雇用、貧困、地域又は加盟国、開発途上国その他の関するもの)を、意図せざる結果が生じる重大なリスクと共に特定しておくべきである。これは、EUの水平的目標との整合性という観点から各選択肢を比較する上で、また、好ましい選択肢に関して影響を緩和する可能性がある措置を特定する上で有用である。

IA報告書は、影響評価の結果を閲覧しやすい方法で要約すべきである。限界の存在(例:データ、手法)及び意図せざる結果が生じるリスクについて明確かつ透明でなければならない。影響評価のより技術的な側面が重要ではあるものの、個人、企業又は行政に及ぼす最終的な具体的影響、及び可能な場合はその影響の社会的及び地理的分布を、分析及びIA報告書の前面に押し出すべきである。費用及び便益の総額は、分配面への影響及び移転とは明確に区別すべきである。関係する影響の選定及び分析手法に関して行った選択については、付属書の中で明確にその論拠を説明すべきである。定量化に関しては、データ源を提供すると共に、定量化の基礎にある前提条件を例示すべきである。

2.6. *質問 6*: 各選択肢はどのように比較されるのか?

様々な影響の評価と、それらの影響を受けるステークホルダー間の分配状況に基づき、IA は様々な選択肢を、その有効性、効率性、一貫性、及び比例性の原則の遵守状況に関して 比較すべきである。

このプロセスが終了する時点で、IAは、政策立案者が選択し、状況に応じて好ましい選択 肢を提案するために役に立つ情報を提示すべきである。

IA分析は、経済、社会及び環境に及ぶ可能性がある影響及びステークホルダー間での分配 状況を評価した後、各選択肢を明確に比較した結果を一つにまとめるべきである。好まし い選択肢を特定するプロセスが容易なものとなるようにこの作業をすべきである。

費用便益分析、費用効果分析、遵守費用分析、及び、多基準分析が、上記を行うために用いる最も一般的な方法である。1つの選択肢(又は複数の選択肢の組み合わせ)を選定する作業は、複数の要因(影響及び目標の数及び性格、便益と費用を貨幣価値に換算できる(又は定量化できる)範囲、分配面の懸念の強さを含む)に依存している。

IAは、最も好ましい選択肢を特定する必要はないが、共通の基準、特に以下に掲げる事項 に照らして各選択肢を客観的に比較することに努めるべきである。

- 様々な選択肢が目標をどの程度達成するか(有効性)
- 便益対費用 (効率性) 34
- 各選択肢とEU政策の包括的目標との整合性(一貫性)

また、各選択肢、特に好ましい選択肢が比例性の原則を遵守しているかどうかについては、以下の追加的質問に答えることによって検討すべきである。

- 選択肢は、目標を納得のいく形で達成するために必要なものを超えているかどうか?
- 選択肢の範囲は、加盟国が単独では納得のいく形で達成できず、欧州連合がより良く対応できる側面に限定されているか?
- 欧州連合、加盟国政府、地方又は地域当局、経済事業者又は市民が負担する費用は 達成すべき目標に関して最小化されているか?
- 行動形態(手段の選択)は限りなく単純であり、納得のいく目標達成及び効果的な 執行と整合性を保っているかどうか?

34 これに代わるものとして、所与の費用で目標をどの程度達成することができるか、その達成度合いを 基準とする (費用対効果としても知られる)。 選択肢を比較する際、その基礎にある分析と仮説を念頭に置くべきである。すなわち、比較の堅牢性を証明し、分析の感度及び限界を強調し、目標間のトレードオフについて注意を喚起し、比較の結果に重大な影響を及ぼし得る不確実性について言及すべきである。

IA 報告書は、以前に行った分析の流れが明瞭となるような形で受けて、この比較の結果を閲覧しやすい形、たとえば要約表で提示すべきである。好ましい選択肢を示さない場合、その旨を明確に記述すべきである。IAがどの提案も正当化できないという結論に到達する場合、それでもなお公表すべきIA報告書にその旨の情報を伝達すべきである。

2.7. 質問 7: 実際の影響はどのように追跡され、事後評価されるのか?

IAは、政策サイクル全体に留意した上で、政策措置が意図した結果を実際にもたらしているかどうかを追跡するため、また、将来の政策改定を通知するために、モニタリング及び 実施後評価の仕組みを特定すべきである。

このプロセスが終了する時点で、政策立案者は、将来必要な場合にはいつでも政策を調整 する可能性を考慮に入れた上で、政策がどのように追跡、事後評価されるのかについて知 るべきである。

政策立案者及びステークホルダーは、政策実施が「軌道に乗っている」かどうか、また、 政策がどのような費用とどのような便益をもたらして、どの程度目標を達成しているかを 検証できるようにしなければならない。そのためには、イニシアティブが成功を収める場 合、状況は将来どのような姿になっているべきかについての明確な着想からスタートすべ きである。

実施してから数年後、何が変わるのか、また、誰にとって変わるのか?これをどのように して証明できるか?

IA及び提案されているイニシアティブの質の如何にかかわらず、実際の結果は推定されている、又は、望ましい結果とは異なる可能性が高い。しかしながら、政策が目標を達成していない、又は、費用と負の影響が予測していたものよりも大きい場合、これが不測の外部要因、政策の設計に関する問題、立法プロセス中に行われた修正(関係がある場合)、又は、手際の悪い実施によるものかどうかを知ることが重要である。

モニタリング及び事後評価の仕組み(一連の指標の定義を含む)は、この点に関して貴重な情報を提供する。したがって、IAはこれらの仕組みがどのようなものになるかを概説すべきである。好ましい選択肢に関して主要な政策目標向けの中心的指標を定義すべきである。好ましい選択肢がIA報告書の中で提示されていない場合、モニタリングと指標はイニ

シアティブの特定の目標に言及すべきである。

指標は、政策目標の達成状況(及び政策目標がもたらす可能性のある負の影響)を測定で きるようなものでなければならない。国内法化及び加盟国における実施及び執行に関する 指標もまた有用であろう。

基礎となるデータを容易に利用できる状態にし、データ収集費用を比例的なものにすべきである。データの欠如がIAにとって重大な懸念事項であった場合、IA報告書は将来の政策事後評価のためにこの問題にどのように対処するかを概説すべきである。

欧州委員会の事後評価規則によれば、その活動の全てが定期的に事後評価されなければならない。

支出プログラムに関して、事後評価は必須であり(詐欺防止措置を含む)、その他多くの 政策手段についても見直し条項が設けられている。そのような見直しが求められた場合、 既存の政策枠組みの事後評価に基づいて実施すべきである。事後評価については、実施時 期、主な焦点と目的、実施に責任を負う当事者及び評価結果に対処すべき当事者を明確に 示した上で、予め公表し、説明すべきである。

IA報告書は、運営目標に関する中核的指標及び好ましい選択肢に関する主要なモニタリング及び事後条項(関係するデータの収集に係る側面を含む)について概説すべきである。

3. 影響評価報告書にまとめる

影響評価報告書は、IA分析の最終結果を要約し、提示すべきである。また、分析の詳細/専門的部分については付属書を用いるべきである。尚、影響評価報告書は職員作業文書(SWD)として提示すべきである。

これまでの頁が明らかにしてきたように、IA報告書はIAそのものではない。IAは政策提案の設計を支援する反復的プロセスである。IA報告書は、このプロセスの結果をその決定に資する情報として政策立案者に伝達し、また、欧州委員会の決定の基礎となるエビデンス基盤を示すものとしてステークホルダーに伝達するために利用する文書である。

IA報告書は透明性を確保し、客観的であり、バランスのとれたものとすべきである。

IA分析は複雑となり得るが、IA報告書は専門家ではない読者を念頭において記述されるべきである。大半の場合、報告書の本文は30~40頁とし、分析のより詳細な専門的部分について付属書を添付するという形態で十分である。

問題がどのように対処されているか、なぜEUレベルの行動が適切なのか、様々な一連の行動に対する賛成論と反対論はどのようなものか、また、誰が影響を受けるのかについて読者が容易に理解できるようなものにすべきである。ステークホルダーの見解及びこれらがどのように検討されたのかについて、IA報告書全体にわたって透明性のある形で言及すべきである。 用いた全ての外部資料 (調査書、報告書、科学的調査結果その他) も系統的に言及されるべきである。

いくつかの特定の要素を最終IA報告書に含めなければならない。この中には、(i) 環境、社会及び経済に及ぼす影響についての説明及びこれらのいずれかが重要ではないと判断する場合の明示的な記述、(ii) イニシアティブの影響を受ける当事者及びその影響の受け方についての明確な説明、

(iii) SMEに対する影響、(iv) 競争力に対する影響、(v) コンサルテーション戦略及びそこから得られる結果についての詳細な説明、が含まれる。

IAの主要な結果を容易に概観できるようにするため、最大で2頁止まりのエグゼクティブ・サマリー・シートも作成すべきである。これは職員作業文書とは別個に提示し、また、全てのEU言語に翻訳すべきである。

4. 影響評価から政策立案まで

IAプロセスは、一つ(又は複数の)好ましい選択肢を特定できるようなものにすべきである。 提案を策定する際、IAに関係する最終提案が目的に適合していると共に、「より良い規制」の原則に沿っていることを保証するため、複数の重要な質問を二重チェックすることが有用である。

政策立案者は、最終提案がEUにおける規制の適合性にプラスに寄与することを確認すべき である。

このプロセスが終了する時点で、好ましい選択肢が規制の適合性を満たしているかどうかを試験することが有用である。影響評価によって(更なる)EU政策対応が必要とされないことが示されれば、これは不要である。しかしながら、立法という選択肢が選定された場合は常にこの試験を実施すべきである。

提案が規制の適合性を満たしていることを証明するには、影響評価プロセスを通じて既に 触れられてきた事項の一部、すなわち、以下の事項を検証することが必要となる。

■ 草案(法的)本文は全面的に補完性の原則を遵守しているか?

- 提案は比例的か?
- 提案は欧州連合基本権憲章 (Charter of Fundamental Rights) に沿っているか?
- 法律草案の条項は可能な限り簡素かつ明瞭なものか?これらの条項は国際基準から 不必要に乖離していないか?これらの条項はさらに実施しやすいようなものにする ことができるか?
- 「シンク・スモール・ファースト」原則は適用されているか?零細企業は計画の範囲から除外されているか、除外されていない場合はなぜか?
- 法律草案の条項はICTの発展によってもたらされる課題と機会を考慮に入れているか(例:簡素化されたモニタリング及び情報報告)?
- 全体的な目標達成に影響を及ぼすことなく、以下の要素を減少させるために法律条項の一部を修正する余地はあるか?
 - SME及び関係するその他のステークホルダーが負担するものと見込まれる遵守費用
 - 部門別のEUの競争力に及ぼす負の影響
 - 国際貿易、発展途上国その他に及ぼす可能性がある負の影響
 - 国際条約 (EU域外に影響を及ぼす提案) に起因するその義務に関して、パートナー国における人権に及ぼす影響
 - その他の影響(社会、環境に及ぼす影響又は特定グループ、領土的地域、加盟国、 技術革新その他の及ぼす影響を含む)
- 提案の全体的な費用に影響を及ぼすことなく、提案されている本文の有効性及び一 貫性を向上させるために、提案されている法律条項の一部を修正する方法がまだあ るか?

立法計画に関して、その最終提案に関する欧州委員会の政治的評価は、提案がどのような形で補完性、比例性及び「より良い規制」の原則を遵守しているかを記述している説明用メモ (Explanatory Memorandum) に記載されている。欧州委員会が政策イニシアティブを採択した後、IAはその内容と質について協議する可能性が高い欧州議会 (European Parliament) 及び理事会 (the Council) に送信される。欧州議会及び理事会は、実質的な修正の提案を支援するため、追加的な分析を行うことを誓約している。

第4章 提案の策定、実施及び国内法化に関する指針

重要な要件

- 主要な指令の提案書には実施計画 (SWDの形態) を添付しなければならず、また、その 実施計画には、実施に係る課題と欧州委員会が講じるべき支援行動を記述すべきである。
- 質の高い法律文と説明用メモを作成するために利用できる指針を活用されたい。主要な 指令に関連する説明用メモを作成する必要性については、提案書の中でその論拠を記述 しなければならない。
- EU指令に関する遵守評価は2つの段階で実施しなければならない。(1) 加盟国が欧州連合法を国内法制化したかどうかを適時かつ体系的に検証する、(2) 国内法制化措置と関係する欧州連合法との整合性を適時かつ体系的に検証する。

1. 序文

誰が本指針を読むべきか?

イニシアティブの策定及びその後の実施/適用に従事する全職員が本指針を読むべきである。

なぜ適切な実施が重要なのか?

欧州連合がその政策目標を達成しようとする場合、EU法の効果的な適用は必要不可欠である。加盟国がEU法の適時かつ正確な国内法化及びアキ (acquis) 35全体の正確な適用に責任を負う一方、欧州委員会は加盟国の取組状況を監視し、その法律が欧州法を遵守していることを確認しなければならない。欧州委員会は3つの重要な役割を担っている。

第一に、新たなイニシアティブを策定する間に、実施と適用に関する課題と問題を予測し、 考慮に入れるべきである。第二に、欧州委員会は理解しやすく、実施が容易な、よく練られた質の高い法律文を作成すべきである。第三に、欧州委員会は、加盟国における実施/適用に関して完全かつ一貫した情報を有する必要がある。欧州委員会は、加盟国の法律が欧州連合のアキを全面的に遵守していることを確認するため、加盟国内の実施措置を厳格に調査する必要がある。

以下の説明は、各総局が新たなイニシアティブを策定する際に、実施に係る側面をより適切に考慮に入れ、EU法の実施状況を検証する方法を特定するための一助となることを目指している。本章は、欧州連合政策の適用/効果を監視する方法を扱う後の章を補完するもの

.

³⁵ TFEU 第 291 条第 1 項

である。

2. 実施に係る問題の予測と国内法化の促進:実施計画36

適切な実施は、優れた影響評価とステークホルダーとのコンサルテーションから始まる。 各政策選択肢に関して、分析は、加盟国又はその他の地方若しくは地域の当局・執行機関による実施及び適用に際して直面する可能性が高い明確に識別可能な問題又は課題に明示的に対処すべきである。重要な課題は、新たなイニシアティブに直接規制される又はそれを遵守することを義務付けられる当事者の取組みと、執行に責任を負う公的機関の取組みとの間のバランスを、費用及びその他のリソースへの影響の観点から評価することである。また、分析は、現行法に関連した実施に係る問題を特定した可能性がある事後評価に基づくべきである。

ボックス 1. 公的機関にとっての規制費用対執行費用

- 法的規則は効果的となるように監視され、執行されなければならない。選定する政策選択肢によって、執行にかかる費用は、公的機関にとって極めて安くもなれば、極めて高くなる可能性もある。
- 健康及び安全措置に関する企業の報告義務を撤廃しても、職場における健康と安全を監視することの望ましさが否定されるわけではない。報告義務の撤廃は、公的機関による監視と検査がより頻繁に行われることにつながる可能性が高い。
- 警察官により執行される速度制限監視は、一元管理される速度監視カメラを利用するよりも費用がかかることになる(カメラの場合、一度限りの資本コスト、反復して発生する保守コスト及び罰金に関する一元管理コストが発生する)。
- 反トラストの損害賠償に関して民間の訴訟を認めれば、訴訟需要(及び未処理訴訟事案) と司法制度の利用に係る費用(公的機関が負担)が増えることになる。

同時に、コンサルテーション戦略が、イニシアティブの効果的な適用及び関連する執行活動に最終的な責任を負う公的機関の見解を対象にしていることを確認すべきである。これにより、役に立つ実施に関する経験と専門知識が確実に収集され、イニシアティブの中に組み入れられるようになる。

また、欧州委員会は、特定の指令及び規制に関して実施計画 (IP) を作成することによって国内法化及び実施に関する加盟国の取組みを支援すべきである。法律の適時かつ効果的

 $^{^{36}}$ この指針は、2013年1月7日付ノート(Ares(2013) 12012) 付属書IIが提供する指針に取って代わるものである。

な適用に関する責任は加盟国にある³⁷ことを十分認識した上で、法律の適時かつ効果的な適用を促進することを目的としてIPが作成される。

実施計画はいつの時点で必要になるのか?

その性格又は複雑性のために、関係する法律の施行が便益をもたらす又は支援措置によって促進される可能性がある場合、IPを作成すべきである。

IPは通常、枠組み指令、すなわち、多数の法的義務を含む広い範囲を有する指令、政策分野の完全な調和を目指す指令、及び、加盟国における法秩序の様々な部門に重大な影響を及ぼす、又は、法秩序の様々な部門を改変する指令に関して必要とされる。これとは対照的に、限定的な、又は、極めて技術的な範囲を有する指令、又は、国内化措置を必要としない指令38、一つ又は極めて限定された数の法的義務を有する指令、及び、既存指令の1つ又は極めて限定された数の法的義務のみを変更する指令については通常、IPを必要としない。

規制に関して、実施要件が指令の実施要件と類似しており、加盟国による適用を促進する ための支援措置が有益である場合、IPが推奨される。各総局は、その特定のセクターに関 する規制向けのIPが必要となる場合を特定する責任を負う。

実施計画に関する総局間コンサルテーション(ISC)

IPの作成については、ISC を開始する前に、アジェンダ・プランニング内でフラッグを立てるべきである。IPが予定されていない場合、 アジェンダ・プランニング内でその論拠を説明すべきである。事務総局は論拠を検証し、必要であれば論拠について議論する。IPは職員作業文書として作成し、総局間コンサルテーションにおける提案書に添付し、また、各機関における議論のための背景資料として利用すべきである。提案書が立法プロセスの中で著しく進化する場合、IPを更新する必要がある。この点についての更なる指針はツールボックスで提供されている。

実施計画には何を含めるべきか?

実施計画の作成は、加盟国が当該法律を適用する際に直面する課題を評価することから始まる。その評価に基づき、IPは、加盟国が当該法律を施行するのを支援するために、欧州委員会の総局が加盟国に提供する様々な種類の支援を記述すべきである。また、IPは、措置の実績に関する進捗状況を追跡し、報告するための強固なデータ及びその他のエビデン

³⁷ TFEU 第 288 条

³⁸ たとえば、コミトロジーなど機関(間)的課題に関係する条項を更新する指令。

スを確実に利用できるように設計されたモニタリング計画も記述すべきである。そのような実施に関するテンプレートはツールボックスにおいて提供されている。

3. 法律のより良い起草

欧州連合法は、立法者の意図を十分に反映させ、その規制目標を達成することができるように十分練った上で作成すべきである。法律起草要件の尊重は、法的確実性という目標を達成する上で重要な役割を担っている。法律が明瞭であれば、効果的に実施することができ、市民や経済主体はその権利と義務を知ることができ、裁判所はそれらを執行することができる。

法律起草に関する規則はどこに見出すことができるか?

優れた法律起草の重要性は、多年にわたり様々な機関で認識されてきた。法律起草の質³⁹、 法典化⁴⁰の利用及び改変⁴¹技術に関する機関間協定は、共通のアプローチを確立してきた。

欧州連合法の起草に関与する人々向けの共同実務指針(Joint Practical Guide) 42 は合意された原則に基づいて作成されている。また、法規部(Legal Service)内の「法律の質(Quality of Legislation)チーム」は、法律案を起草する方法に関して段階ごとの指針を提供する目的で、共同実務指針に基づいた「起草者支援パッケージ(Drafters' Assistance Package,DAP) 43 を策定した。DAPは、有用なリンク先や勧められる言い回しさえも提供している。実際のところ、草案が高い質を保っていれば、その後の立法プロセスにおいてその草案が修正される可能性は低い。

DAPは法律自体のみを対象としており、影響評価報告書又は説明用メモなど関係するその他の文書を扱っていない。DAPは レジスライト (Legiswrite) モデル内に組込まれているが、 単独のウィキ (wiki) としてもアクセスすることができる。

ボックス 1. 良質の法律を作成する方法- いくつかの重要なポイント

• 法律案を起草する際はいつでも、正しいレジスライト(LegisWrite)モデルを利用する。

_

³⁹ 欧州共同体法の起草の質に関する共通指針についての1998年12月22日付機関間協定 (OJ C 73, 17.3.1999, p.1)。

⁴⁰ 法律文の正式な法典化のための作業手法の加速化に関する1994年12月20日付機関間協定 (OJ C102, 4.4.1996, p.2)。

⁴¹ 法律の改変技術のより構造化された利用に関する2001年11月28日付機関間協定 (OJ C77, 28.3.2001, p.1)。

⁴² 欧州連合法の起草に従事する人々のための欧州議会、欧州理事会及び欧州委員会共同実務指針 http://www.cc.cec/wikis/display/dap/Legislative+drafting+resources

⁴³ http://www.cc.cec/wikis/display/dap/Home

- 共同実務指針の規則に従い、条項をどのように起草するべきかについて疑問を持った場合はいつでもDAPをチェックする。
- 法律文を他の言語に翻訳する必要があることを念頭に置く。
- 参照法律などレファレンスが正確であることを確認する。

改変技術とは何か?

改変は欧州連合法を簡素化するためのツールである。改変は、以前の法律の既存条項に加えた新たな修正内容を直ちに法典化しつつ、以前の法律(これ自体既に修正されている可能性はある)を修正することができるようにする技術である。改変によって、修正された条項と不変の条項を共に盛り込んだ新たな法律ができることになる。新たな法律は撤廃された以前の法律に取って代わる。

法律の改変は、「法律の改変技術のより構造化された利用に関する機関間協定

(Interinstitutional Agreement on a more structured use of the recasting technique for legal acts) 」において定められた特定の規則に準拠する。この協定は、欧州委員会のイニシアティブの権利、及び、欧州委員会の提案を改変によって修正する立法者の権利を保全するために必要な「ゲームのルール」を定めている。

所与の事例で**改変が適切であるかどうかを判断する際はいつでも、法規部に助言を求めるべきである。**特に、法律の質チームは指針と実務的な支援を提供することができる⁴⁴ので、早い段階で連絡を取るべきである。詳細情報は**DAP**でも提供されている。

法典化とは何か?

法典化とは、既存の法律の全条項及びその修正内容全てを、撤廃される以前の法律に取って代わる新たな法律の中に一つにまとめることである。

法典化は、「法律文の正式な法典化のための作業手法の加速化に関する機関間協定 (Interinstitutional Agreement on an accelerated working method for official codification of legislative texts)」に準拠する。

全ての立法プロセスを通過する法典化は、出版局(Publications Office)が実施する非公式な統合(この場合、法律文は法的な拘束力を持たない)と混同すべきではない。

法典化は、法規部が主管総局としての役割を果たし、各事業総局と連携しながら進めるイ

-

⁴⁴ SJ juristes-reviseurs@ec.europa.eu

ニシアティブに基づいて実施される。したがって、法規部は法典化に関する提案書の作成、 及び、法典化された新たな法律の採択につながる手続きのフォローアップに責任を負って いる。法典化の顕著な特徴は、改変とは対照的に、以前の法律に実質的な変更が加えられ ないということにある。

法律提案書を作成する際に検討すべきその他の問題

欧州委員会は、企業全般に影響を及ぼすEU規則と決定に関して**共通開始日**を利用することを誓約している。提案された決定(Decisions)、規則(Regulations)及び委任規則については、影響を受ける当事者の行動を単純化するのを支援するため、可能な限り、所与の年の1月1日又は7月1日を開始日と定めるべきである。

サンセット条項は、陳腐化した法律条項が有効なまま存続することを防止するために利用することができる。サンセット条項は、法律文の一部又は全ての条項を、これらの条項の期限を延長する法的行為が取られない限り、特定の日以降終了させる又は撤廃するものである。したがって、サンセット条項は法律に対する継続的ニーズの有無を評価するために用いることができ、たとえばある特定の危機又は不測の問題などに対応して「緊急事態」法が採択された場合に特に関係する可能性がある。

ボックス 2. サンセット条項の例

• 欧州ネットワーク・情報セキュリティ機関(EU Agency on Network and Information security)は当初、時限措置で設立された。

また、法律提案は、法律が将来、いつ、どのようにして、また、何に基づいて**事後評価される**のかを見越すべきである。次章では、そのような評価を支援するため、新たなイニシアティブの設計段階においてモニタリングの仕組みをどのように着想するかについて記述する。

説明用メモ45

説明用メモの目的は、欧州委員会の提案を説明することにある。説明用メモは、理事会又は欧州議会と理事会による採択の対象となる全ての法律提案及び非法律提案に関して要求される46。説明用メモは提案書に添付されてその他の機関に送信され、公衆が閲覧できる。しかしながら、説明用メモは官報(Official Journal)に公表されず、採択される法律の一

⁴⁵ 説明用メモの起草方法に関する詳細についてはツールを参照。

⁴⁶ 本指針が直接対象としないとはしていないが、本指針の要素とツールがなお関係している可能性がある 委任立法に関しては、より単純な説明用メモもある。

部とはならない。

説明用メモは、欧州委員会の「より良い規制」アジェンダにとって重要である以下の課題 を伝達するために利用すべきである。

- **法的根拠**:提案の法的根拠を説明する。実行可能な選択肢が複数ある場合、客観的基準 に基づいて選択の論拠を記述する。
- 補完性(非排他的管轄権):問題を欧州連合の次元で説明する。なぜ提案の目的が加盟 国のみによっては十分に達成できないのかを記述する(必要性の試験)。また、その規 模又は効果を理由として、EUレベルでの行動がなぜ加盟国レベルでの行動と比較して明 確な便益をもたらすのかを説明する(有効性の試験)。
- **比例性**:提案の対象範囲及び提案が比例的である(すなわち、目標を達成するために必要となる範囲を越えない)と考える理由を説明する。また、手段の選択に関する論拠及び提案が目標を達成する上で最も適切な行動であると考える理由を説明する。
- **実施後評価/適合性チェック**の結果を要約し、提案が対処する、特定された問題との関係 を明確にする。
- 実施したステークホルダーとのコンサルテーションの結果(回答者の見解及びその見解 がどのような形で提案の中に組み入れられたかを含む)を記述する。
- 欧州委員会が依存した**外部の専門知識**に関する要約(アプローチ、範囲、受けて利用した助言、公的に利用可能な情報)。

● 影響評価

- イニシアティブが影響評価によって裏付けられない場合、関係するロードマップ及 びツールボックスを参照しつつ、理由を説明する47。
- また、影響評価が規制精査委員会の肯定的意見によって支持されない場合、その論 拠を説明しなければならない。
- どの政策選択肢が分析されたか、それらがどのようにして比較されたか、また、な ぜ最終提案が好ましい政策選択と考えられたかを説明する。
- 好ましい選択肢が経済、社会、環境に及ぼす主要な影響及び誰がどのような形で影響を受けるのかについて説明する。
- 最終的な政策提案が影響評価で評価された選択肢から乖離している場合、そのよう な乖離がもたらす可能性のある影響を明確にする。

⁴⁷ IA が必要となる場合に関するツールを参照。

• 規制の適合性及び簡素化

- 可能な限り定量化された推定値を用いて、提案がどの程度規制負担を軽減する又は 現行の法的枠組みを簡素化するのかを説明する。
- 提案が零細企業を適用免除するのかどうか(及び免除措置が提案されない場合はその理由)又は全般的な形でSME向けに緩い規制枠組みを提供するのかどうか、またそれらをどのようにして行うのか(SMEが負担する遵守費用をどのようにして最小化するかを含む)を概説する。
- セクター別に捉えたEUの競争力又は国際貿易に及ぼす可能性がある負の影響も明 記すべきである。
- 計画がデジタル世界及び物理的世界の両方で適切なものとなるようにするため、どうして計画が「デジタル化及びインターネット対応」なのかを説明する(「より良い規制」ツールボックス内のICT影響に関するツールを参照)。
- 実施計画、モニタリング、事後評価及び報告の仕組み:措置に関係する実施計画(実施 及び適用を支援するため及びその成果に関して報告するために適用される追跡、事後評 価及び報告枠組みを含む)に言及する。
- 説明用文書(指令向け):提案が国内法化に関する説明用文書を必要とするかどうか、 及びその理由を説明する(後の章を参照)。

4. EU法と加盟国の国内法化した措置との関係:説明用文書48

なぜEU法と加盟国の国内法化措置とを関係付けることが重要なのか?

欧州委員会は条約の守護者である。換言すれば、欧州委員会はEU法の適用を監視しなければならず、また、加盟国の措置がどのような形でEU法と関係しているのかを明確に特定できるようになるべきである49。

欧州の諸機関は一連の政治共同宣言について合意した。この宣言は、EU指令の国内法化に関する情報をどのようにして欧州委員会に提供できるかを示している。加盟国は、国内法化措置の通知に1つ又は複数のいわゆる「説明用文書」を添付することを約束している。この説明用文書は、相関表又は同じ目的に資するその他の文書の形態をとり得る。欧州委員会は提案書を提示する際、まずケースバイケースでそのような文書を提出する必要性があること、及び、その提出が比例性の原則を満たしていることを正当化しなければならない。

⁴⁸ この指針は、2011年12月20日付ノート(Ares(2011)1386838)に取って代わるものである。

⁴⁹ この政策は、(1) 欧州委員会と加盟国との政治共同宣言 (OJ 2011/C 369/02) 及び (2) 欧州議会、欧州理事会及び欧州委員会の間の共同宣言 (OJ 2011/C 369/03) に含まれている。

いつ説明用文書の要求を正当化するのか?

欧州委員会の主管総局は、説明用文書の要求を正当化すべきである。答えるべき重要な問いは、欧州委員会が指令の国内法化を監督する任務を遂行する上で説明用文書は必要なものかどうかということである。

欧州委員会は以下の事項を比較衡量すべきである。

- 当該指令の複雑さの度合い- 複雑であればあるほど、説明用文書が必要となる可能性は 高くなる。
- 加盟国の法秩序にEU指令を移行するという観点から見た当該領域の複雑さの度合い
- 追加的に発生すると考えられる管理負担- 説明用文書の要求は提案されている立法イニシアティブに対して比例的か?

欧州委員会は、欧州連合法の適用を監督する任務を遂行するために説明用文書は必要不可 欠であることを確認しなければならない。この評価を容易にするために、欧州委員会の各 総局は以下に掲げる事項を検討すべきである。

個々の国内法化措置の通知が概して自明である場合、説明用文書は必要とされないのが普通である。このケースは通常、以下の事項に適用される。

- 1つ又は極めて限られた数の法的義務しか含まない指令
- 現行指令の1つ又は極めて限られた数の法的義務しか修正しない指令
- 加盟国レベルにおいて境界が十分に定められており、過度に厳しい規制がなされていない領域に関する指令

これとは対照的に、以下の事項に関しては、説明用文書が通常必要とされる。

- 枠組み指令
- 多数の法的義務を含む対象範囲の広い指令
- 政策分野の完全な調和を目指した指令
- 重大な影響を及ぼす、又は、加盟国における法秩序の様々な部門を修正する指令

欧州委員会はまた欧州議会に対して(政治宣言に含まれている肯定的要求のシナリオに加

え) 説明用文書を要求しない全てのケースについて論拠を示すことを誓約していることに 留意すべきである。ただし、そのような論拠は、説明用文書を要求する論拠よりも少ない 可能性がある。これらはまた、上述された検討事項に基づくべきである。

欧州委員会の提案における説明用文書の論拠

指令に関する全ての新たな提案(委任立法を含む)に関して、説明用文書の一部として論 拠を準備すべきである。

各総局が説明用文書を要求する場合、以下のような標準的な前文を提案する指令の中に直接含めるべきである。

「説明用文書に関する加盟国及び欧州委員会の2011年9月28日付政治共同宣言に従い、加盟国は、正当化された事例において、その国内法化措置の通知に、指令の構成要素と国内法化文書の中のそれに対応する部分との間の関係を説明する1つ又は複数の文書を添付することを約束した。」

コミトロジーを通じて採択される全ての指令に関しては、欧州委員会でコンサルテーションが行われている間に説明用文書の論拠を加盟国へ口頭で提供すべきである(次いで、これを欧州委員会会議の要約記録の中に反映させることができる)。

5. モニタリングの実施

遵守の評価50

欧州委員会は、指令の実施状況をより系統的に監視することを誓約している⁵¹。これはとり わけ、国内法化と一致性に関する遵守評価を実施することによって履行される。遵守評価 は2段階で行われる。

まず、各総局は**国内法化の検証**を実施し、関係する指令の国内法化の状況を評価する。指令が完全には国内法化されていない場合、各総局は第258条に基づき、又は立法指令が関係しているときはTFEU第260条第3項に従って52、違反手続きの開始を提案する。

国内法化の検証が終了し、不十分な国内法化状況が確認された場合にとる可能性のある違反手続きが完了した後、各総局は直ちに遵守評価の第2段階である一致性検証を開始する。

⁵⁰ この用語は、国内法化及び一致性に関する検証を対象としている。

⁵¹ COM (2012) 746 final.

[.]

^{52 &}lt;u>Commission Communication, Implementation of Article 260(3) of the Treaty</u> (2011年1月15日付OJ C12/02、パラグラフ7) を参照。

開始に当たって、既に完全に国内法されている指令の部分に対する一致性検証を開始する 可能性を排除していない。この検証は、加盟国の法律が指令に一致しているかどうかにつ いて意味のある全体像を得ることを目的としている。

モニタリングの適用

適切な実施はまた、法律が実際に適用されている状況を監視する活動とも関係している。 モニタリングは、介入が意図した通りに行われていることを確認し、介入が意図したよう な成果を挙げていない、又は、意図せざる結果が生じている場合などに是正措置を講じる ことができるように、情報を提供する目的で行う。

欧州委員会は、純粋な立法的アプローチよりも「ソフト」な政策手段の方が好ましいと判断するかもしれない(ただし、両方を組み合わせることは可能である)。ソフトな政策手段としては、政策手段に関するツールにその詳細が記載されている自主合意又はその他の形態の自主規制若しくは共同規制を挙げることができる。この場合、ソフトな政策手段を支持する政策/立法原則25に照らしてこのようなアプローチの成果、各当事者が行った誓約内容、及び、イニシアティブ目標を観察する必要も出てくる。

次章では、所与の介入に関連して行う効果の経時的なモニタリングをより詳細に扱う。

第5章 モニタリングに関する指針

重要な要件

- データ及び情報に対する不必要な又は二重の要求を避けつつ、イニシアティブの成果を 評価することが可能であることを確認しなければならない。
- 影響評価は、データ・ニーズとデータを特定すべき将来のモニタリング及び事後評価の 仕組みを設計するものでなければならない。
- データ収集費用を最小化しつつ、その後に行う介入の成果を事後評価するために必要な 情報を生成するようなモニタリングの仕組みと指標を確立しなければならない。
- 影響評価において当初概略が説明されたモニタリングの仕組みは、欧州委員会が提示した実際の提案、及び、立法者が最終的に同意した事項を反映するように必ず更新されるようにする。

1. 序文

誰が本指針を読むべきか?

影響評価(IA)、関連する欧州委員会提案及び実施計画の作成に関与する全職員(主管総局で実施されているモニタリング体制の質を保証する責任を負っている職員及び管理者を含む)が本指針を読むべきである。また、戦略的計画立案及びプログラム作成サイクル(Strategic Planning and Programming cycle)に関与している人々、特に、管理計画(Management Plans)を作成する人々及びそれらの人々がモニタリング体制の構築方法を理解できるようにするために行う、続いて行われる事後評価に関与する人々に対しても本指針を推奨する。

本章では、介入措置が実際に適用されている間に行うモニタリングに焦点を合わせる⁵³。また、詳細な指針は、本指針に別途添付されている「ツールボックス」に記載されている。

モニタリングとは何か、また、それはいつの時点で求められるのか?

モニタリングは、介入活動とその経時的影響に関するエビデンスを継続的かつ系統的な方法で生み出す。モニタリング体制は、「より良い規制」にとって必要な、かつ、欠かすことのできない部分となっており、以下を行う上で有用である。

⁵³ 欧州連合法の適時かつ正確な国内法化及びその適切な執行といった問題もまた、観察される介入成果に 影響を及ぼすことは明らかである。これらの側面は、前章で取扱われている。

- 政策が期待した通りに実際に適用されているかどうか確認する、
- 介入の実施に関する問題に対処する、及び/又は
- 介入が意図した目標を達成することができるよう更なる行動が必要かどうかを見極 める。

良いモニタリングは将来の事後評価及び影響評価の質を改善するための事実に基づくデータを生成する。モニタリングは、通常の状況であれば、行動を説明するのに一度限りのデータ収集活動よりも信頼できる時系列データを提供する。

モニタリング(及び事後評価)の仕組みは、影響評価において概説されるべきであり、また、必要であれば、共同立法者により介入が採択された後で改定されるべきである。これによって、より効率的なエビデンス収集を介入の中に組み入れることが可能となると共に、既存情報源を最大限に活用できるようになることから、エビデンスの提供、収集、保存及び公開に関与する人々の費用を最小化することができる。

原則として、事後評価作業の一部として、実施されているモニタリング体制の十分性を査 定すべきである。

2. モニタリングに関する重要な質問及び原則

モニタリングは、介入の目的及び介入の進捗状況と成果を追跡するためにどのようなエビデンスを収集しなければならないかを検討する必要がある。これは、介入の論理及び収集したエビデンスの利用方法を理解することと関係している。データ収集の頻度と方法、既に利用可能となっている情報源は何かを勘案したうえでのエビデンスを生成する様々なソース(源)、及び、関与する様々な当事者にとっての費用がどれくらいか、に検討を加えることが必要である。このことが下記の一連の質問につながる。

モニタリング体制が対処しなければならない重要な質問				
1	どのようなエビデンスを収集する必要があるのか?			
2	いつ、どのようにしてエビデンスを収集すべきか?			
3	誰が誰からエビデンスを収集するのか?			

これらの質問に答えるに当たって、複数の準拠すべき原則に従う必要がある。

準拠すべき原則

包括的:導入されるモニタリング体制は、介入の目標を対象としなければならない。全般的な目標に関係している重要な指標を高いレベルで観察する体制は既に存在している可能性が高い一方、特定の又は運営上の目標のためには新たなモニタリングの仕組みを特定する必要があるかもしれない。モニタリング体制は一般的に客観的な(例:事実に基づく、定量的な)エビデンスを収集するものの、定期的な意見調査又は世論調査など主観的な(例:意見に基づく、定性的な)エビデンスを観察する体制を整備することも可能である。

比例的: 導入するモニタリング体制に、介入の様々な側面に付される重要性の度合いを反映させる必要がある。エビデンスの収集には費用がかかるため、検討されているそれぞれの(新たな)モニタリング要件が真に必要かどうかについて慎重な検討を加えるべきである。

重複の最小化: EU、加盟国、各機関、国際組織は大量のエビデンスを収集する。既に有しているもの、その収集時期及び収集方法を知ることは重要である。これは、埋める必要がある欠落部分のみに集中することによって、重複や不必要なデータ収集にかかる負担が発生するのを避けるための一助となる。

適時性:モニタリング体制は介入が合意された後、可及的速やかに構築すべきではあるが、これはモニタリング体制が構築された時点以降、全てのエビデンスを収集する必要があるということを意味しない。全てのエビデンスが同時に収集される必要があるわけではない。発生する時点でエビデンスを収集するのがより良い場合もあれば、後で収集できる場合もある。また、エビデンスがいつ利用されるのかを考慮することも必要である。様々な法的要件が、収集する必要があるエビデンスの決定だけでなく、そのエビデンスをいつ収集するかという問題についても役に立つ可能性がある。

利用可能性:原則として、収集した全てのエビデンスは一般公衆が利用できるようにすべきである。データに機密的な要素が含まれていない限り、諸機関及び欧州連合のその他の機関が生成し、ますますその範囲が拡大しているデータへ単一のアクセス点を提供するEUオープン・データ・ポータル (EU Open Data Portal) 54を経由して収集したエビデンスを利用できるようにすることが望ましい。そのような情報は、透明性を高めるだけでなく、その再利用を通じて新たな製品及びサービスを生み出し、管理面の効率性を向上させる可能性を秘めている。また、公的データへのアクセスを促進することによって、政策立案プロセスへの市民の参加も促進されることになる。

-

⁵⁴ 詳細情報については、http://open-data.europa.eu/en/data/を参照。

上述した通り、モニタリングは、エビデンス基盤の一部を提供する上で重要な役割を果たしている。良いモニタリングは事後評価を実施する上で特に重要である。事後評価は、介入の成果を評価する、適切な情報/エビデンスがなければ、納得のいく形で実施することができない55。

早い段階での必要なデータを検討する必要性

影響評価局面(又は政策設計局面)の早い段階から、必要なエビデンスを検討することは、 以下に掲げるような複数の利点をもたらす。

- 最適なエビデンスの要件がさらに容易に特定できるようになり、それが政策のライフサイクルを通じてずっと利用できるようになる可能性が高まる。
- エビデンスの提供者及び取扱者の費用/影響を明確に評価することができるようにエビデンスが日常的に提供されるようにするため、要件が介入にあらかじめ組み入れられることも可能である。
- ・ ベースライン及び反事実的データを収集することができる。

しかしながら、最終的な仕組みは、介入の内容が明確になった後、すなわち、立法者が採択した後で初めて築くことができる。

2.1. 質問 1: どのようなエビデンスを収集する必要があるのか?

所与の介入の目標に関して信頼できる、かつ、一貫した測定を行うために、どのようなエビデンスを収集する必要があるのかについて検討すべきである。

適切なモニタリング体制は、介入措置の実施及び適用に関する全ての要素を対象とする。

モニタリング体制を定義する際の第1段階は、介入の**目標**及び設定された**報告要件**を慎重に 考慮することである。様々な報告書は、特に、政策サイクルの中で報告書が作成される時 点に応じて、様々な種類のエビデンスを含み、様々な目的に役立っている。

事後評価に関しては、エビデンスは、以下の事項を評価するために収集され、一助となる は。

⁵⁵ モニタリング情報はまた、総局の管理計画及び欧州委員会の戦略的計画立案・プログラム作成サイクルに関係している。モニタリング情報は、EU政策並びにそれらの政策の結果及び影響に寄与する全ての情報についての概観を提供する。また、総局の作業が貢献する成果枠組みの各要素を提示する。年次活動報告書(Annual Activity Report)は、対応するリソースの年間の費消状況を考慮に入れた上で、総局の重要な政策目標及び中核活動の進捗状況を説明する。支出及び非支出活動に関する実績報告の質を高めるため、各総局は現在、EU政策が社会に及ぼす影響を評価する目的で、良いモニタリングの仕組みを伴う必要がある全ての活動に関して、アウトプット、結果及びインパクトにかかる各指標を含めている。

- 影響評価段階で当初のイニシアティブを支持していた介入の論理がいまもなお有効かど うか。
- 政策目標を達成するために必要なものとして予測した段階/マイルストンを成功裡に終 了することができたかどうか、又は特定された目標の進捗が軌道に乗っているかどうか。
- 所与の介入によって影響を受ける可能性のある人々の数と特徴—このような情報は今後のステークホルダーとのコンサルテーション戦略において有用である。
- 社会にとっての費用と便益。これは、個々のステークホルダーから特定の利害集団(公的機関、セクター別企業、NGO等)に至るまで広範囲に及ぶ。
- 介入の広範囲にわたる影響。

ボックス1. 実施報告書及び事後評価

実施報告書は一般に、加盟国が実施する措置に焦点を合わせている。実施報告書は、純粋な法令遵守報告書よりも広い範囲を対象としている場合が多いものの、既存の一致性/法令遵守検証に基づいている。実施報告書は、介入がどのようにして、また、なぜ行われたのかについて調査していないため、全面的評価とはなっていない。この報告書は、限られたモニタリングデータに基づいてその時点の実施状況を記述すると共に、合意された日程表又は目標に対する進捗状況についての情報を提供する。

一部の事例においては、実施報告書を作成する要件が反復して課される場合がある(通常 3~5年)。しかしながら、実施に関して追加の(かつ限定された)報告書を作成するよりも、措置に対する全面的事後評価の実施が有する利点を考慮すべきである。

2.2. 質問 2: いつ、どのようにしてエビデンスを収集すべきか?

どのようなエビデンスを必要とするかが明確になれば、次はエビデンスの収集のタイミングとプロセスに慎重な検討を加える必要がある。

良いモニタリング体制を構築するためには、報告要件を満たすのに間に合うように必要な 新エビデンスを収集するために付けるべき段取りを念頭に置きながら、目標と指標との明 確な関係を築き上げることが必要となる。

同じデータを複数回要求する又は既存のデータが同じ領域を概ねカバーしているときに追加のデータを要求することによって新たな負担が生じるのを避けるために、どのようなデータがどの時点で既に収集されつつあるのかを知ることが重要である。

モニタリング/報告要件は、絶対に必要なレベルにとどめるべき事務負担を生み出す恐れが

ある。技術を賢明な形で利用すれば費用を削減することができる。たとえば、データ源から電子的データを捕捉する方が定期的なインタビューや調査よりも費用がかからない。長期的に見れば、系統的なモニタリング体制の方が、一度限りの監視活動よりも効率的である可能性があり、トレンド(傾向)に関する情報を提供することができる。

全てのイニシアティブに関して、「車輪の再発明」や全ての政策領域での新たな制度の立ち上げを避ける目的で、何が再利用できるかを特定するために既存のツール、システム、慣行、基準その他を検証すべきである。これら全てのシステム及びソリューションは限りなく「オープン (公開されていて利用に制限がない)」、すなわち、オープン・スタンダード及びオープン・データの利用を受け入れるものであるべきである。

エビデンス収集のタイミングは、介入措置の実施の進捗状況及び報告要件に照らして検討する必要がある。政策介入の望ましい結果は多年にわたって目に見える形にならない可能性があり、この点をモニタリング体制に反映させるべきである。政策の最終的な結果を捕捉するのに時間がかかり過ぎる場合、又は結果を得ることができない場合、中間結果又は代用結果を使って観察することが必要になるかもしれない。この点もまた、イニシアティブの設計における早い段階で確認されるべきである。

また、考えられる倫理的な/プライバシーに関わる問題を特定し、それに十分に対処するため、また、データ提供にかかる費用が透明性を確保した形で提示されるようにするため、さらに、データの品質保証、保存及び伝達を保証するための仕組みが整備されるようにするため、将来のデータ収集に関して慎重に計画することも重要である。

指標

良いモニタリング体制は、目標を、関連する指標に結び付けている。

- **アウトプット指標:**この指標は、介入によって生み出される特定の成果物(モニタリング結果を収集するための新たなデータベース、又は、新たなCEN基準その他)に関係している。
- **アウトカム/結果指標:**この指標は、対象となる介入の即時効果を直接の受け手と関連付ける。
- インパクト指標:この指標は、介入が意図する合アウトカムを、介入によって直接影響を受ける当事者を越えて、より広範囲な経済/社会に及ぼす影響という観点から捉えたものである。

モニタリング及び指標に関する共通ツールは、政策サイクルの影響評価及び事後評価の局

面に関係する目標及び指標の定義方法を詳細に記述している。

各指標は、明確に定義されるべきである。定義の僅かな違いさえも、正確性/信頼性及びデータ収集費用の観点から、重要な意味合いを持ち得る。データはEUレベルで集計される必要があることから、測定単位に関するものを含む明瞭な定義が特に重要である。また、定義が提供されない場合、又は指標が一貫した形で算出されない場合、データ集計自体も問題となる恐れがある。

測定頻度は、データ収集の費用全体に影響を及ぼす。**データ源**に関しては、費用を削減するためにできる限り既存データ源を活用することが常に得策である。

ベースラインは、進捗状況の評価を可能にする。どこからスタートしたかを知らなければ、 どれだけ進捗したかが言えない。**目標**はイニシアティブの中で常に設定されるわけではない。しかし、設定されるとすれば、達成期限と数値が設けられるべきである。

表 1: 指標56

指標	定義	測定単位	データ源	測定頻度	ベースライン	目標

2.3. 質問 3: 誰が誰からエビデンスを収集するのか?

データ収集の責任を負う者、及び、データ提供の責任を負う者を考慮すべきである。

エビデンスは、引き起こし得る累積的負担を考慮した上で適切なレベルで収集されるべき である。

どのようなエビデンスを収集しなければならないか、また、どのようなデータとデータ収集方法が既に存在しているのかを明確に理解すべきである。EUにおいては、このために加盟国の様々な制度を理解することが必要である。原則として、エビデンスは加盟国レベル又は国家機関若しくはEU調整機関を通じて一元的に収集されるべきである。

エビデンスの提供者は、介入や指標によって異なるだろう。エビデンスは個々のステーク ホルダー (例:企業又は市民) から得る必要がある場合や、集合体 (例:企業又は消費者 団体、地域/地方/国家レベル) から得られる場合もある。モニタリングの要件に関して、ス

⁵⁶ 指標は、段階別に提示されるべきである(例:インプット指標、結果指標及びインパクト指標)

テークホルダーに過度の負担を課さないようあらゆる努力を払うべきである。

第6章 事後評価及び適合性チェックに関する指針

重要な要件

- 事後評価は、主管総局の評価部門の代表者1人を含む最低3人で構成される総局間運営グループ (Interservice Steering Group, ISG) によって主導・運営されなければならない。 適合性チェックに関しては、事務総局の代表者1人がISGの中に含まれなければならない。
- 近日予定されている事後評価の設計、目的及び範囲を要約した事後評価ロードマップを 全ての事後評価及び適合性チェック向けに公表しなければならず、ステークホルダーは そのロードマップに関してフィードバックを提供できるようにしなければならない。
- 全ての事後評価は明確に定義された、客観的な結果を生み出すことを目的とする堅固な 手法に従わなければならない。少なくとも、事後評価は、有効性、効率性、関連性、一 貫性及びEU付加価値を評価する、又は、事後評価ロードマップの中で、なぜこの評価が 行われないのかを説明する必要がある。
- 事後評価及び適合性チェックは、EUによる介入が経済、社会及び環境に及ぼす重大な影響(以前のIAで特定された影響に重点を置く)を全て評価しなければならない。
- 関係するステークホルダーを対象とし、エビデンスを収集する幅広いコンサルテーション戦略の一環として、12週間にわたるインターネット・ベースのコンサルテーションを通常実施すべきである。これは事後評価の主要な要素全てを網羅する。
- 全ての事後評価に関して、職員作業文書 (SWD) を作成しなければならない。このSWD には、ツールボックスに記載されている情報及び付属書が含まれるものとし、また、フランス語版、ドイツ語版及び英語版で利用できる2頁のエグゼクティブ・サマリーによって補完されなければならない。
- 事後評価に関連する以下のファイルは一元的に公表されなければならない。
 - (1) 事後評価ロードマップ
 - (2) (該当する場合)請負業者への業務指示書 (Terms of Reference)、最終的な請負業者の報告書及び関連する品質アセスメント
 - (3) SWD及び (フランス語版、ドイツ語版及び英語版で利用できる) そのエグゼクティブ・サマリー
 - (4) (該当する場合)規制精査委員会の意見書

- 事後評価が終了する時点で、適切なフォローアップ活動を特定し、意思決定サイクルへ 組み入れなければならない。
- 事後評価結果は、非効率性(規制負担を含む)を低くし、介入を単純化する可能性がある領域を特定しなければならない。

1. 序文

誰が本指針を読むべきか?

事後評価又は適合性チェックの作成に関与する全職員(主管総局の評価部門に勤務する職員及び管理者を含む)が本指針57を読むべきである。

本指針は、法律文書(金融規制及びその実施規則を含む)に準拠するEUの政策及び介入に関する事後評価(すなわち、適合性チェック、最終、実施後及び中間の事後評価)に適用される。

以下の事項を事後評価する際には、本指針を全面的に適用する必要がないかもしれない。

- その結果が包括的な事後評価に組み入れられる個々の介入プロジェクト、プロジェクト のグループ又は小活動。これは特に、加盟国のプログラム、特定の実施手法/ツール又は 特定のテーマの要素を事後評価することによって得られる結果が、法律文書を含む主要 な事後評価に組み入れられる外部プログラムに関係している。
- 欧州委員会(翻訳、通訳、人的資源及びセキュリティ、出版局及びユーロスタット (Eurostat)の特定の領域)内部の管理政策。これらについては、より比例的なアプローチを適用すべきである。

それにもかかわらず、上記の事後評価は、本章で提示される事後評価の定義、概念及び原 則に従うべきである。総局が適用の程度に疑いを抱く場合、可能であれば、事後評価計画 を策定する年次コンサルテーションの開催中にアプローチに関して事務総局と考えを一致 させるべきである。

事後評価とは何か?

<u>事後評価</u>とは、介入がこれまでどの程度、以下に掲げるような状態であったかについて、 **エビデンスに基づく判断**を行うことと定義される。

効果的かつ効率的であった

 $^{^{57}}$ この指針は、事後評価に関する重要な要件と義務を記述しており、以前(2004年)の指針及び(2007年)基準に取って代わるものである。

- そのニーズ及び目標に**適切**であった
- 政策内で、また、他のEU政策介入との間で一貫性があった
- EU の付加価値を達成した

事後評価は、欧州委員会がEUの介入による実際の成果を当初の予測と比較して評価するのを支援するツールである。欧州委員会は、事後評価することによって、EUの行動が目的に適合しており、最小費用で欧州の企業や市民に望ましい変化をもたらし、EUが世界に果たす役割に貢献しているかどうかについて批判的な見方を行う。また、事後評価はステークホルダー及び一般公衆と協議するための重要な機会を提供し、ステークホルダーや一般公衆にEUの介入がどのように認識されているかについてのフィードバックを行うよう奨励する。

事後評価は何が起きたかを評価するものではない。また、事後評価はあることがなぜ起きたか(EU介入の役割)、また、可能であれば、結果としてどれだけの変化が生じたのかを検討する。

事後評価は、利用できるエビデンスに基づいて、状況を広い視点で捉え、独立的かつ客観 的判断を提供すべきである。

事後評価は**因果関係のエビデンスを求める。**すなわち、介入は予測した変化をもたらしたか、あるいは、その他の意図せざる又は不測の変化が生じたか。事後評価は、単なるアウトプットの羅列や変化の説明を越えて、状況の変化とEU介入との関係性を求めるべきである。そのような事後評価をより効果的なものとするため、介入が実施され、変化を特定する、及び/又は、測定することができるようになるほど十分な時間が経過した後で事後評価を実施すべきである。

また、事後評価は、取得したエビデンスの確実性、及び、至った結論の堅牢性に対する影響を評価すべきである。こうした要素の一部を対象とする多くの有益な活動(例:報告書(特に実施報告書)、モニタリング活動、監査、累積的費用の評価を含む研究)があるものの、これらの情報源のいずれも事後評価とみなせるほど十分な情報を含んでいる可能性は低い。

適合性チェックとは何か?

これまで欧州委員会の事後評価は*個々の*介入に関して実施されてきたが、成果をますます 重視するようになった結果、新たな種類の評価である**適合性チェック**58が行われるようにな

⁵⁸ 適合性チェックの概念は、COM (2010) 543最終版「欧州連合におけるスマート・レギュレーション」

った。

<u>適合性チェック</u>は、個々の介入の事後評価と類似している。ただし、適合性チェックは、 各措置が相互に一定の関係を有しており、まとめて事後評価することが正当化される一群 の措置(通常は共通した一連の目標を持った措置のグループ)を対象としている。

適合性チェックは、その政策目標に関係する枠組みの成果を評価することによって、所与のセクターに関する枠組み59が目的に適合しているかどうかを評価する。適合性チェックは、措置のグループ内において、時の経過と共に現れる可能性があり、関係する介入がもたらす累積的影響(費用、便益いずれも対象とする)を特定するための一助となる相乗効果(例:成果の改善、簡素化、費用の低減、負担の軽減)又は非効率性(例:過重な負担、重複、間隙、不一致及び/又は陳腐化した措置)を特定することに特別の注意を払うべきである。

個々の介入に対する事後評価と政策分野を対象にした適合性チェックは、相互に補完し、強化し合うツールである。個々のイニシアティブの事後評価は、特定の要素により詳細な情報を提供するものの、常に全体像を示すというわけではなく、より戦略的かつグローバルな見方を必要とすることが多い。適合性チェックは、別々に実施されるために一貫性に欠けるおそれがある個々の事後評価を、1つの事後評価の作業にまとめることができる。また、適合性チェックは、規模の利益を提供することができ、また、全体的な目標及び成果により重点を置いている。適合性チェックの特別の強みは、該当する枠組みの累積的影響に対処する際にある。累積的影響は、個々のイニシアティブに対する事後評価によっては対処されず、また、それは必ずしも個々の措置の事後評価を通じて確認された影響の総和に一致するわけでもない。

なぜ事後評価するのか?

欧州委員会における事後評価は複数の目的に適っている。それぞれの重要度は異なるもの の、大半の評価結果は以下に掲げる事項に寄与する。

- 意思決定に対する適時適切な助言及び政治的優先順位の設定に対する情報提供:事後評価は意思決定の一助となり、戦略的計画の立案や将来の介入の設計に寄与する。欧州委員会は、政策決定に過去のEU行動から得られた教訓を十分反映させるために「まず事後評価せよ」の原則を適用している。したがって、たとえば、事後評価から学んだ教訓を利用できるようにし、当初の段階からIA作業に組み入れるべきである。

で導入された。

⁵⁹ このような枠組みは、純粋に規制にだけ関係するものかもしれないが、しばしば規制行動と非規制行動の組み合わせとなる他、一部の事例では、EUレベルの戦略、指針文書その他など完全に非規制なものになり得る。

- **組織的学習:**事後評価の結果は、継続的な介入の質を改善するために利用することができる。事後評価は、改善の対象となる領域を特定するのみならず、(良い及び悪い)慣行と成果の共有を促進する。また、事後評価は、EU行動によってもたらされる「意図せざる」及び/又は「不測の」影響を探し求める機会も提供する。
- **透明性及びアカウンタビリティ**:全てのステークホルダー及び一般公衆は、EUが何を行い、何を達成したかを知る権利がある。
- **リソースの効率的な配分**:事後評価結果は、介入間の、特定のプログラム若しくは活動の様々な要素間の、又は活動間のより効率的なリソース配分に寄与する。

事後評価するための要件とは何か?

事後評価は、EUにおける既存の法律及び政策の体系を管理し、改定するために必要不可欠な手順であり、影響評価に先行して実施されるべきである⁶⁰。

欧州委員会は、社会又は経済に影響を及ぼすことを意図したEUの全ての支出及び非支出活動を比例的な方法で事後評価することを誓約している⁶¹。事後評価に対する誓約は、欧州連合の機能に関する条約(Treaty on the Functioning of the European Union, TFEU)第318条に記載されている。また、セクター別の事後評価向けの更なる要件は、EU条約の「正義、自由及び安全保障」、「共通安全保障・防衛政策」、「調査、技術発展及び宇宙」、「産業」、「雇用」及び「社会政策・公衆衛生」の各分野に明示的に定められている。より個別具体的な要件は個々の法律に規定されている場合が多い。

これらの誓約は、欧州委員会の内部統制基準第14項にひとまとめとなって明記されている62。

事後評価は、以下の場合に必要とされる。

- 関係する介入の根拠となる法令が要求する場合(例:運営/実施経験が十分に蓄積され、 事後評価及び/又は特定の事後評価要件が整った場合の「検証」条項の適用)
- 金融規制 (Financial Regulation) 及び適用規則 (Rules of Application) に規定されている場合 (すなわち、全体の支出金額が大きい (€5百万超) 全てのプログラム及び活動)
- 第11次欧州開発基金(11th European Development Fund)に適用される金融規制に関

2 内部税利基準は下記りエノリイトで規見可能。 http://ec.europa.eu/budget/biblio/documents/control/control en.cfm#ci risk.

^{60「}欧州委員会の作業手法: 2014~2019年」の実施に関する事務総長の指示事項の「スマート・レギュレーション手段の適用」の項を参照。下記ウェブサイトで閲覧可能。

https://myintracomm.ec.europa.eu/sg/comcab/pages/methods.aspx.

⁶¹ SEC (2007)213 「戦略的ニーズへの対応:事後評価の利用の強化」

⁶² 内部統制基準は下記ウェブサイトで閲覧可能。

する欧州理事会規制 (Council Regulation (EU) 2015/323) に規定されている場合 総局が適用の程度に疑いを抱く場合、事務総局に連絡を取るべきである。

どのような手順を踏むのか?

事後評価の実施に要する時間は、ケースごとに異なる。本指針に従って事後評価を実施できるようにするため、また、欧州委員会が必要に応じて、法的根拠に基づき設定されている期限までに欧州議会及び欧州理事会に報告できるようにするため、十分な時間を確保しなければならない。事後評価が特定の日までに新たな提案を提示する機会も提供する(検証)条項と結び付けられている場合、計画立案段階でその後に実施する影響評価のために適切な時間が割当てられるよう十分に配慮しなければならない。

事後評価における重要な段階は以下の通りである63。

- 1. 事後評価を主導・運営し、ロードマップをまとめ、請負業者への業務指示書の策定を支援し、いずれかの請負業者による最終報告書に関する品質アセスメント (Quality Assessment)を実施する総局間運営グループ (ISG)を立ち上げる。ISG は、事後評価に関する全ての重要な手順に関与し、また、主管総局の事後評価部門の代表者1人を含む最低3人のメンバーで構成されなければならない。適合性チェックに関しては、事務総局を代表する1人がメンバーとしてISGの中に含まれなければならない。
- 2. 事後評価の設計(主題に関する明確な説明を含む)、目的と範囲、対処すべき課題 及び収集されるエビデンスを要約した**事後評価ロードマップ**の原案を作成する。ロードマップを公表することで、透明性がより確保され、ステークホルダーがフィードバックを提供することができるようになる。
- 3. 第7章に規定される要件を遵守するため、**ISGと共にコンサルテーション戦略**(**12 週間にわたるインターネット・ベースのパブリックコンサルテーションを含む**)を立てる⁶⁴。

⁶⁴ ボックス1で言及した例外的ケースに影響を与えず、かつ、COM(2002) 704に定める一般規則を全面的に尊重しつつ、コンサルテーション戦略には、事後評価過程のいずれかの時点で12週間にわたるインターネット・ベースのパブリックコンサルテーションが含まれるべきである。事後評価とIAが「連続して」行われる場合、関係するステークホルダーがIAの主要な全ての要素に関して意見を求められる限り、パブリックコンサルテーションを1回しか開催しないことも可能である。事後評価がEU外で取られた行動に関するものである場合、又はインターネットが実際的な支援ツールでない場合(十分な根拠を有する秘密保持上の理由による場合を含む)、コンサルテーション戦略が関連するステークホルダーに接触するための適切なアプローチを想定している限り、この必須のパブリックコンサルテーションは免除される可能性がある。総局は、規則の逸脱を申請する前に、事務総局に連絡を取らなければならない。

- 4. 職員作業文書と簡潔なエグゼクティブ・サマリーを作成し、事後評価プロセスを実施することによって得られた結果を提示する。採用したアプローチに応じて、これは、請負業者の作業を全面的に利用したものになるか欧州委員会の総局と請負業者の作業を合わせたものになる。「主要な65」事後評価については、事後評価SWD原案を RSBに提出しなければならず、また、RSBのコメントを盛り込まなければならない。
- 5. SWDのための総局間コンサルテーションを立ち上げる。
- 6. 職員作業文書及び裏付けとなる請負業者の報告書を一元的に公表し、**法律条項によって要求される場合は**これらの文書を欧州議会に送信すると共に、欧州理事会へは 簡略報告書を送信する。
- 7. 事後評価結果を公開し、評価結果に関するステークホルダーとの積極的な議論と討議を促進する。
- 8. 学んだ教訓を実行に移すための**適切なフォローアップ行動**を特定すると共に、事後 評価結果を意思決定サイクルの次の段階に組み入れる。この情報の一部は既に共同 立法者への報告の中に含まれている可能性がある。

2. 重要な原則及び概念

原則はどのようなものか?

全ての事後評価は、高い質を有し、特定の原則を尊重すべきである。

包括的:事後評価の定義は、意図的に5つの基準、すなわち、有効性、効率性、関係性、適切さ、一貫性及びEUの付加価値を対象としている⁶⁶。状況に応じて、その他の基準も追加される可能性がある。

比例的:事後評価の範囲及び実施する分析は特定の介入、その期限及び利用できるデータに合わせなければならない⁶⁷。新たなデータを収集し、分析し、他の結果と比較する必要がある基準もあれば、既存の報告書及び情報に基づく要約を行う又は標準的な説明をするだけで足りる基準(例: EUが専属管轄権を有している領域に関するもの)もある。

独立的かつ客観的:独立的かつ客観的な事後評価のみが、堅固で信頼できる結果をもたら

65 主要な事後評価は、REFIT事後評価と適合性チェック、すなわち、主要なMFFプログラム事後評価、及び、RSBが各総局の継続的事後評価計画に基づいて精査する可能性があるその他の事後評価、を捕捉する。 66 ツールボックス内のツール「事後評価基準及び質問を特定する」を参照。

⁶⁷ 一般に、少なくとも3年分の合理的な完全データを収集できるようにするため、介入実施から十分な時間が経過した後で初めて事後評価することが望ましい。

すことができる。事後評価は、評価者が次の事項に該当する場合に、独立していると考えることができる。(i) 組織から影響又は圧力を受けずにその任務を遂行する、(ii) 必要な全ての関連情報に対する全面的なアクセス権が与えられている、(iii) 事後評価の実施及びその結果の報告に完全な自律性を有している。

透明性のある判断⁶⁸:事後評価に際しては、(良い及び悪い)エビデンスと利用可能な分析に基づいて判断しなければならない。これらの判断は、可能な限り具体的であるべきであり、また、事後評価の設計段階で、事後評価の各質問(成功要因、関係する指標、要求されるエビデンス及び情報)に関する判断基準を明確に特定すべきである。

エビデンスに基づく:事後評価は、入手可能な最高のエビデンス(事実又は意見に基づくものなども含む)に基づくべきである。このエビデンスは多様な種類かつ適切な範囲の手法及び情報源から導き出されるべきである(トライアンギュレーション[方法論的複眼]思考による)。全てのエビデンス源が同じように強固であるわけではなく、いつ、どのようにしてエビデンスが収集されたのか、また、エビデンスにバイアス(偏り)又は不確実性があるかどうかについて検討を加えなければならない。可能であれば、分析の堅牢性を試験するために感度及び/又はシナリオ分析を実施すべきである69。結論を裏付けるために使用したエビデンス及び適用した採用した手法に特に、能力の点で限界がある場合は、その内容を明確に説明すべきである。

コンセプトはどのようなものか?

いつ、どのようにして事後評価するかを決定するには、慎重な検討を必要とする。欧州委員会が事後評価の分散化を決定したこと、及び、様々なライフサイクルを持った介入が存在していることを反映して、「万能な」規則というものは一切存在しない。全ての介入はそれぞれのサイクルと望ましい結果を得るための日程に従っている。(更なる意思決定プロセスに情報を提供する目的で)事後評価を実施する時期及び方法と利用可能な信頼できるデータの量との間に妥協点を見出さなければならない場合が多い。

事後評価の出発点は、検証対象となる政策/プログラムの介入論理を検討することである。

事後評価は(終了した又は継続的に行われる)介入の成果を振り返り、実際に期待した結果を以前に推定した結果やその前提条件と批判的に比較する。

したがって、事後評価の設計にかかる情報は、事後評価されている介入を対象とした以前

⁶⁸ 判断を提供するための要件は、事後評価と調査を区別する極めて重要な要因である。

⁶⁹ ツールボックス内のツール「政策選択肢を比較するため又は既存介入の成果を評価するための有用な分析手法」を参照。

の影響評価によって提供されなければならない。影響評価が特定のステークホルダー集団 又は影響区分に特別の注意を払っている場合、その後の事後評価はこれに対応する補完的 な回顧的分析を実施するか、又は、この分析ができなかった理由を説明する必要がある70。

したがって、事後評価は、望ましい変化をもたらすという意図の下に、予測された一連の 出来事を単純化された因果関係モデルを用いて一つひとつ分解していき、介入がどのよう にして特定の状況の中で発生する特定のニーズ又は問題によって引き起こされたのか、ま た、どのようにして設計されたのかを明らかにする必要がある。

このような「原因と結果」の関係は、特に、EU介入の範囲内及び範囲外にある様々な要因によって影響を受ける複雑な環境の中で運営されるEU政策を事後評価する際、証明するのが困難である。

EU法を事後評価する際、強固な反事実的状況(すなわち、EU法が採択されていなかったならば状況はどうなっているか)を特定するのが特に困難であることから、絶対的な定量分析を実施することは極めて厄介である。EUレベルでの事後評価は、観察された変化に対するEUの介入の貢献度合いについて、(適切なエビデンスに裏付けられた)定性的な、理に適った議論に依存しなければならないことが多い。

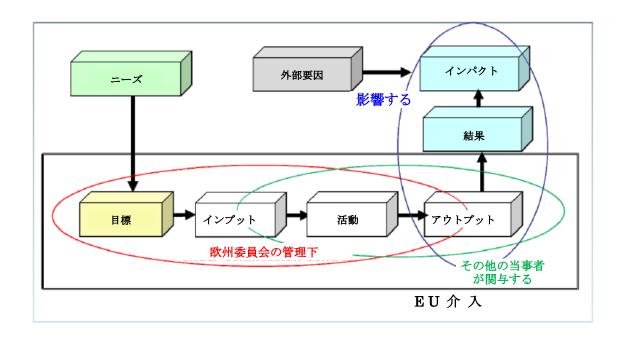
図1は、予測される介入論理を提示するために、事後評価を構成する様々な要素がどのような形で相互に関係しているかを示したものである71。

図 1:「介入論理」の様々な構成要素

-

⁷⁰ 採択過程で提案に変更が加えられた結果として予測された影響がどのように変化した可能性があるか (共同立法者が実施した影響評価作業の中で評価された可能性がある) について検討する必要がある。

⁷¹ 介入論理の構築方法に関する詳細な指針は、ツール「事後評価の設計」で提供されている。



3. 事後評価が答えなければならない重要な質問

	事後評価が答えなければならない質問				
1	現状はどうなっているのか?				
2	EU介入はどの程度効果的であったのか?				
3	EU介入はどの程度効率的であったのか?				
4	EU介入はどの程度適切か?				
5	EU介入は内部的に、また、他の(EU)行動とどの程度整合性を保っているのか?				
6	介入の EU 付加価値とはどのようなものか?				

全ての事後評価は、前セクションで特定された原則を遵守するプロセスに従って、上記質 問72に答えなければならない。事後評価されている主題に応じて、更なる事後評価基準、た とえば持続可能性、効用などが追加される可能性がある⁷³。

3.1. 質問 1: 現状はどうなっているのか?

事後評価は、介入が開始されて以来、状況はどのように進展してきたか、介入はどのようにして実施及び/又は適用されてきたか、また、様々なステークホルダーに何が起きたか/起きているかを見出すことから始まる。

72 単一の介入に関する事後評価は、例外的なケースにおいて、5つの評価基準のうちの1つ又は2つを省略する可能性がある。この場合、そのような省略を正当化する明確な根拠を事後評価ロードマップに記載すると共に、最終事後評価報告書の中で繰り返し記載しなければならない。適合性チェックは常に5つの基準について検討する。

⁷³ 詳細情報は、ツールボックス内のツール「事後評価基準及び質問を特定する」で提供されている。

この質問に答えることによって、全ての読者に現状の概観を示すと共に、後で残りの質問 に答える際に言及される可能性のある重要な問題又は外部要因を説明すべきである。

事後評価の第1段階は、介入の背景、前後関係及び現状を理解することである。現状及び現状に内在する要因に対する認識を深めるには、以下に掲げる一連の質問に答えなければならない。

- 介入の原因は何か、また、介入の目標は何か?
- 現状はどうなっているのか、時の経過と共にどのような進展が見られたか?
- 様々なステークホルダーによって現状はどうなっているか、また、ステークホルダーは どのような形で介入の影響を受けたか? この質問の中には、介入の様々な要素又は様々 な選択肢が実際にどのような形で機能してきたかについての検討が含まれる。

上記の質問に対処することによって、事後評価は具体的で、焦点が合っており、ステーク ホルダーの関心事項に近いところにとどまることが保証される。

3.2. 質問 2: EU 介入はどの程度効果的であったのか?

事後評価は、介入の目標の達成に向けて成し遂げた進展を分析し、こうした進展がなぜEU 介入と関係しているのか、又はEU介入と関係しているのかどうか、又はどのようにEU介 入と関係しているのかについてのエビデンスを探し求めるべきである。

この質問に答えることによって、介入が軌道に乗っているかどうかを明らかにするだけでなく、その先へ進むべきである。すなわち、進展を促進している又は阻害している要因を特定し、それらがどのようにEU介入と関係しているのか(又はいないのか)を特定しようと努めるべきである。

有効性分析は、EU行動がどの程度順調にその目標を達成しているか又は目標へ向けて前進を遂げているかを検討するものである。事後評価は、これまでに成し遂げた進展及び観察された変化をもたらす上でEU行動が果たしている役割に関して意見を形成すべきである。目標(一般的な、特定の、運営上の)が達成されていない又は状況が軌道に乗っていない場合、進展状況がどの程度目標に届かないのか、また、ある措置が成功している理由又は目標がまだ達成できていない理由は、どのような要因にあるのかについて評価すべきである。また、目標がまだ予定通りに達成することができるのか、あるいはどの程度遅れて達成できるのかについても検討を加えるべきである。さらに、分析によって、不測の又は意図せざる効果が発生したかどうかを確認しようと努めるべきである。

有効性に関する質問の一般的な例

- 目標はどの程度達成されたのか?
- 介入の(定量的及び定性的)効果はどのようなものだったか?
- 観察された効果はどの程度目標に対応しているか?
- これらの変化/効果はどの程度介入の成果と考えることができるか?
- どのような要因が観察された成果に影響を及ぼしたか?
- 様々な要因は観察された成果にどの程度影響を及ぼしたか?
- 支出プログラムに関して、詐欺防止措置は詐欺の防止及び適時発見に効果があったか?

3.3. *質問3*: EU 介入はどの程度効率的であったのか?

事後評価は常に、EU介入によって様々なステークホルダーにもたらされる費用<u>及び</u>便益の 両面を綿密に調査し、どの様な要因がこうした費用/便益を生み出し、また、EU介入にどの ように関係しているのかを見極めるべきである。

この質問に答えることによって、実際の費用と便益に関するエビデンスを提供し、EU介入 に何を関係付けることができ、何を関係付けることができないかを明確にすべきである。 効率性分析は政策立案にとって重要な情報であり、EU介入の費用が便益と比例しているか どうかについて政策立案者及びステークホルダーが結論を下すために一助となる。

効率性は、介入につぎ込まれるリソースと介入がもたらす変化(プラスの場合もあれば、マイナスの場合もある)との関係を検討する。介入のアプローチや実施の方法における違いがその効果に著しい影響を及ぼす可能性があることから、他の選択肢(例:異なるMSにより実証されたように)がより少ない費用で同じ便益(又は同じ費用でより大きな便益)を達成することができたかどうかについての検討を極めて興味深いものにしている。

効率性分析は、事後評価される介入の種類に応じて異なる可能性がある。一般的な効率性分析は、事務負担及び規制負担74の調査を含み、簡素化にかかる諸側面に目を向けている。これらの調査は全ての事後評価にとって重要ではあるが、特にREFITプログラムに基づき特定される事後評価にとって重要である。必要に応じて、事後評価結果は非効率性、特に規制負担を低減させ、介入を簡素化できる可能性がある領域を特定すべきである。

介入を支援し、実施するための全面的取り組みは、職員、購入、費やす時間/金銭、固定費用、運営経費その他といった様々な項目に分類することができる⁷⁵。これらの費用は介入の様々な側面に関係付けて、得た便益に照らして判断することができる。

69

⁷⁴ 規制負担の定義については、ツールボックス内のツール「検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか」を参照。

⁷⁵ 詳細情報は、ツールボックス内のツール「費用及び便益の種類」で提供されている。

良い事後評価は、EU介入の様々な費用及び便益の定性的説明というレベルを超え、定量化を目指して力を入れるべきである。支出プログラムに関して費用及び便益を評価することは(方法論的に)より容易であると考えられるが、政策領域においては、特に、様々な方法で法律を施行した可能性があるEU28か国全てに関して、強固で良質のデータを入手することが困難であることから、このような評価を行うのは困難かもしれない。

効率性に関する質問の一般的な例

- 介入はどの程度費用対効果が高かったのか?
- もたらされた変化/便益を踏まえ、関係した費用はどの程度正当化されるのか?
- 費用はどの程度得た便益に比例しているのか?費用と便益に乖離がある場合、どのよう な要因が影響しているのか?
- どのような要因が成果を成し遂げる際の効率性に影響を及ぼしたか?
- 様々なステークホルダー集団が負担した費用は、受けた便益を踏まえ、どの程度妥当で あったのか?
- 加盟国間で費用(又は便益)に著しい差異が存在するか、存在するとすれば、何がその 原因となっているか?

3.4. 質問 4: EU 介入はどの程度適切であるのか?

事後評価は、事後評価されるEU介入の目標に焦点を合わせ、目標が(依然として)(現在の)ニーズや問題に適合しているかどうかを確認しなければならない。

この質問に答えることによって、介入の目標と(現在の)ニーズ又は問題との間に不一致 があるかどうかを確認すべきである。これは、政策立案者が介入を継続、変更又は中断すべきかどうかを判断するための一助となる重要な情報である。

適切さの分析は、社会におけるニーズ・問題と介入の目標との関係に焦点を合わせている。 状況は時間と共に変化する。特定の目標は達成される又は取って代わられる可能性がある。 ニーズと問題は変化し、新たなニーズや問題が発生する。適切さの分析は極めて重要であ る。なぜなら、介入が現在のニーズ又は問題に対処していない場合、介入がどの程度効果 的、効率的又は一貫しているかは関係がない。介入はもはや適切ではないからである。こ うした理由で、適切さの分析と行動がEUレベルで正当化され続けているかどうかを評価す るEU付加価値の基準との間に強い関係が存在する。

適切さに関する質問の一般的な例

- 介入はどの程度まだ適切であるのか?

- (当初の) 目標は問題となってきる介入にとってどの程度適切であったのか?
- (当初の) 目標は (まだ) EU内のニーズにどの程度うまく対応しているのか?
- 介入はその後の技術的又は科学的進展にどの程度うまく適合しているのか(注記:社会、環境に関するものなど特定の政策に関係する問題をここに含めることができよう)?
- EU介入は EU市民にどの程度適切なものとなっているか?

3.5. *質問5*: EU介入は内部的に、また、他の (EU) 行動とどの程度一貫性を保っているのか?

事後評価は、介入がi) 内部的に、また、ii)他のEU介入と共に、どの程度うまく機能しているかに焦点を合わせるべきである。

この質問に答えることによって、EUの各介入が一体となってうまく機能する(例:共通の目標を達成する、又は、相互補完的な行動を取る)場合及び方法に関するエビデンスを提供すべきである、又は、緊張関係が生じている領域(例:潜在的に矛盾し合う目標又は非効率性を引き起こしているアプローチ)を特定すべきである。

如何なる政策も真空の中には存在していない。EUの内外で行われる様々な介入には、EU内外の様々な主体が関係している。1つの介入の設計又は実施方法における僅かな変更であっても、改善のきっかけとなる、又は、継続的に講じられているその他の措置と不一致を引き起こす可能性がある。一貫性についての事後評価は様々な行動がうまく連携しているのか否かに目を向けることである。

内部的な一貫性を検証するということは、一つのEU介入を構成する様々な内部的要素がその介入の目標の達成のためにどのようにして連携を保って機能しているのかに目を向けることを意味する。同様の問題が様々なレベルで外部的に起こり得る。たとえば、同一の政策領域内で行われる複数の介入間(例:飲用水に関する特定の介入とより広いEUの水政策)、又は、連携しなければならない可能性がある領域内で行われる複数の介入間(例:水政策と化学品政策、又は化学品と安全衛生)などの場合である。最も広く捉えれば、外部との一貫性は、国際協約/宣言の遵守に目を向けることもできる(たとえば、EU労働市場イニシアティブはILO条約との一貫性を検証しうる)。

一貫性にどの程度重点を置くかは、事後評価の種類によって異なるが、一貫性分析により、 関連する領域において連携することが期待されている行動間の相乗効果又は不一致のエビ デンスを見出そうとする適合性チェックにおいては特に重要な問題である。1つの介入のみ を事後評価する際にも、(数が限定された)他の介入との一貫性を検証することが重要と なる可能性がある。

一貫性に関する質問の一般的な例

- この介入は、類似の目標を持っている他の介入との間でどの程度一貫性を保っているのか?
- この介入は、内部的にどの程度一貫性を保っているのか?
- この介入は、より広いEU政策との間でどの程度一貫性を保っているのか?
- この介入は、国際義務との間でどの程度一貫性を保っているのか?

3.6. *質問 6*: 介入の EU 付加価値とはどのようなものか?

事後評価は、EUレベルの介入によってもたらされるもので、地方又は国家レベルで公的機関や民間部門により介入が実施されていれば実現したであろう価値に付加される価値についての議論を検討すべきである。

この質問に答えることによって、該当する場合、関係するIAにおいて実施された補完性にかかる分析に応えるべきである。支出プログラムの場合、EU付加価値は、様々な要因(例:調整により得られる利益、法的確実性の改善、有効性又は補完性の向上)によってもたらされる可能性がある。EU付加価値の分析は、既述した反事実的仮定を特定する困難さを踏まえれば、定性的なものに限定される場合が多い。

EU付加価値⁷⁶は、その他の要因ではなくEU介入に起因すると合理的に論じることができる変化を探し求める。色々な意味で、EU付加価値の事後評価は、EU介入の成果について、また、EU介入が依然として正当化されるかどうかについて、他の基準の結果を一つにまとめ、因果関係に関する議論を提示して、手元にあるエビデンスに基づき結論を下す。

この付加価値のソース及び性質は、介入ごとに異なる。特に、一般的なEU政策措置(単一全市場を育成するためのEU規制など)がもたらすEU付加価値とEU支出プログラム自体がもたらすEU付加価値を区別することが有用である。両ケースとも、EU付加価値は、調整により得られる利益、法的確実性の改善、有効性又は補完性の向上など様々な要因によってもたらされる可能性がある。すべての場合において、測定は難題であり、期待される付加価値がEU介入を正当化するかどうかは最終的に政治的プロセスの結果によって決まる。

EUが専属管轄権を有している領域の場合、EU付加価値の問題に対する適切な答は、単に EUが専属管轄権を有している理由を再述するか、あるいは既に効率性及び有効性分析によって提示されているかもしれない。時折、専属管轄権という前提条件が依然として有効であるのか又はニーズが変化したかどうかを問うことは必要であると考えられる(補完性/EU付加価値に関する共通ツールも参照されたい)。このような場合、事後評価は介入の適切

-

⁷⁶ 詳細情報については、SEC(2011) 867 最終版「EU 予算の付加価値」を参照。

さ及び効率性の検討をより重視する可能性がある。

介入がもたらすEU付加価値についてのエビデンスがほとんどない場合、介入の撤廃を検討 すべきである。

EU付加価値に関する質問の一般的な例

- EUの介入によってもたらされる付加価値は、加盟国が全国及び/又は地方レベルで達成 し得る付加価値と比較してどのようなものか?
- 介入によって対処される問題はどの程度EUレベルでの行動を必要とし続けるのか?
- 現行のEU介入を中断する又は撤回することによってもたらされる可能性が最も高い結果はどのようなものか?

4.事後評価に関する職員作業文書にまとめる

事後評価に関する職員作業文書 (「評価SWD」) は、事後評価プロセスの最終結果を要約し、提示する。事後評価SWDは以下に基づいている。

- 外部の請負業者が独占的に実施した作業(一つ又は複数の報告書を提出)
- 及び/又は、欧州委員会の各総局が実施した作業

主管総局は、プロセスと評価結果の堅牢性に関して見解を示さなければならず、必要であれば、意見の相違があるのかどうか、あるとすればその理由を述べなければならない。

事後評価SWD向けの必須書式は、ツールボックス内で提供されている77。

事後評価SWDは、事後評価の結果と結論を次の人々に伝達する。(i)政策立案者(その意思決定に資するため)(ii) ステークホルダー(手法、エビデンス基盤及び事後評価に用いた分析を示す)。事後評価SWDは、事後評価プロセスの様々な段階を全てひとまとめにし、事後評価ロードマップで行った誓約事項に応える、又は、この誓約が果たされなかった理由を説明し、また、採用した手法、様々な情報源から収集したエビデンス及び実施した分析を要約し、批判する。事後評価SWDは透明性があり、客観的でバランスがとれているべきである。専門家ではない読者が議論についていくことができるようなものすべきである。

事後評価に当たって従うプロセスは、事後評価SWDの長さに影響を及ぼす。事後評価ロードマップに記載されている作業の全量が請負業者に外部委託され、その請負業者がそのプロセスや評価結果を別個の報告書として書き上げた場合、事後評価SWDは、付属書を除き

-

⁷⁷ 詳細情報については、ツール「事後評価に関する職員作業文書」を参照。

最大で15~20頁にとどめるべきである。全ての適合性チェック、及び、請負業者の支援が限られている又は全くない事後評価に関しては、プロセス、エビデンス及び分析をより詳細に提示する必要があるため、メイン文書はこれより長くなる可能性が高い(最大50頁)。

全ての事例において、ステークホルダーの見解、及び、その見解がどのように検討されたかについて透明性を確保した形で、事後評価SWD(及びこれを裏付ける請負業者の報告書)全体を通じて言及すると共に付属書に要約すべきである。また、利用した全ての外部資料(報告書、科学的調査結果その他)は、系統的に参考資料として掲載すべきである。事後評価の重要な結果を容易に概観できるようにするため、簡潔なエグゼクティブ・サマリー(3頁が望ましい)も作成し、英語、フランス語及びドイツ語に翻訳しなければならない。

主要な事後評価に関しては、規制精査委員会(RSB)が事後評価SWD原案を審査することとされており、関係する総局間コンサルテーションはRSBがその意見書を出すまでは開始することができない。RSBへ送付されるパッケージの中には、事後評価SWD原案とそのエグゼクティブ・サマリー、直近ISG会議の議事録及び該当する場合は関係する請負業者の報告書とそれに関するISGによる品質アセスメントが含まれる。

5. 事後評価結果の活用

事後評価結果は評価されるべきであり、また、適切な場合は、結果を最大限に活用するためにフォローアップ行動によって補完されるべきである。これらの評価結果に関して積極的な議論と討議を行うことが望ましい。

5.1. 事後評価結果の公開

事後評価はEU介入の成果を評価し、学んだ教訓を適時に次回の意思決定に向けてフィードバックする機会である。欧州委員会は、事後評価を透明性のある方法で実施することにより、関心を抱く全てのステークホルダー及びEU市民に対して、その行動を説明している。透明性を最大限に確保し、容易にアクセスできるようにするため、

- 関係する請負業者の報告書はEUブックショップ(オンライン書店)に公表しなければならない。
- 事後評価SWDの最終版は、事後評価ロードマップの最終版、ステークホルダーとの コンサルテーション戦略及びそのコンサルテーション文書、請負業者への業務指示書 及び関連する請負業者の最終報告書(該当する場合)、規制精査委員会の意見書(該 当する場合)と共に、一元的に公表されなければならない。

また、事後評価及びその結論内容を知りたいと望む様々な人々のニーズに合わせた更なる

公開活動も検討すべきである78。

5.2. フォローアップ行動の特定

事後評価は、プロセスの終了ではない。事後評価SWDの作成と評価結果の公開によって、議論が刺激され、学んだ教訓を実行に移すために適切なフォローアップ行動が特定され、事後評価結果が次の意思決定サイクルにフィードバックされるようにすべきである。事後評価結果は年次活動報告書に組み入れられなければならず、また、関係するフォローアップ行動は欧州委員会各総局の年次管理計画の中で特定されなければならない。

フォローアップは、影響評価、指針の改善、又は、更なるモニタリングなど様々な形態を とる。予定されるフォローアップ行動の特定及び共有は、EU行動に対する責務とアカウン タビリティを負うことの一部となっており、透明性を確保するものである。また、事後評 価結果が単に棚に載せられるのではなく、利用されるということも意味している。

多くの場合、事後評価の即時公開/フォローアップは、介入の法的根拠の中で明確にされている。事後評価結果に関しては、欧州理事会及び欧州議会への欧州委員会報告書という形態をとる。この場合、欧州委員会報告書は、事後評価の重要な結果と次の手順(何が適切かに応じて詳細度は異なる)を提示した簡潔な文書とすべきである。事後評価SWDのエグゼクティブ・サマリーがこの欧州委員会報告書の出発点となる。

-

⁷⁸ 公開に関する詳細情報は、ツール「事後評価結果の公開」で閲覧することができる。

第7章

ステークホルダーとのコンサルテーションに関する指針

重要な要件

- 各イニシアティブ、事後評価、又は、適合性チェック及びグリーン・ペーパーに関して、 関係するステークホルダー及びエビデンスを特定し、対象とする簡単なコンサルテーション戦略を策定しなければならない。
- コンサルテーション戦略及びコンサルテーション文書は、総局間グループ (ISG) 又は ISGが設置されていない場合、事務総局及び関連するその他の総局によって議論され、 合意されなければならない。
- ボックス1に概説される例外的な状況に影響を与えることなく、影響評価、事後評価及び 適合性チェックを受けなければならないイニシアティブ及びグリーン・ペーパーに関し て、12週間にわたるインターネット・ベースのパブリックコンサルテーションをコンサ ルテーション戦略の一部としなければならない。
- ロードマップ/開始IAの中にコンサルテーション戦略の重要な要素を概説すべきである。
- 各ロードマップ(事後評価に関するものを含む)又は開始影響評価、欧州委員協議会が 採択する立法及び政策提案、実施法及び委任立法⁷⁹草案に関して、ステークホルダーが フィードバックを提供できるようにしなければならない。
- 全てのコンサルテーション活動(フィードバック機会の提供ではなく)は、本指針で概 説されている通り、コンサルテーションに関する欧州委員会の最低基準を満たさなけれ ばならない。
- コンサルテーション活動の結果全体を概説し、フィードバックを提供する報告書(概要報告書)は、コンサルテーション用ウェブサイト上に公表しなければならず、また、該当する場合は、影響評価/事後評価報告書の付属書として添付しなければならない。また、そのような報告書は、同時並行的に受領するフィードバックを要約する機会を提供するものとする。

1. 序文

誰が本指針を読むべきか?

立法提案若しくは政策提案の策定又はその事後評価に関与する全職員(主管総局において ステークホルダーとのコンサルテーションコンサルテーションの質を保証する責任を負う

⁷⁹ 委任立法及び実施法については、特定の例外が適用される。セクション 4.1 を参照。

職員及び管理者を含む)が本指針を読むべきである。

また、より詳細な指針は、本指針に別途添付されている「ツールボックス」で閲覧できる。 本章は、ステークホルダーとのコンサルテーションの様々な手順の策定に直接関与している人々を対象としている。

なぜ欧州委員会はステークホルダーと協議するのか?

政策介入の当初設計、事後評価及び改定は、ステークホルダー(政策の影響を直接受ける 人々のみならず、政策の正しい適用に責任を負う人々を含む)が提供する情報と見解を検 討することによって、より円滑かつ適切に行うことができるようになる。また、ステーク ホルダーとのコンサルテーションは、所与の政策イニシアティブを支えるエビデンス基盤 を強化することができる。コンサルテーションを早い段階で行えば、後に問題が発生する のを未然に防止することができると共に、政策イニシアティブ/介入がより広く受け入れら れるようになる。

さらに、欧州委員会は、その政策提案の中で、特定の加盟国又は社会の集団若しくは一部の関心とは対照的に、欧州連合に対する一般公衆の関心を特定し、推進する任務を負っていることから、広く協議する必要がある。

ボックス 1. 条約の条項

- 欧州連合条約第11条80によると、「欧州委員会は、欧州連合の行動が一貫性と透明性を 確保することを目的として、関係する当事者と幅広いコンサルテーションを実施するも のとする。」
- 欧州連合条約に付属する補完性及び比例性の原則の適用に関するプロトコルNo. 2は、「欧州委員会は、法律を起草する前に、広く協議するものとする。」

2.ステークホルダーとのコンサルテーションの範囲と定義

コンサルテーションは、欧州委員会がその政策についてステークホルダーから情報や見解 を収集する正式なプロセスである。

コンサルテーションは継続的なプロセスであり、ステークホルダーとの正式なコンサルテーションは欧州委員会とステークホルダーとのより幅広い意思疎通(例:会議若しくは交

⁸⁰ http://europa.eu/about-eu/basic-information/decision-making/treaties/index en.htm

流又は対話のための永続的プラットフォーム81を通じるもの)を補完する。

「ステークホルダーとのコンサルテーション」という用語は、政策イニシアティブの策定 又は既存の介入の実施の過程においてステークホルダーとの間で行われる全てのコンサル テーションに適用される。

ステークホルダーとのコンサルテーションは以下には適用されない。

- 機関間コンサルテーション (例:欧州議会の報告書、加盟国議会の見解その他)
- 条約又は第1次立法に定めるコンサルテーションのための特別な枠組み。たとえば、以下のようなものが挙げられる。
 - 立法プロセスにおいて行われる協議委員会 (consultative committees) のコンサルテーション (TEU第304条及び第307条)
 - ソーシャル・パートナーのコンサルテーション (TFEU第154条及び第155条) 82
 - 環境の分野におけるコンサルテーション (規制(EC) Nº 1367/2006)
- コミトロジーに基づき各委員会が提供する意見
- 委任立法の策定に従事する専門家グループが提供する意見
- いずれかのEU機関又は欧州委員会に属するいずれかの機関が策定する委任立法及び実施法の草稿の提出に先立ち行われるステークホルダー・コンサルテーション
- 「欧州市民イニシアティブ(European Citizen Initiative)」(TEU第11条[4]項)に基づく市民からの情報

3. ステークホルダーとのコンサルテーションの一般原則及び最低基準

ステークホルダーとのコンサルテーションは、比例性の原則を考慮に入れた上で、4つの原則及び5つの最低基準に従う83。また、これらの原則と基準は本指針によって補完され、さらに定義される。

⁸¹ 例: <u>食生活、身体活動及び健康に関するアクション・プラットフォーム</u> (DG SANTE) 、環境に関する協力のための技術的プラットフォーム (DG ENV)

⁸² しかしながら、ソーシャル・パートナーとのコンサルテーションが終了し、合意に至らなかった場合、欧州委員会の提案が想定され、ステークホルダーとのコンサルテーションの指針が適用される。詳細は、「より良い規制ツールボックス」で確認することができる。

 $^{^{83}}$ 欧州委員会各総局のコンサルテーションのあり方に関するこれらの一般規則は、 2002 年欧州委員会コミュニケーション「コンサルテーションと対話の文化の向上へ向けて一欧州委員会が定めた利害関係者とのコンサルテーションに関する一般原則と最低基準」(COM(2012) 704最終版、COM(2012) 746及び添付されたSWD(2012) 422 並びにCOM(2014) 368により補完)に記載されている。

ボックス 2:ステークホルダーとのコンサルテーションの一般原則及び最低基準

ステークホルダーとの関係は、**4つの一般原則**に従う。

- (1) 参加:可能な限り幅広いコンサルテーションを行う包摂的アプローチを採用する。
- (2) 開放性及びアカウンタビリティ:コンサルテーションプロセス及びそれがどのような 形で政策立案に影響をおよぼすのかが関与する人々及び一般公衆に対して透明性のあ るものにする。
- (3) 有効性: ステークホルダーの見解が手遅れとならずにまだ違いをもたらすことができ、比例性と特定の制限を尊重することができる内にコンサルテーションを行う。
- **(4)** 一貫性:全ての総局で進められるコンサルテーションプロセス並びに事後評価、検証 及び品質管理の一貫性を保証する。

これらの一般原則は、全てのコンサルテーションに関して尊重されなければならない**5つの 最低基準**によって補完される。

- **A. コンサルテーションプロセスの明瞭な内容(「明瞭性」)**: 全ての通信及びコンサルテーション文書は明瞭かつ簡潔なものとし、また、回答を容易にするために必要な全ての情報を含むべきである。
- B. 目標グループとのコンサルテーション(「目標化」):コンサルテーションプロセスにおいて目標グループを定義する際、欧州委員会は関係する全ての当事者がその意見を表明する機会を持つことができるようにすべきである。
- C. 広報:欧州委員会は、十分な意識向上広報活動を行い、 その伝達チャネルを全ての目標グループのニーズに合わせるようにすべきである。 (パブリック) コンサルテーションは、他の伝達ツールを排除することなく、インターネット上で公表し、「単一アクセスポイント」84で発表すべきである。
- **D. 参加期限(「コンサルテーション期間」)**:欧州委員会は、計画立案、意見募集に対する回答及び書面によるコメントのために十分な時間を確保すべきである。
- E. フィードバックの確認 (「フィードバック」):コメントの受領を確認し、コメントを公表すべきである。コメントが15就業日以内に「単一アクセスポイント」上で公表される場合、この形態が個別のコメント受領確認に取って代わる。(パブリック)コンサルテーションの結果は、インターネットの「単一アクセスポイント」にリンクするウェブサイト上に公表、表示されるべきである。また、コンサルテーションの結果がどのように考慮されたのかについて十分なフィードバックも行われるべきである。

_

^{84 「}欧州における貴方の声」: http://ec.europa.eu/yourvoice/.

4. ステークホルダーとのコンサルテーションはいつ必要となるか?

欧州委員会の立法又は政策イニシアティブを策定する際、又は事後評価若しくは適合性チェックを実施する際はいつでも、ステークホルダーと協議すべきである。

「欧州委員会の作業手法:2014~2019年」85及び付属の「各総局に対する指示事項」によると、原則としてステークホルダーとのコンサルテーションは**政策サイクル全体を通じて**実施することができる。しかしながら、ステークホルダーとのコンサルテーションは適切な政治レベルによって政治的認証を受けたイニシアティブに対してのみ開始される(第2章「計画立案」を参照)。

より高い透明性の推進の一環として、以下の場合にステークホルダーと協議すべきであり、 また、ステークホルダーがフィードバックできるようにすべきである⁸⁶。

ボックス 3: 義務付けられたコンサルテーション及びフィードバックの要件

必須のインターネット・ベースのパブリックコンサルテーション(最低12週間)87

- 影響評価を伴うイニシアティブ。コンサルテーションはコンサルテーション文書(アンケート、背景情報、開始IAその他を含む)に基づき行われる。
- 事後評価。コンサルテーションはコンサルテーション文書(アンケート、背景情報、ロードマップその他を含む)に基づき行われる。
- 適合性チェック。コンサルテーションはコンサルテーション文書(アンケート、背景情報、ロードマップその他を含む)に基づき行われる。
- グリーン・ペーパー

ステークホルダーは以下の事項に関してフィードバックできるようにならなければならない。

● 事後評価に関するロードマップ及び適合性チェック用ロードマップ(4週間)、ロードマップ及び開始影響評価(フィードバック期間はその後のコンサルテーションの予定時期

⁸⁵ C(2014)9004.

⁸⁶ 詳細については、より良い規制ツールボックス内の「どのステークホルダーがコンサルテーションを行い、フィードバックを提供できるかに関する文書の要約」を参照。コンサルテーションに関する原則と基準が適用される場合、コンサルテーションを実施するに当たってはステークホルダーとの間により構造化された関係を持つ必要がある。一方、ステークホルダーはフィードバック・プロセスによって、文書又はイニシアティブを更に精緻化する際に検討される特定の文書に関してコメントを提供できるようになる。87 ボックス1で言及した例外的ケースに影響を与えず、かつ、COM(2002) 704に定める一般規則を全面的に尊重する。したがって、イニシアティブを精緻化するプロセスの一部として、複数のコンサルテーション段階を踏むことが必須である場合、毎回、12週間のコンサルテーションを反復して実施する必要はない。

を考慮に入れた上で個別に提案される)

- 委任立法及び実施法の草案(4週間)88
- 欧州委員協議会が採択する立法又は政策提案、及び、該当する場合、添付される影響評価(8週間)

4.1. 委任立法及び実施法

委任立法にフィードバックを行う機会は、限定された数の例外事由が設けられた上で与えられる。実施法の場合、フィードバックを行う機会の有無は、欧州委員会の管理下で採択される法律に関して検討される。しかしながら、複数の適用除外区分が適用される。また、実施法の性質が様々であることから、最終決定はケースバイケースで行われる。委任立法及び実施法は現在、一般規則として、アジェンダ・プランニングに含められている。アジェンダ・プランニングに登録する際、ステークホルダーが本文案にコメントする機会が与えられる見込みであるかどうかについて記述すべきである。これは、欧州委員会が将来、特定の委任立法及び実施法に関してフィードバックを求める意図を持っていることをステークホルダーに通知するための将来のイニシアティブの策定を容易にするために行うものである。

特定の事例の場合、欧州委員会は委任立法及び実施法の草案についてコンサルテーション を行うことはない。これらの事例とその理由が下表に要約されている。

委任立法/実施法に関する4週間のパブリックコンサルテーションの例外89

種類	理由	例
裁量の余地が全くない(又	政策代替手段がな	裁量の余地が全くない (又は限られた)
は限定されている)。	V' _o	まま、国際基準をEU法に移行して実施
		する法律
		正誤表
草案がEUの機関又は組織	草案本文に関して広	欧州銀行監督局(European
によって作成され、欧州委	範囲なコンサルテー	Banking Authority)又は欧州証券市場
員会に提出される前に全	ションが専用枠組み	監督局(European Securities and
面的なパブリックコンサ	の中で既に実施され	Markets Authority)が提出する規制の
ルテーションを行い、欧州	ている。	技術標準に関する法律

⁸⁸ 特定の例外事由が適用される。セクション 4.1 を参照。

⁸⁹ この表は、委任立法及び実施法に言及している。これは如何なる意味においても手段の選択を予断する ものではない。予算手続きやプログラム管理又は個別の許可決定に関係するような特定の法律は、その性 質により、実施法にしかなり得ない。

種類	理由	例
委員会がそれらの草案を		
大きく修正する意図がな		
V,		
緊急/ 危急事態措置	時間が制限されてい	緊急事態手順に基づく法律又はその他
	るため、追加的なコ	の緊急事態法。
	ンサルテーション期	例:農業分野における臨時の例外的支
	間を設けることがで	援、公衆、動物又は植物の健康への脅威
	きない。	に対処する緊急/危急事態措置
予算に関する手続き、措	政策代替手段がない	作業プログラムに関する決定及び選
置、プログラム、管理意思	/ 契約の実施が既に	定・発注決定
決定	決定されている。	
法的要件を遵守している	重大な影響を及ぼす	医薬品分野におけるマーケティング許
という評価に基づく個別	ことのない日常的な	可又は類似の承認、受け入れ、
の許可決定/行動/決定	行動	PDO及びPGI登録の修正、管理機関によ
		る(非)分類
リスク管理に関する一時	政策代替手段がない	一時的な食品安全措置
的な決定	/ 重大な直接的影響	
	がない。	
	/ リスク評価者の助	
	言内容から乖離して	
	いない。	
機関又は科学的委員会が	意見書の内容に関し	EFSA (European Food Safety
提出する科学的意見書(こ	て広範囲なコンサル	Authority, 欧州食品安全機関)などの
の意見書に関してはパブ	テーションが専用枠	機関が科学的助言を行った分野
リックコンサルテーショ	組みの中で既に実施	
ンが既に実施されている)	されている。	
に基づき、欧州委員会が当		
該機関の調査結果に従う		
場合		
その他の十分な根拠を有	法的制限又は実際上	機密内容が入った法律(航空安全又は宇
する理由	の制約などを理由と	宙領域、ガリレオ(EUによるい全地球
● 企業秘密又は安全保障	してパブリックコン	航法衛星システム) に関するもの)
に関係する場合	サルテーションがで	農産物市場の共通組織に関する法律、特
● 市場に影響を及ぼす場	きない又は適切でな	定の加盟国への援助に関する措置
合	V 1°	

種類	理由	例
		加盟国に与える自国資源の算出に関す
		る許可

5. 欧州委員会各総局内の誰がコンサルテーション活動に責任を負うのか?

ステークホルダーとのコンサルテーションを運営する責任は、それぞれのイニシアティブに責任を負う欧州委員会の各総局に分散されている。欧州委員会の各総局は、本指針に記載される重要な必須要件を考慮に入れた上で、コンサルテーション目標、対象グループ及び利用できるリソースに基づき、コンサルテーションのツールと手法を選択する。

コンサルテーション戦略とコンサルテーション文書は、政策イニシアティブに関して設置された**総局間グループ (ISG)** によって協議され、合意されなければならない⁹⁰。総局間グループは、コンサルテーション戦略及び様々なコンサルテーション活動が関係する要件に沿っていることを確認すると共に、コンサルテーション活動の質(コンサルテーション活動のどの部分が外部委託されているかを含む)を監視する。所与のイニシアティブに関してISGが設置されていない場合、 所管総局は、事務総局と協議し、その承認を求めなければならない。事務総局は、「欧州における貴方の声」ウェブサイト上に全てのパブリックコンサルテーションを掲載する責任を負う⁹¹。

一部の例では、外部のコンサルタントがコンサルテーション作業を支援するあるいは実施することさえもできるが、コンサルテーションの範囲及び目標の設定、そのプロセス、結果並びに最低基準及び要件の遵守については主管総局が引き続き責任を負う92。

6. コンサルテーションの準備及び実施に関する方法-相互に関係する3つのフェーズ

コンサルテーションプロセスは相互に関係する以下の3つのフェーズ(局面)に分けることができる。

- (1) コンサルテーション戦略の確立
- (2) コンサルテーション作業の実施
- (3) 政策立案に関する通知

_

 $^{^{90}}$ ISG を常に設置しなければならないイニシアティブについては、第2章(計画立案)図2を参照。

⁹¹ コンサルテーション文書の承認及びパブリックコンサルテーションの立ち上げの手続きに関する詳細情報については、より良い規制ツールボックスを参照。

⁹² 事務総局は、コンサルテーション活動に従事する職員に特に推奨される「アリアンヌ」研修プログラムに基づくステークホルダーとのコンサルテーションに関する研修セミナーを主催する。

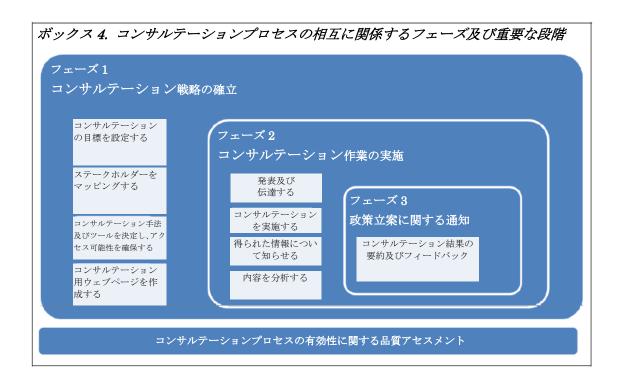
各局面は、質の高い、透明性のあるステークホルダー・コンサルテーションのための枠組みを提供する複数の連続的な手順で構成される。

6.1. フェーズ 1-コンサルテーション戦略の確立

効果的で有用なコンサルテーションは、イニシアティブを策定する過程で実施される全て のコンサルテーション作業を適切に計画することから始まる(コンサルテーション戦略)。

コンサルテーションは、1度限りのイベントではなく、目標、対象グループ、用いる手法・ ツール及びタイミングが状況に応じて変わる可能性があるダイナミックな継続的プロセス である。したがって、以下に掲げる事項を満たすようなコンサルテーション戦略を慎重に 計画し、設計することが重要である。

- 実施される全てのコンサルテーション活動を対象とする
- 適切なコンサルテーション手法、ツール及びコンサルテーションを発表するための伝 達手段を特定する
- 関係しており、関心を抱く全てのステークホルダーにその見解を表明する機会を提供 する
- 考えられる最高の質を有する関連情報を受領するように努める
- 様々なコンサルテーション活動を実施するために必要となる時間及びリソースを定 義する
- コンサルテーション活動によって支援されるイニシアティブが想定している範囲・影響及びコンサルテーション目標に比例している



コンサルテーション戦略は常に事案に固有のものであり、イニシアティブ、影響評価、事後評価又は適合性チェックの計画立案プロセスの早い段階で定義されるべきである。コンサルテーション戦略は、政策の進展又はその他の「より良い規制」ツールの使用により得られた結論を考慮に入れるために、政策策定局面全体を通じて調整される必要があるかもしれない。

コンサルテーション戦略は、次回のコンサルテーション活動についての情報を予めステークホルダーに提供し、ステークホルダーが十分に準備を整える又は参加したいと考えるコンサルテーションを選択することができるようにするため、ロードマップ、開始IA又は事後評価ロードマップで概説されるべきである。したがって、ロードマップ又は開始IAを完了する際には、ISG又は関連する総局がコンサルテーション戦略を協議し、承認しなければならない(本章のポイント5を参照)。

コンサルテーション戦略93は、以下の要素を含むべきである。

第1段階:コンサルテーション目標を設定する

第2段階:ステークホルダーを特定する又は「マッピング」する

第3段階:コンサルテーション手法及びツールを決定し、アクセス可能性を確保する

⁹³ 詳細については、より良い規制ツールボックス内のツール「ステークホルダーとのコンサルテーション」を参照。

第4段階:コンサルテーション用ウェブページを作成する

6.1.1. 第1段階: コンサルテーション目標を設定する

コンサルテーション戦略設計の第1段階は、コンサルテーション目標を定義することである。

- コンサルテーションを実施する目標は何か?
- どのような提案若しくは計画又はそれらのどのような側面について協議するのか?

コンサルテーション目標は、政策策定プロセスの各段階に応じて、たとえば、新たな着想の収集 94 、見解と意見の収集 95 、事実に基づく情報、データ及び知識の収集 96 、既存の着想のテストと分析 97 などとすることができる。

コンサルテーション目標を定義する際に検討すべき問題

- イニシアティブの背景、範囲及び予想される影響並びに政策策定プロセスの段階
- 策定中の計画の **コンサルテーション背景**
 - 既に実施されたコンサルテーション
 - 現在のコンサルテーション後に実施される今後のコンサルテーション及びそれぞれ の目標

これは、既に利用できる情報及びステークホルダー・コンサルテーションによって新たに求められる要素を特定するための一助となるべきである。

コンサルテーションの範囲

- 政策策定プロセスの特定の段階におけるコンサルテーションでは、どのような項目又 は側面が焦点となるのか?
- 政策策定の結果にまだ影響を及ぼすことが可能な場合、どのような項目又は側面が既 に決定されているのか?
- 見解又は意見(主観的)とデータ又は事実(客観的)の収集との間の差異

_

⁹⁴ たとえば、重要な問題、追加すべき政策選択肢、及び、考えられる(間接的な)影響を特定すること。 95 たとえば、所与の主題に関する対応者の意見、所与の政策領域へのEUレベルの関与に関する提案、又 は、選定された政策選択肢に関する実施措置に関する見解。

⁹⁶ たとえば、特定された問題の重大性や規模、及び、その問題の現行政策の実効性に対する潜在的影響を 推定する又は示す上で有用な例/エビデンス/データ/経験。

⁹⁷ たとえば、特定された問題に関する認識が関連するステークホルダーの認識と同じものかどうか/その問題がステークホルダーにとっても優先事項なのかどうかを明確にする、提案が及ぼす可能性のある影響を明確にする、前提条件/仮説を検証する、既存の情報又は分析を外部の品質管理の一形態として認証する、分析に関して批判的なフィードバック又は将来に関する提案を受けるなどである。

目標をコンサルテーション用ウェブページ及び関連するコンサルテーション文書で明瞭に **伝達する**:各コンサルテーション活動の目標に関して透明性を確保することによって、ステークホルダーはコンサルテーションの内容によって影響をうけるのかどうかを迅速にかつ最小限の努力で特定することができるようになる。また、その予測される結果が回答する目標グループの期待とずれが生じるのを避けることができ、コンサルテーションによって求めている情報を得ることができる。

コンサルテーションの範囲は、計画イニシアティブの性質、タイミング及び内容によって 異なる。影響評価が伴うイニシアティブ並びに事後評価及び適合性チェックに関して、範 囲は少なくとも下表に記載する側面を含まなければならない。

影響評価、事後評価及び適合性チェックに関するコンサルテーションの必須範囲98

影響評価を伴う計画99

IAプロセスにおける全てのIA要素に関して、ステークホルダーと協議しなければならない。 したがって、対処しなければならない重要な問題は以下の通りである。

- 取り組むべき問題
- 補完性の問題及びEU次元の問題
- 政策選択肢の利用可能性
- 政策選択肢が及ぼす影響

事後評価及び適合性チェック100

以下に掲げる必須の評価基準に関して、協議することが必要不可欠である。

- 介入の有効性
- 使用した資源との関係で捉えた介入の効率性
- 介入によって対処すべき目標として特定したニーズ/問題と実際の介入の関係性
- 問題となっている介入と、目標が共通しているその他の介入との整合性

⁹⁸ 事後評価とIAが「連続して」行われる場合、関係するステークホルダーがIAの主要な全ての要素に関して意見を求められる限り、パブリックコンサルテーションを1回しか開催しないことも可能である。事後評価がEU外で取られた行動に関するものである場合、又はインターネットが実際的な支援ツールでない場合、コンサルテーション戦略が関連するステークホルダーに接触するための適切なアプローチを想定している限り、この必須の公開協議は免除される可能性がある。総局は、規則の逸脱を申請する前に、事務総局に連絡を取らなければならない。

⁹⁹ 詳細については、第3章「影響評価」を参照。

¹⁰⁰ 詳細については第4章「事後評価及び適合性チェック」を参照。

● 加盟国の行動のみによって成し遂げ得ると考えられる価値とEU介入によって生み出されるEU付加価値との比較

6.1.2. 第2段階: ステークホルダーのマッピング

コンサルテーション戦略の重要な要素は、協議すべきステークホルダー集団を特定する又はマッピングすることである。これによって、最も適切なコンサルテーション手法やツールの決定が容易になる。利用でき、かつ、有用である場合、現代のICTツールは包括的な方法でステークホルダー集団を分類し、特定し、また、ステークホルダー集団に接触するための一助となる。

基本的なルールは、特定の層が推進するバイアス又は歪んだ結論を避ける(規制側が被規制側に実質的に支配されてしまう「規制の虜」となる状況を避ける)ために、イニシアティブを懸念する可能性があるステークホルダーとの間で広くかつ透明性を持って協議し、あらゆる種類の見解を求めることである。

ステークホルダーのマッピングを成功させるためには、以下を行う必要がある101

- 1. 問題となっている政策分野に関係している又は関心があるステークホルダー区分を特定する。
- 2. ステークホルダーを、コンサルテーション対象となる具体的なイニシアティブに対する関心の度合い、又は、そのイニシアティブによって影響を受ける度合いに応じて分類する。

当該政策分野に関係している又は関心があるステークホルダー区分の特定

重要な問題は、どのステークホルダー区分が問題となっている政策分野に関係しているか を特定することである。

各総局は、誰が政策分野に関心を持っているかに関する知識を積み上げるべきである。また、各総局は、所与の分野における専門知識又は技術的知識を持った人々や集団を特定し、以前のコンサルテーション又はあまり正式な形では行われなかった接触や交流において得られた情報を追跡すべきである。加盟国は、自国内の当該政策分野に関して利害を持つグループのリストを提供することを要請される可能性がある。

¹⁰¹ ステークホルダーのマッピングに関する指針については、ツール「ステークホルダーとのコンサルテーション」を参照。

既存の連絡先(例:郵送先又は配布先リスト)、「委員会業務に関する連絡先(Commission at work notifications)」や「透明性登録簿('Transparency register')」への接続、又は、以前のコンサルテーションに参加した人々の記録を出発点として利用できると考えられる。また、特定の政策領域を巡って各総局が設置した諮問グループ若しくは専門家グループ又は常設のステークホルダー集団も、特に焦点を絞ったコンサルテーションへの参加者として検討することができるだろう。さらに、総局間グループのメンバーも新たな連絡先を示唆することができる可能性がある。尚、データ保護の問題について十分な注意を払うべきである¹⁰²。

ステー	ークホルダー区分	(網羅的ではないリスト)
市民/個人		
産業/事業者/労働者団体	•	多国籍/世界企業 国内企業
	•	中小企業 事業者団体 労働組合 商工会議所
EUプラットフォーム、ネ 又は組合	・ ・ ・ ・	営利代表 非営利代表 専門職/技能代表
組織/協会	•	営利を代表する国内組織 非営利を代表する国内組織 専門職/技能を代表する国内組織 国際的/ 政府間組織
公的機関	•	EU機関 国内政府 国会 地方/地域/地方自治体 国内管轄当局/機関
コンサルタント	•	シンクタンク 専門コンサルタント会社 法律事務所
研究/学術機関	•	大学

_

¹⁰² データ保護規則に関する情報については、より良い規制ツールボックスを参照。

- 学校及び教育機関
- 研究所

その他

具体的なイニシアティブに対する関心の度合い又はそのイニシアティブによって影響を受ける度合いに応じたステークホルダーの分類

ステークホルダーが属する種類を理解することによって、コンサルテーション対象となる 具体的なイニシアティブに対するステークホルダーの関心の度合い又はその計画によって 影響を受ける度合いを特定することが容易になる。また、最も適切なコンサルテーション 手法やツールを選択する上でも有用である。

ボックス 5: ステークホルダーの種類

最低基準は、以下に掲げる3種類のステークホルダーを定義している。

- 政策によって影響を受けるステークホルダー
- 政策を実施しなければならないステークホルダー
- 政策に規定された利害関係を有するステークホルダー

ステークホルダー区分<u>間</u>を識別することは有用である。具体的なイニシアティブは(直接、間接を問わず)異なる区分のステークホルダーに著しく異なる方法で影響を及ぼす可能性がある。例:消費者対産業、政策によって利益を得る人々対政策によって支払いを行わなければならない/その活動や行動を変えなければならない人々。

また、特定のステークホルダー区分<u>内</u>における差異も調査すべきである。たとえば、企業は、その規模(例、零細又は中小企業)、立地(第三国企業を含む)、活動種類(公的又は民間、既存事業者又は新規参入事業者)に応じて、具体的なイニシアティブの影響を異なる形で受ける可能性がある。

ステークホルダーのマッピングを成功させるためには、以下の側面を検討すべきである。

● 排除されるおそれがある対象グループを特定する:コンサルテーションへのアクセス又はコンサルテーションに参加する際に投入することができるリソースの利用可能性に関して、ステークホルダー集団の間に差異が存在する可能性がある。たとえば、インターネットへのアクセスが制限された農村地域については、インターネット・ベースのコンサルテーションとは異なるツールを用いることによって、より広い参加が保証される。

- バランスのとれた包括的な対象範囲を求める:社会、経済及び環境団体、大規模及び小規模な組織又は企業、より広い層(例:宗教コミュニティ)及び特定の対象グループ(例:女性、高齢者、失業者、民族的少数派)、EU及び非加盟国の組織(例:EU加盟候補国、パートナー国若しくは発展途上国又はEUの主要な貿易相手国)。また、様々な加盟国内の類似するステークホルダー集団が異なる条件(たとえば、地域のビジネス環境や市場又は規制条件など)の下で活動しており、必ずしも類似の関心を抱いているとは限らないことも認識すべきである。
- 以下のニーズがあるかどうか特定する
 - **特定の経験**、専門知識又は技術的知識、又は
 - EU又は加盟国レベルの組織化された利害関係者とは対照的に、**組織化されてい**ない利害関係者を関与させる
- 「規制の虜」となることを避ける:常に同一の事業者/代表組織と排他的に協議すべきではない。狭い範囲の利害の話を聞くリスクが高まるからである。
- 原則の選択に関して明瞭で透明性のある基準を用いる:会合、会議、又は参加者を 制限した他のタイプのステークホルダーイベントのような対象を絞ったコンサルテ ーションに関しては、コンサルテーションイベントの参加者を事前に選定すること が必要となるかもしれない。

6.1.3. 第3段階:コンサルテーション手法及びツールを決定し、アクセス可能性を確保する

最も適切なコンサルテーション手法及びツール¹⁰³は、コンサルテーションの目標、ステークホルダーの特定、イニシアティブの性質及び必要となる時間とリソースによって決まる。

コンサルテーション戦略は、様々なコンサルテーション手法とツールを用いて、政策策定 プロセスの様々な段階において様々な目的に役立ち、**様々なステークホルダー区分を対象** とする複数のコンサルテーション活動を予測することができる。全てのステークホルダー をあらゆるコンサルテーション活動の対象とするということにしてはならない。

コンサルテーション手法の選択及びコンサルテーションツールの設計に関して、ステークホルダーからのコメントをどのように分析するかを予測する。

コンサルテーションの全体的結果は、様々な手法やツールを通じて、様々な時点で、参加 した全てのステークホルダーから**受領した様々なインプット**(これら全てが最終的な決定

¹⁰³ 考えられるコンサルテーション手法及びツールについては、より良い規制ツールボックスを参照。

のために伝えられる)の総計となる。

コンサルテーション手法

一般に、コンサルテーション目的及びステークホルダーのマッピングを通じて特定された 対象グループに応じて、公開のパブリックコンサルテーション又は、対象を絞ったコンサ ルテーションのいずれかが選択される。、

- 公開パブリックコンサルテーションは、幅広い層の回答者に届くが、これらの回答者がステークホルダーを完全に代表しているかどうかは確認していない。したがって、収集された意見の関係性を徹底的に評価する必要がある104。パブリックコンサルテーションは、透明性とアカウンタビリティを促進することができ、また、イニシアティブに対して最も広範囲の公的認証と支援を確保することができる。
- 対象を絞ったコンサルテーションでは、焦点をより絞った交流又は対話が可能となり、また、非常に特定の又は技術的な主題を取扱う際は特に、専門知識をより効率的に収集できる場合がある。一部のステークホルダーに特権的アクセスを認めるのは避けるべきである。

コンサルテーションツール

コンサルテーション手法の選択がコンサルテーションツールを決定する。最も一般的に用いられるコンサルテーションツールは、コンサルテーション文書又はアンケートを通じた書面によるコンサルテーション及び会合、会議、公聴会その他のイベントを通じたステークホルダーとの直接交流である¹⁰⁵。

最も適切なコンサルテーションツールを選択する際には、以下に掲げる事項を考慮に入れるべきである。

- 比例性
- 交流の必要性の度合い (例:書面によるコンサルテーション対ステークホルダーと のイベント/ オンラインの討議用フォーラム/その他のインターネット・ベースのツール)

¹⁰⁴ これまでの平均回答率はやや低いことから、パブリックコンサルテーションに関するステークホルダーの意識を向上させるために一段の努力を必要としている。

¹⁰⁵ SMEなど特定のグループに接触するための特別のツールがある: DG GROW (欧州委員会成長総局)が管理するステークホルダーとの小企業法フォローアップ (Small Business Act Follow-Up) 会議若しくはSMEパネル協議、又は地域委員会 (Committee of the Regions)、経済・社会委員会 (Economic and Social Committee) その他のプラットフォーム。

- アクセス可能性の検討(言語、障害者その他)¹⁰⁶
- タイミング要件

実際上、効果的なコンサルテーションは、書面によるコンサルテーションツール (公開の パブリックコンサルテーション、対象を絞ったコンサルテーションの両方に用いられる) とステークホルダーとのより直接的な交流の組み合わせを必要とする場合が多い。

コンサルテーションが統計的に代表性のある結果を生み出さなければならない場合、調査 (例:ユーロバロメーター(EUの世論調査))など特定のツールを展望すべきである。

コンサルテーション及びフィ	ードバックに関す	る定められた時間枠
<i>義務付けられているインターネット・ベースの公開パブリックコンサルテーション</i>	実施期間	実施時期
影響評価を伴う計画事後評価適合性チェックグリーン・ペーパー	最低12週間 ¹⁰⁷	ケースバイケースで決定 欧州委員会による採択後
下記について、ステークホルダーがフィ ードバックを行えるようにしなければ ならない	実施期間	実施時期
• 事後評価及び適合性チェック向けの ロードマップ	4週間	公表後
● ロードマップ、開始影響評価	目安が提供され るべき	公表後
● 委任立法の草案108	4週間	加盟国の専門家とのコンサル テーションと並行して行われ る総局間コンサルテーション

¹⁰⁶ 詳細については、ツール「ステークホルダーとのコンサルテーション」を参照。

 $^{^{107}}$ ボックス1で言及した例外的ケースに影響を与えず、かつ、COM(2002) 704に定める一般規則を全面的に尊重する。

¹⁰⁸ 特定の例外が適用される。セクション 4.1 を参照。

		が終了した後
実施法の草案¹⁰⁹	4週間	総局間コンサルテーションが
		終了した後、かつ、コミトロジ
		一委員会(Comitology
		Committee)の投票前
• 欧州委員協議会によって採択される	8週間	欧州委員会による採択後
立法又は政策提案、及び該当する場		
合は添付される影響評価		

6.1.4. 第4段階: コンサルテーション用ウェブページを作成する

策定中の政策イニシアティブに関するコンサルテーション用ウェブページを総局のウェブサイトに作成し、わかり次第、コンサルテーション戦略(様々なコンサルテーション活動の予定日を含む)を公表する。また、コンサルテーションを実施する日も、事務総局が各総局から受領した情報に基づき編集し、「欧州における貴方の声」に公表される欧州委員会コンサルテーション計画立案カレンダーに記載される。

所与のイニシアティブに関係する様々なコンサルテーション活動に関する全ての情報を追加し、更新する。コンサルテーションに関する伝達は明瞭かつ簡潔であるべきである。

様々なコンサルテーション作業に関して、固有のサブページを作成すべきである (例:公開のパブリックコンサルテーション、ステークホルダー会議その他)。

公開のパブリックコンサルテーション用ウェブページへのリンクは、全ての正式EU言語で利用できる「欧州における貴方の声」ウェブサイト上に掲載される。

一貫性及びユーザーにやさしい情報アクセスを確保するため、標準的なコンサルテーションページ用テンプレートを使用すべきである¹¹⁰。標準コンサルテーションページの作成方法に関する注釈付きの手引きが欧州委員会ウェブサイト上で利用できる¹¹¹。

6.2. フェーズ 2-コンサルテーション作業の実施

コンサルテーション戦略がISGによって承認されれば(フェーズ1)、様々なコンサルテーション活動を立ち上げることができる。各コンサルテーション活動に関して、以下の段階

_

¹⁰⁹ 特定の例外が適用される。セクション 4.1 を参照。

¹¹⁰ 詳細情報については、より良い規制ツールボックスを参照。

 $^{{}^{111}\ \}underline{https://myintracomm.ec.europa.eu/corp/sg/en/stakeholder/Pages/template.aspx}$

に従うべきである。

• 第6段階:コンサルテーションを実施する

第7段階:ステークホルダーからのコメントに関して通知する

● 第8段階:内容を分析する

6.2.1. 第5段階:発表し、伝達する

専用ウェブサイトに、予定されているコンサルテーション活動の立ち上げについて発表し、 選択された広報チャネルが全ての対象ステークホルダーに合っていることを確認する。各 総局は、関係する対象グループに届くために最も適切な伝達チャネルを利用すべきである。

コンサルテーション文書及びコンサルテーション用ウェブページに、コンサルテーション 対象グループを明確に記載すべきである。

ボックス 6. コンサルテーションの広報方法

- 記者会見(報道発表及び/又はジャーナリスト向けに行うより綿密な説明の可能性を含む)
- 日中の速報及びニュースレター
- 関連するイベントの最中に行われるスピーチ
- 関連する出版物内で行う発表、ウェブサイトにリンクを付け、一般的及び/又はより特化 したメディア向けに記事を提案する
- 欧州委員会のブログ及びソーシャル・メディア
- 加盟国における欧州委員会代表部及び有用な情報及びリソースを提供することができる DG COMMサイトも広報地点となり得る。
- 情報を広めることができるその他の「中間」組織は、EUの常駐代表部及び加盟国の専門家グループである。加盟国に全国/地方/地域レベルのウェブサイト上で広報活動を行うよう要請する。
- 公開パブリックコンサルテーションを立ち上げる場合、特定のステークホルダーは、「透

明性登録簿(Transparency Register)」又は欧州委員会の通知システムに登録することによって、自動的に注意を喚起される¹¹²。

• 利害関係を有する当事者又は機関に連絡を取る113。

6.2.2. 第6段階:コンサルテーションを実施し、コメントの受領確認メッセージを送る コンサルテーションを円滑に進めるための実務体制に十分配意する必要がある。質問への 回答、技術的問題の解決及びコメントの処理を行うために十分な数の職員を見込んでおく べきである。

コンサルテーション文書

全てのコンサルテーション文書はISGによって、又はISGが存在しない計画のための公開パブリックコンサルテーションについては事務総局によって、承認される必要がある。

コンサルテーション文書の質がコメントの質、したがって政策立案に対する情報の質を決定する。

コンサルテーション文書 (プレゼンテーション、調査又はアンケート) を、草案作成に関与しなかったテスト要員を使ってテストすることは良い慣行である。このテスト要員は、コンサルテーションの実際の対象ステークホルダー又はこのサブグル—プ (小集団) に限りなく近い人々とすべきである。

このテストの目的は、対象集団がコンサルテーション文書を理解しやすく、実際に役立つものと感じるかどうかを調査することにある。テスト要員は、たとえば、他の部課若しくは他の総局の同僚、又は、文書をさらに改善する方法に関して個人的に批判的なフィードバックを提供することができるステークホルダーグループ(例:コンサルテーションの対象が個別のSMEである場合は欧州企業ネットワーク[European Enterprise Network])とすることができる。

ステークホルダーの特定及び「透明性登録簿」

ステークホルダーに確実に貢献してもらうため、コンサルテーション通知の中で、ステークホルダーと彼らの関心事項を特定し、明確に言及することが重要である¹¹⁴。ステークホ

 $^{{\}color{blue}^{112}} \ \underline{https://webgate.ec.europa.eu/notifications/homePage.do?locale=en}$

¹¹³ SMEの権益を代表する組織に対しても、DG GROWが管理する小企業法フォローアップ会議を通じて注意を喚起することができる。

¹¹⁴ 第4段階の下部にあるボックス5(「透明性登録簿」に関する黒丸)も参照。

ルダーが回答する前に要求される個人及び背景情報を用いて、対象としているステークホルダー区分のいずれかに属しているかよって回答を分析できるようになることを確認されたい(例:たとえば、個々のSMEが回答の中でSMEであることを明らかにできない場合、その回答をSMEとして別個に分析することができないだろう)。

EUの意思決定プロセスに影響を及ぼすことを目指した活動に従事している組織、ネットワーク、プラットフォーム又は自営業者は、「透明性登録簿」に登録することが見込まれている。

コンサルテーションに対する回答を分析している間、登録しないことを選択した回答者の コメントは、(コメント提供者が条約の条項を通じた代表的なステークホルダーとして認 識されない限り¹¹⁵)個人の回答として取扱われる。

受領確認

書面によるコメントは、(電子)メール、ウェブツール又はソーシャル・メディアなど様々な形態で提供することができる。ステークホルダーがいずれかの種類のコンサルテーションに対して書面によるコメントを提供する場合はいつでも、コメントを受領した旨の確認メッセージを送り、そのコメントがいつ頃公表される可能性が高いかについての情報を提供することが最良の慣行である。コメントが電子メールにより又はソーシャル・メディア・プラットフォームを使って送られてきた場合、コメント受領の確認メッセージを送るためにこれらと同じチャネルを使うことができる。作業を最小化するため、エントリーポイントで自動的に個々の又は包括的な受領確認メッセージを生成することも可能であろう。

コンサルテーション活動が終了してから15日以内にコメントが公表される場合、この公表は個別の受領確認に取って代わる。15日以内という制限が守られない場合、遅延の理由をウェブサイトで説明し、新たな期限を示すべきである。

6.2.3. 第7段階: ステークホルダーからのコメントに関して通知する

コンサルテーションの過程で受領したコメントを慎重にかつ透明性を確保して取扱うこと は極めて重要であり、ステークホルダーとの有益かつ建設的な協力関係を保持するための 良い基盤を確立する。

ウェブページ上へのコメントの公表

コンサルテーションが終了した後、ステークホルダーが寄せたコメントは公表されるべき である。コメントは提出された言語、及び/又は、コンサルテーション活動向けに使用され

¹¹⁵ 欧州社会対話 (European Social Dialogue) 、TFEU 第 154 条及び第 155 条。

た言語で公表されるべきである。

書面によるコメントをコンサルテーション専用ウェブページに公表すべきである。ステークホルダーとのコンサルテーションイベント(会合、会議、公聴会、その他)が開催された場合、その要約議事録及びイベント中に行われたスピーチ又はプレゼンテーションをコンサルテーション用ウェブサイトで公表すべきである。

関係するデータ保護規則116によると、回答者は以下の選択肢を有する。

- 個人情報を開示してコメントを公表する
- 匿名でコメントを公表する(氏名/組織名称なし)
- 公表はせず、統計的及び分析的目的でコメントを使用する

コンサルテーションの重要な問題について通知する

コンサルテーション戦略で想定した個々のステークホルダー・コンサルテーションで提起された重要な問題を要約した簡潔な文書 (例:非公式な報告書、ステークホルダー会議の議事録、コメントのリスト又は表)を作成し、コンサルテーション用ウェブサイトに公表することは良い慣行である。これは、コンサルテーション活動がより長期にわたって展開される場合に特に有用であり、こうした文書を作成することによって、実施した全てのコンサルテーション活動の結果を要約すべき最終概要報告書の作成が容易になる。

コンサルテーション活動の要約文書は、透明性を高める上で有用であると共に、更なる分析を行うため、また、コンサルテーションが政策立案にどのように役に立ったかについてステークホルダーへフィードバックを行うための基盤となる。

コメントを要約する

特定のコンサルテーション活動を実施している間に受領したコメントについて、簡潔かつ バランスのとれた概観を提供する。

受領したコメントにつ	・ 誰がコメントしたのか?
いての事実に関する情	・コメントした者は誰を代表しているのか?
報を提供する	どのような側面を取り上げているのか?
	・ コメントした者の見解と関心事項は何か?
	・ コメントを送るのにどの伝達チャネルを使用したか?
中立を維持する	・ コメントを受領した通りに文書化する。

¹¹⁶ より良い規制ツールボックスを参照。

98

	修正をしない、見解を示さない又はフィードバックを行わない。
適切なレベルでまとめ	・情報をグループごとにまとめる
る	
プロセスに関して通知	・ コンサルテーション活動に関して、これまで実施した内容及び
する	今後の手順につ
	いて通知する。
免責条項の追記	・ 受領したコメントは欧州委員会及びその各総局の公式的立場
	とみなすことができず、したがって、欧州委員会を法的に拘束
	しないことを強調する。

6.2.4. 第8段階: 内容を分析する

コンサルテーション作業が終了した後、各コンサルテーションにおいて受領した情報を徹底的に分析する必要がある。

一般的に言って、コンサルテーションに対する回答は対象人口を統計的に代表するものではないことに留意されたい。比率は、代表性に関して誤った認識を生み出す可能性があり、したがって、間違った結論を導く恐れがある。統計的に代表できる情報を必要とする場合、適切なコンサルテーション手法(例:アンケート)を採用されたい。

結果を提示する方法は客観的かつ不偏のものであるべきである。

コメントに関する簡潔な概観は、定性的な評価によって補完されるべきである。

回答者のプロフィールに関する簡潔な概観

簡潔な説明データに基づき、回答者のプロフィールを概観することで、たとえば、以下に 関する情報を提供することができる。

- 加盟国及び/又は第三国 における回答者の分布状況
- 回答者のステークホルダー区分別の分布状況
- 特定のコンサルテーションに関係している可能性がある、又は、回答に類似の傾向や 特定の懸念事項が観察される場合の、その他の次元による回答者の分布状況(例:セ クター別のクラスター(群)化)

回答の中身/内容に基づく分析(定性的)

コメントの内容を調査する。

• コメントは質問/期待に応えているか?

- コメントの内容を、コンサルテーション戦略で定義されている、コンサルテーション の目標と比較し、コンサルテーションのテーマと無関係な回答を特定する。
- 回答者が提供する情報(データ/事実)と主観的意見や見解を区別する。可能であれば、 データ/事実の源と信頼性を検証する必要がある。
- 主流の見解と大きく乖離する見解はあるか?
- 回答者はステークホルダー対象グループのリストと一致しているか?一致していない場合、追加のコンサルテーションが必要か?

回答及び回答者の定量的評価を実施する。

- 回答者の政策への関与及び関心
- 回答者が政策によって便益を得る又は影響を受ける方法
- 回答者が誰かに代わって回答しているか、又はある特定の権益を代表しているか?
- コメントはどの程度、また、どのように統合されたか(すなわち、ステークホルダー組織は、良い慣行として、組織内のコンサルテーションをどのように取りまとめ、統合された回答に至ったかについて説明すべきである)

分析の提示

(i) 様々なステークホルダー区分に基づく分析

このアプローチは、いくつかの問題について、様々な、また、潜在的に相反する見解を有する様々なステークホルダー集団と協議する際に適切であろう。

- 主要なステークホルダー区分を区別する- 簡潔な概観が既にこの基盤を築いている
- 主要なステークホルダー区分内のステークホルダーを区別する。例:類似の回答者の プロファイルを識別できる場合(地理的-加盟国グループ1及び加盟国グループ2、市 民一学生及び市民-退職者、又は産業-生産者、仲介者、販売者その他)
- ステークホルダー区分別に分類した後、回答の性質を特定する。

例

- 回答は特定の政策措置を支持/反対/修正を示唆するものか?
- 回答は新たな着想を提供するものか?回答は代替的アプローチを提案するもの

か?

- 回答は政策措置の影響について更なる情報/事実を提供するものか?
- 情報/事実は客観的なものと考えることができるか?提供された情報/事実はどの 程度信頼できるものか (ソースと信頼性を特定する)

この分析の相対的重要性は、コンサルテーション戦略(フェーズ1)におけるコンサルテーション目的に起因するものであるべきである。

(ii) 様々なコンサルテーションテーマに基づく分析

このアプローチは、多くの問題が協議され、また、潜在的に異なる又は相反する見解をそれほど有していない少数のステークホルダー集団と協議する際に適切であろう。

- コンサルテーションに対する回答から生じる主要な問題を特定する
- これらの問題のそれぞれについて主要なステークホルダー区分の各見解を区別し、回答の性質(例:事実対意見)を特定する。質問は、(i)に基づき示唆される通りに構造化することができよう。

6.3. フェーズ 3 - 政策立案への情報抵抗及びフィードバックの提供

コンサルテーション戦略の中で実施された様々なコンサルテーションを通じて受領したコメントは、政策イニシアティブの更なる作業のために情報として提供される。全体的なコンサルテーション作業の結果、得られる可能性のある結論及び関係するその他の問題に関する情報を提供するのは主管総局の判断次第である。

6.3.1. 第9段階 - コンサルテーション全体の結果の要約

十分なフィードバックをステークホルダーに提供すべきである。ステークホルダーとのコンサルテーションに参加する人々にとって、本人たちの情報がどのような形で、かつ、どの程度考慮に入れられたのかを知ること、また、なぜ特定の提案を政策策定の過程で取入れることができなかったのかを理解することは極めて重要である。効果的なフィードバックを提供することは、欧州委員会の政策立案の全体的な透明性に貢献し、欧州委員会のアカウンタビリティと信頼性を高め、将来のコンサルテーションに対してより良い回答を潜在的に求めることになる。

概要報告書

コンサルテーション作業が終了する時点で、実施した様々なコンサルテーション活動の結

果をまとめた全体的な概要報告書を作成すべきである。

概要報告書は、以下の要素で構成されなければならない。

- 同じイニシアティブに関して実施した<u>各</u>コンサルテーション活動の文書化(該当する場合、ロードマップ/開始IAに概説されているコンサルテーション戦略がどのようにして、また、なぜ変更されたのかに関する根拠を含む)
- どのステークホルダー集団が参加したのか、その集団はどの権益を代表しているのか、 また、特定された全てのステークホルダー集団に接触したのかに関する情報
- 同じコンサルテーション範囲に関して様々なコンサルテーション活動が行われた場合、各コンサルテーション活動の結果、それらの結果の比較(相互依存性、一貫性又は矛盾を含む)に関する説明
- 正式なコンサルテーション以外の場で受領した特別のコメントについては、受領した コメントの情報源(ステークホルダーの種類及びそのステークホルダーが代表する権 益の特定を含む)の説明
- コンサルテーション結果がどのような形で政策立案に反映されたかに関するフィー ドバック

概要報告書は、10頁を超えるべきではなく、また、コンサルテーション内容がコンサルテーション用ウェブサイトに公表された際に使用された全ての言語で利用できるようにすべきである。

概要報告書は、総局間コンサルテーション中ずっと、欧州委員会によるイニシアティブの 採択に至るまでイニシアティブに添付されるべきである。コンサルテーションが影響評価 又は事後評価に関して行われた場合、概要報告書はそのIA報告書又は事後評価報告書にも 添付される。

説明用メモ

立法提案の場合、説明用メモは主要なコメントが政策イニシアティブ原案にどの程度考慮 に入れられたのかを反映させるべきであり、また、考慮に入れられていないとすれば、そ の理由を説明すべきである

選定した選択肢についてその理由を挙げられたい。

- なぜ特定の選択肢が排除されたのかを報告する(特に、その選択肢が回答者の支持を 広く得ていた場合)
- 回答者/参加者からのインプット、影響評価、又は、欧州委員会が提案する選択肢を正

当化するその他の要因、の間の繋がりに焦点を当てる。

7. 品質管理

コンサルテーションプロセスに関する内部の品質アセスメント

将来のコンサルテーションを改善する目的で、コンサルテーションプロセスに関して内部の比例的な品質アセスメントを実施することは良い慣行である。総局間グループ内で従事している各総局の間でその結論を、共有すべきあり、ISGが設置されていない場合であれば、そのイニシアティブに関係する各総局(SGを含む)の間で共有すべきである。

コンサルテーション戦略の有効性に関する評価

意見を問われた全ての当事者を対象とするコンサルテーションプロセス終了時点のアンケート調査は、そのプロセス及び最終的な成果物と結果に対するステークホルダーの満足度合いを計る上で有用となり得る。この調査は、最良慣行を特定し、過去の経験から学び、十分に企画されたコンサルテーションプロセスから便益を得るための一助ともなる。この調査結果の要約は、当該イニシアティブのために作成されたコンサルテーション用ウェブページに公表すべきである。

コンサルテーション戦略の評価は、以下の3つの質問に答えるための一助となるべきである。

- (1) コンサルテーション戦略は機能したか? (例:コンサルテーション戦略が目標としたグループに接触できたか、その目標を達成できたか、様々なツールはどの程度効果的かつ効率的であったか、収集された回答はどの程度関係しているか、その影響はどうだったか?)
- (2) コンサルテーションプロセスは機能したか? (例:何がうまく機能して、何がそれほどうまく機能しなかったか、コンサルテーションに参加したステークホルダーはどの程度満足していたか、将来に活かせる教訓にはどのようなものがあるか?)
- (3) コンサルテーションプロセスはどのような影響を及ぼしたか? (例:参加者に対して、結果に対して、政策立案者に対して)

第8章

「より良い規制ツールボックス」の内容

この「より良い規制」に関する指針の様々な章は、より詳細な情報を提供する以下のツール¹¹⁷によって補完されている。

「より良い規制」の一般原則		
1	「より良い規制」の原則	
2	エビデンスの収集	
3	補完性及び比例性	
	影響評価の実施方法	
4	影響評価はいつ必要か?	
5	IA に関してどのような手順を踏むべきか?	
6	支出プログラム及び金融手段に関する IA	
7	ソーシャル・パートナー協約に関する IA 要件	
8	IA 報告書の書式	
9	比例的な IA の実施方法	
10	IA におけるステークホルダーとのコンサルテーション	
11	問題の分析方法	
12	リスクの評価及び管理	
13	目標の設定方法	
14	政策選択肢の特定方法	
15	政策手段の選択	
	影響評価、事後評価及び適合性チェックにおいて影響を特定する方法	
16	影響の特定/選別	
17	セクターごとの競争力に対する影響	
18	研究及び技術革新に対する影響	
19	SME テスト	
20	競争に対する影響	
21	内部市場に対する影響	
22	対外貿易及び対外投資に対する影響	
23	ICT、デジタル経済及び社会に対する影響	
24	基本権及び人権	
25	雇用、労働条件、所得分配及び不平等に対する影響	
26	教育、文化及び若者に対する影響	

¹¹⁷ http://ec.europa.eu/smart-regulation/index_en.htm

-

28 消費者に対する影響 30 発展途上国に対する影響 31 リソースの効率性に対する影響 実施・国内法化及び提案書の作成 32 実施計画 33 国内法化の検証 34 説明用メモの原案作成 事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 37 事後評価の準備 38 計画立案: (5 年毎の) 継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価の連備 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価の設計 42 事後評価の設計 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価におけるスアークホルダーとのコンサルアーション 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価の職員作業文書 49 フォローアップ行動計画 大テークホルダーとのコンサルアーション 50 ステークホルダー・コンサルデーション向けのツール 事後、モデル及び便益を評価する手法 費用及び便益を評価する手法 51 費用及び便益を評価する手法 52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法 54 割引率の使用 <	27	健康に対する影響	
30	28	消費者に対する影響	
フィースの効率性に対する影響 実施、国内法化及び提案書の作成 実施計画 国内法化の検証 説明用メモの原案作成 実施状況のモニタリング まとりングの仕組み及び指標 事後評価及び適合性チェック 事後評価の準備 計画立案: (5年毎の) 継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価の設計 事後評価の設計 事後評価の設計 事後評価の設計 事後評価の設計 事後評価の設計 事後評価の設計 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 事後評価の実施 41 事後評価の実施 42 事後評価の実施 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール 手法、モデル及び費用・便益 費用及び便益を評価する手法 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 封引率の使用 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	29	領土に対する影響	
実施、国内法化及び提案書の作成 32 実施計画 33 国内法化の検証 実施状況のモニタリング まのよりの仕組み及び指標 事後評価及び適合性チェック 36 事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 37 事後評価の準備 38 計画立案: (5年年の) 継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価の下でップの策定 41 事後評価の設計 42 事後評価を求められるのがあるか? 44 事後評価の設計 42 事後評価の設計 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価の職員作業文書 49 フォローアップ行動計画 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション向けのツール 手法、モデル及び費用・便益 51 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	30	発展途上国に対する影響	
32 実施計画 33 国内法化の検証 説明用メモの原案作成 説明用メモの原案作成	31	リソースの効率性に対する影響	
国内法化の検証 説明用メモの原案作成 実施状況のモニタリング 表施状況のモニタリング 表施状況のモニタリング 表別 本との 本といつ評価を求められるのか? 事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 事後評価の準備 まの 本の 本の 本の 本の 本の 本の 本の		実施、国内法化及び提案書の作成	
実施状況のモニタリング 実施状況のモニタリング 36 年後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 37 事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 38 計画立案: (5 年毎の)継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価の下でマップの策定 41 事後評価の設備 42 事後評価の設備 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価の表し 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価の職員作業文書 49 フォローアップ行動計画 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール 事法、モデル及び費用・便益 51 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	32	実施計画	
実施状況のモニタリング 35 モニタリングの仕組み及び指標 事後評価及び適合性チェック 36 事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 事後評価の準備 38 計画立案: (5 年毎の) 継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価の限計 41 事後評価とおけるスプラーの策定 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価の実施 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価結果の公開 49 フォローアップ行動計画 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション 第月及び便益の経験 <th col<="" td=""><td>33</td><td>国内法化の検証</td></th>	<td>33</td> <td>国内法化の検証</td>	33	国内法化の検証
35 モータリングの仕組み及び指標 36 事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 37 事後評価の準備 38 計画立案: (5年毎の)継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価ロードマップの策定 41 事後評価の設計 42 事後評価の設計 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価を課金の法贈 49 フォローアップ行動計画 Xテークホルダー・コンサルテーション向けのツール 手法、モデル及び費用・便益 51 費用及び便益の種類 52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	34	説明用メモの原案作成	
#後評価及び適合性チェック 36 事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 37 事後評価の準備 38 計画立案: (5 年毎の) 継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価ロードマップの策定 41 事後評価の設計 42 事後評価基準及び質問の特定 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価結果の公開 49 フォローアップ行動計画		実施状況のモニタリング	
36 事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか? 37 事後評価の準備 38 計画立案: (5 年毎の) 継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価ロードマップの策定 41 事後評価の設計 42 事後評価基準及び質問の特定 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価結果の公開 49 フォローアップ行動計画 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール 手法、モデル及び費用・便益 51 費用及び便益の種類 52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	35	モニタリングの仕組み及び指標	
37 事後評価の準備 計画立案: (5 年毎の) 継続的評価計画 計画立案: (5 年毎の) 継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価ロードマップの策定 41 事後評価の設計 42 事後評価基準及び質問の特定 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価部果の公開 フォローアップ行動計画 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダーとのコンサルテーション 51 費用及び便益の種類 52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析 手法		事後評価及び適合性チェック	
計画立案: (5年毎の) 継続的評価計画 39 総局間運営グループの設置 40 事後評価ロードマップの策定 41 事後評価の設計 42 事後評価基準及び質問の特定 43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価部果の公開 7オローアップ行動計画 27オローアップ行動計画 27オローアップ行動計画 27オローアップ行動計画 27オローアップ行動計画 37カー・コンサルテーション向けのツール 51 費用及び便益の種類 52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析 手法	36	事後評価とは何か、またいつ評価を求められるのか?	
総局間運営グループの設置 事後評価ロードマップの策定 事後評価ロードマップの策定 事後評価の設計 事後評価基準及び質問の特定 報討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 事後評価の実施 日質アセスメントの実施 事後評価の職員作業文書 事後評価結果の公開 フォローアップ行動計画 ステークホルダーとのコンサルテーション フォローアップ行動計画 東後評価結果の公開 フォローアップ行動計画 東後評価を表示しています。 東後評価を表示しています。 東後評価を表示しています。 東接評価を表示しています。 東接、モデル及び費用・便益 費用及び便益の種類 52	37	事後評価の準備	
40事後評価ロードマップの策定41事後評価の設計42事後評価基準及び質問の特定43検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか?44事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション45事後評価の実施46品質アセスメントの実施47事後評価の職員作業文書48事後評価結果の公開49フォローアップ行動計画ステークホルダーとのコンサルテーション50ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	38	計画立案: (5年毎の) 継続的評価計画	
41事後評価の設計42事後評価基準及び質問の特定43検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか?44事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション45事後評価の実施46品質アセスメントの実施47事後評価の職員作業文書48事後評価結果の公開49フォローアップ行動計画ステークホルダーとのコンサルテーション50ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	39	総局間運営グループの設置	
42事後評価基準及び質問の特定43検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか?44事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション45事後評価の実施46品質アセスメントの実施47事後評価の職員作業文書48事後評価結果の公開49フォローアップ行動計画ステークホルダーとのコンサルテーション50ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	40	事後評価ロードマップの策定	
43 検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか? 44 事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション 45 事後評価の実施 46 品質アセスメントの実施 47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価結果の公開 49 フォローアップ行動計画 ステークホルダーとのコンサルテーション 50 ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール 手法、モデル及び費用・便益 51 費用及び便益の種類 52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	41	事後評価の設計	
44事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション45事後評価の実施46品質アセスメントの実施47事後評価の職員作業文書48事後評価結果の公開ステークホルダーとのコンサルテーション50ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	42	事後評価基準及び質問の特定	
45事後評価の実施46品質アセスメントの実施47事後評価の職員作業文書48事後評価結果の公開ステークホルダーとのコンサルテーション50ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	43	検討しなければならない重要な影響としてどのようなものがあるか?	
46品質アセスメントの実施47事後評価の職員作業文書48事後評価結果の公開49フォローアップ行動計画50ステークホルダーとのコンサルテーション51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	44	事後評価におけるステークホルダーとのコンサルテーション	
47 事後評価の職員作業文書 48 事後評価結果の公開 49 フォローアップ行動計画 50 ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール 51 費用及び便益の種類 52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	45	事後評価の実施	
48事後評価結果の公開49フォローアップ行動計画50ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	46	品質アセスメントの実施	
49フォローアップ行動計画ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	47	事後評価の職員作業文書	
ステークホルダーとのコンサルテーション50ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	48	事後評価結果の公開	
50ステークホルダー・コンサルテーション向けのツール手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	49	フォローアップ行動計画	
手法、モデル及び費用・便益51費用及び便益の種類52費用及び便益を評価する手法53事務費用を推定するための「標準費用モデル」54割引率の使用55政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法		ステークホルダーとのコンサルテーション	
51 費用及び便益の種類 52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	50		
52 費用及び便益を評価する手法 53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法		手法、モデル及び費用・便益	
53 事務費用を推定するための「標準費用モデル」 54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	51	費用及び便益の種類	
54 割引率の使用 55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析手法	52	費用及び便益を評価する手法	
55 政策選択肢を比較するため、又は、既存の介入の成果を評価するための有用な分析 手法	53	事務費用を推定するための「標準費用モデル」	
手法	54		
56 IA 又は事後評価における分析モデルの利用	55		
	56	IA 又は事後評価における分析モデルの利用	

57	多基準分析
58	ライフサイクル分析
59	視覚補助の利用

用語集

用語	意味
アジェンダ・プラ	アジェンダ・プランニング(Agenda planning, AP)は、欧州委員協議会
ンニング	(College)による採択へと進む最も重要なイニシアティブを管理し、追跡
	するために開発された欧州委員会の ツールである。APへの登録事項は、
	時期及び内容、採択手順、ロードマップ(該当する場合)へのリンクに関
	する情報を提供すると共に、影響評価(Impact assessment, IA)及び/又は
	実施計画(Implementation Plan, IP)が作成されつつあるかどうかを示し
	ている。
適用	適用とは、法律が施行された後で、その要件を実際に日常業務の中で実行
	に移すことを意味する。EU規制(Regulations)は、施行された日から直
	接適用される。一方、EU指令(Directives)で定められた規則は、当該EU
	指令を国内の法律へ移行することを定めた国内法の施行日からでしか適用
	されない。適用は国内法化及び実施に関して使用される。
コンサルテーシ	コンサルテーションは、特定の介入に関して、欧州委員会内(総局間コン
ョン	サルテーション)及び欧州委員会外(ステークホルダーとのコンサルテー
	ション)に属するその他の関係者からフィードバック、コメント、エビデ
	ンスその他の情報を収集するプロセスを指す。
コンサルテーシ	コンサルテーション戦略は、所与の問題に関してステークホルダーの見解
ョン戦略	を確認するために1つ又は複数のアプローチを立案する。コンサルテーシ
	ョン戦略は、欧州委員会が準備中の新たなイニシアティブについて、関係
	するステークホルダーを特定し、コンサルテーション活動のための適切な
	手法、ツール及びタイミングを決める。たとえば、ウェブ・ベースのパブ
	リックコンサルテーションは、ワークショップ、会議、書簡などのアプロ
	ーチによって補完される場合がある。ロードマップは、コンサルテーショ
	ン戦略に関する情報を提供する。
事後評価/ 事後評	事後評価は、単一のEU介入に関して、その有効性、効率性、一貫性、関連
価報告書	性及びEU付加価値を評価することである。ロードマップは、事後評価作業
	及びそのタイミングに関する情報を提供する。事後評価報告書(SWDの形
	態)は主管総局によって作成され、事後評価の結果及び結論を提示する。
	主要な事後評価報告書は、欧州委員会からの正式報告書の一部として公表
	及び/又は立法者への送信が行われる前に、規制精査委員会によって、関係
	する指針の要件に照らしてその質を検証される。
適合性チェック/	適合性チェックは、1つの政策領域/事業セクター内で行われる複数の相互に
適合性チェック	関係するEU介入に関して、その有効性、効率性、一貫性、関連性及びEU
報告書	付加価値を評価することである。適合性チェックは、過剰な負担、不一致、

	陳腐化した又は効果のない措置を特定すると共に、法律がもたらす累積的
	な影響を見極めるための一助となる。
	適合性チェック報告書(SWDの形態)は、適合性チェックの結果を提示す
	る主管総局によって作成される。 <i>主要な</i> 適合性チェック報告書は、欧州委
	員会からの正式報告書の一部として公表及び/又は立法者への送信が行われ
	る前に、規制精査委員会によって、関係する指針の要件に照らしてその質
	を検証される。
金メッキ処理	金メッキ処理は、EU指令をその国内法に移行しなければならない又はEU
	法を実施しなければならない加盟国が、この機会を利用して、国内法化さ
	れたEU法が想定した要件又は基準を超えた追加の要件、義務又は基準をそ
	の国内法の対象者に課すプロセスを指す。
影響	影響評価プロセスにおいて、影響という用語は、所与の政策選択肢/介入が
	実施、適用されることにより、起きることが見込まれる全ての変化を指す。
	そのような影響は、様々な時間尺度で発生し、様々な主体に影響を及ぼし、
	様々な規模(地域、地方及びEU)に関係する可能性がある。事後評価の中
	で用いられる場合、影響は特定の介入に関して、長期間にわたって発生す
	る変化を指す。
影響評価/ 影響評	影響評価は、十分に定義された問題に対処する目的で設計された様々な政
価報告書	策選択肢の長所を評価し、比較する統合プロセスである。影響評価は、政
	治的意志決定を支援するが、これに代わるものではない。ロードマップは、
	影響評価が計画されているかどうかを通知する又は影響評価が実施されな
	い根拠を示す。影響評価報告書は、影響評価プロセスの結果を提示する主
	管総局が作成する職員作業文書である。影響評価報告書は、欧州委員会内
	の意思決定を支援し、また、関係するイニシアティブの欧州委員協議会に
	よって採択された後、立法者へ送信される。各IA報告書の質は、規制精査
	委員会によって関連する指針の要件に照らして、検証される。
実施	実施とは、EU法の各条項を完全に適用できるようにするためのプロセスを
	指す。EU指令については、その要件を国内法へ移行することによって実施
	されるが、「規制」又は「決定」などその他のEU介入については、その他
	の措置が必要となる可能性がある(例:規制の場合、当該規制に直接関係
	することはないが、間接的には影響を受けるその他の法律を当該規制の定
	義及び要件に合わせる必要がある等)。EU法は正確に国内法化されなけれ
	ばならない一方、同時に、望ましい政策目標を実現するために適切に適用
	されなければならない。
実施計画	実施計画は、欧州委員会及び加盟国が特定の新たな指令及び規制を実施す
	るのを支援するために作成される職員作業文書である。実施計画書は、影
	響評価及び提案自体に添付される。この計画書は、時宜に適った、効果的

	かつ論理一貫した実施を保証するために実施ニーズ及び様々な事業体に要
	求される行動を特定する。ロードマップは、実施計画書が策定されている
	かどうかを通知する。
開始影響評価	開始影響評価は、問題、その根底にある要因、政策目標、政策選択肢及び
	これらの政策選択肢が経済、社会、環境に及ぼす影響を当初の段階で説明
	したものである。開始影響評価は、ステークホルダーがフィードバック、
	情報及び意見を提供するための包括的な基盤となる。
総局間(運営)グ	総局間グループとは、欧州委員会の2つ以上の総局又は部署からの代表者で
ルループ	構成されるグループであり、横断的な問題の優先順位について協議すると
	共に、2つ以上の総局又はその他の欧州委員会の部署の意思疎通を必要とす
	おに、2つめ上の心向人はその他の飲用委員会の命名の意志味過を必要とす。 る政策立案プロセスの各要素を運営し、監視する。総局間運営グループは、
	影響評価、ステークホルダーとのコンサルテーション、事後評価及び適合
ノーンマニュブ	る。
イニシアティブ	イニシアティブとは、特定の問題又は社会的ニーズに対処するためEUレベースではよりスポ第七本では、
	ルで作成される政策文書である。影響評価はイニシアティブの政策内容に
A 7	情報をインプットするために複数選択肢を評価する。
介入	介入は、様々な種類のEU活動を説明するための包括的用語として使用され
	る。これには、支出及び非支出措置、法律、行動計画(アクション・プラ
A	ン)、ネットワーク及び諸機関を含む。
介入論理	介入論理は、取組む必要がある問題(又は追求する必要がある目標)、そ
	の問題の根底にある要因及びその問題に取り組む又はその目標を達成する
	ために利用できる政策選択肢(又は実際に講じられるEU措置)の間にある
	論理的関係である。この介入論理は、前向きの影響評価及び回顧的な事後
	評価の両方に使用される。
モニタリング	モニタリングは、欧州委員会によるEU法の実施及び適用又は支出プログラ
	ムの進捗状況を追跡するプロセスを指す。
REFIT	REFITは、2012年12月に立ち上げられた欧州委員会の規制適合性及び実績
	プログラム(Regulatory Fitness and Performance programme)である。
	REFITに基づき、EU法をより簡素に、より軽く、より効率的に、また、よ
	り低コストにするための措置が講じられ、これによって、成長と雇用を支
	える明瞭な、安定した、負担が最も少ない、また、より予測可能な規制枠
	組みの構築に寄与する。
規制精査委員会	欧州委員会内の機関であり、影響評価報告書原案及び主要な回顧的な事後
	評価を精査し、それらの報告書/評価の質を向上させる又は将来に向けた指
	針を提供するために意見書を出す。
ロードマップ	ロードマップは、欧州委員会が策定しているイニシアティブの政治的認証

	を具体化するため、また、予定されているコンサルテーション作業、影響
	評価、事後評価、適合性チェックについての情報をステークホルダーに提
	供するためのツールである。ロードマップは早い段階で事務総局により欧
	州員会ウェブサイト上に公表され、ステークホルダーが政策立案プロセス
	に適時にかつ効果的にコメントを作成できるよう支援する。
SME	SMEは、零細及び中小企業(Small and Medium-sized Enterprises)の略
	語である。SMEは、欧州委員会勧告2003/361により、250人未満を雇用し、
	年間売上高がEUR 5000万ユーロを超えない及び/又は年次貸借対照表の合
	計額が4300万ユーロを超えない企業として定義される。
ステークホルダ	ステークホルダーは、EU介入によって影響を受ける、EU介入の対象とな
<u>-</u>	る又はその他の形でEU介入に関係する個人又は事業体である。
国内法化	国内法化は、EU指令に定める権利及び義務を加盟国の国内法に組み入れる
	ことによって、EU指令の条項に法的効力を与えるプロセスを指す。加盟国
	がEU法を国内法化しない、及び/又は、どのような措置を講じたかを欧州委
	員会に通知しない場合、欧州委員会は行動を起こす可能性がある。国内法
	化が全く又は一部しか行われない場合、欧州委員会は正式に不履行訴訟を
	開始し、最終的に加盟国に対する訴訟を欧州司法裁判所に提起することが
	できる。